

はじめに

長島町では、平成 29 年度に長島町障害者計画を策定し、総合的な障がい者施策を展開するとともに、「障害者総合支援法」及び「児童福祉法」に基づく、第 6 期長島町障害福祉計画及び第 2 期長島町障害児福祉計画を令和 2 年度に策定し、サービス提供量の確保や成果目標の達成に向けて取り組み、障がい児施策についても児童の発達支援や医療的ケア児の実態把握・支援対策等について、関係機関とも連携しながら進めてきました。



国においては、障がいのある人もない人も、地域でともに暮らし、ともに活動できる社会の実現に向けて、障がいのある人が自ら望む自分らしい生活を送るために、自立と社会参加を推進する取組が進められており、長島町においてもこの考え方に沿って、障がいのある人もない人も分け隔てなくともに生きる社会づくりを目指していく必要があります。

こうした中、これまでの成果を引き継ぎ発展させるとともに、残された課題やこれから起こりうる新たな課題の解決に向け、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するための指針として新たな「長島町障がい者計画」、そして「第 7 期長島町障がい福祉計画及び第 3 期長島町障がい児福祉計画」を策定いたしました。

今後は、これらの計画に基づき、『ともに生き、ともに支え合う やさしさのまち』の実現を目指して取り組みを進めてまいります。

本計画を実現していくためには、町民の皆さまをはじめ、関係者の方、関係団体・機関と連携・協議が不可欠となるため、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました長島町障害福祉計画策定委員会の皆様をはじめ、アンケート調査のご協力などにより貴重なご意見をいただきました皆さまに厚くお礼申し上げます。

令和 6 年 3 月

長島町長 川添 健

目 次

第1部 総論	1
第1章 計画の策定にあたって.....	3
1 計画策定の趣旨.....	3
2 計画の性格及び法的根拠.....	4
3 計画の期間.....	4
4 関連計画との関係.....	5
5 障がいのある人を取り巻く環境の変化.....	6
6 計画の策定体制.....	15
第2章 障がい者の現状等.....	17
1 総人口の推移.....	17
2 障がい者の状況.....	18
3 アンケート調査結果概要.....	25
第3章 基本理念.....	41
1 基本理念.....	41
2 基本方針.....	41
3 基本的な考え及び策定作業について.....	42
第2部 障がい者計画	43
第1章 計画の基本的事項.....	45
1 基本的な考え方.....	45
2 基本的な方針.....	45
3 計画の体系.....	46
第2章 重点施策.....	47
重点施策1 町民の理解促進.....	47
重点施策2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	47
重点施策3 まちづくりの推進.....	48
重点施策4 障がい福祉サービス提供体制の充実.....	48
重点施策5 地域移行の支援.....	49
重点施策6 障がい児の支援.....	49
重点施策7 社会参加の促進.....	50
重点施策8 雇用・就業の支援.....	50
第3章 施策の展開.....	51
1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止.....	51
2 安全・安心な生活環境の整備.....	53
3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実.....	55
4 防災、防犯等の推進.....	57
5 行政における配慮の充実.....	59
6 保健・医療の推進.....	60
7 自立した生活の支援、意思決定支援の推進.....	62
8 教育の振興.....	67
9 雇用・就業、経済的自立の支援.....	69
10 文化芸術活動・スポーツ等の振興.....	71
第3部 障がい福祉計画及び障がい児福祉計画	73
第1章 基本指針の見直しの主なポイント及び成果目標.....	75

1 基本指針の見直しの主なポイント.....	75
2 基本指針における障がい(児)福祉計画に係る成果目標.....	77
第2章 成果目標の設定.....	78
1 本項の内容と目的.....	78
2 成果目標.....	78
3 前期計画における指定障がい福祉サービス等の実績.....	83
第3章 活動指標の設定.....	86
1 訪問系サービス.....	86
2 日中活動系サービス.....	87
3 自立生活援助・居住系サービス.....	89
4 発達障がい.....	90
5 相談支援.....	91
6 その他の指標.....	92
第4章 地域生活支援事業.....	94
1 必須事業.....	94
2 任意事業.....	97
3 町独自事業.....	97
第4部 計画の推進にあたって.....	99
1 計画の周知.....	101
2 計画の推進体制の確立.....	101
3 国・県及び近隣自治体との連携.....	101
4 計画の評価・検討.....	101
資料編.....	103
長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱.....	105
長島町障害福祉計画策定委員会委員名簿.....	106
用語解説.....	107

※表記の取り扱い

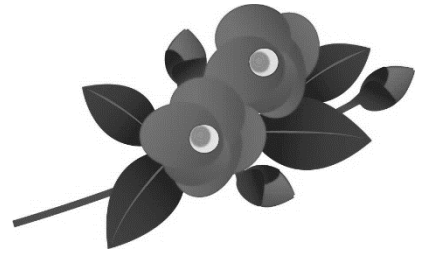
(1) 「障害者」を「障がい者」と表記します。

何らかの名称などで「障がいのある人」と表現することが適当でない場合は、「障がい者」と「害」を「がい」とひらがなで表記します。

(例：障がい者等、障がい福祉、障がい者施策、障がい者スポーツなど)

(2) 法令等の名称及びそれらの中で特定のものを示す用語、組織、団体、施設名等の名称を除き、「障害」を「障がい」と表記します。

(例：障がい程度、障がい種別、重度障がい、重複障がいなど)



第1部 総論





第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

これまで長島町（以下、「本町」という。）では、平成 29 年度に「長島町障害者計画」、令和 2 年度に「第 6 期長島町障害福祉計画及び第 2 期長島町障害児福祉計画」を策定し、本町で暮らす障がいのある方々のための施策等について基本的な方向性を定めるとともに、目標値の設定や各年度のサービス量の見込みを定め、障がいのある人等が必要とする支援の提供を進めてきました。

国では、「障害者の権利に関する条約」（以下、「障害者権利条約」という。）批准後、「障害者基本計画」を策定し、共生社会の実現を目指し、障がいのある人自らの決定に基づいて社会参加や自己実現を進めていくこととなりました。その他にも、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」という。）の施行、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」（以下、「障害者総合支援法」という。）及び「児童福祉法」の改正、「障害者による文化芸術活動の推進に関する法律」（以下、「障害者文化芸術推進法」という。）の成立など、障がい者福祉に関する法制度の整備が進められています。

また、平成 27 年に国連で採択された「持続可能な開発目標（SDGs）」（以下、「SDGs」という。）では、策定過程において障がいのある人が当事者として参画し、障がい者福祉に関する目標が設定されました。本町においても、障がい者福祉の取組に関しても SDGs の視点を取り入れる必要があります。

さらに、令和 2 年以降、新型コロナウイルス感染症が全国的に拡大し、住民の生活に大きな影響を及ぼしました。令和 5 年 5 月 8 日から感染症法上の 2 類相当から 5 類へ見直しが行われ、原則、季節性インフルエンザと同様の取扱いとなりましたが、その影響は未だに残っている状況です。特に、障がいのある人や高齢者といった弱い立場に置かれている方々にとって、サービスの利用控え、事業所や施設によるサービス提供の縮小、感染拡大防止のためのソーシャルディスタンス確保や、マスク着用などのいわゆる「新しい生活様式」に対する適切な対応が求められています。

本町においては、こうした社会状況を鑑みながら、本町の現状・課題を踏まえてさらなる障がい者施策の充実を図っていく必要があります。以上から、国や鹿児島県の計画との調和を図りつつ、「長島町障がい者計画」、「第 7 期長島町障がい福祉計画及び第 3 期長島町障がい児福祉計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。

2 計画の性格及び法的根拠

本計画の性格及び法的根拠は以下の通りです。

図表 1: 計画の性格と法的根拠

	障がい者計画	障がい福祉計画	障がい児福祉計画
法的根拠	障害者基本法	障害者総合支援法	児童福祉法
市町村の策定義務	義務	義務	義務
計画の性格	障がい者の施策全般にわたる基本的な事項を定める	障がい福祉サービスに関する3年間の実施計画	
国・県の計画との関係	国の障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本にして策定	国の基本指針に則して作成し、市町村障がい福祉計画を積み上げていく形で都道府県障がい福祉計画を策定	
計画期間	規定なし	3年を一期として作成することを基本としつつ地域の実情等を考慮し柔軟な期間設定を可能とする	
策定後の対応	市町村長は議会に報告するとともにその趣旨を公表	市町村は遅滞なく都道府県知事に提出	

3 計画の期間

障がい者計画は令和6年度から令和11年度の6年間の計画、障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は令和6年度から令和8年度までの3年間の計画です。

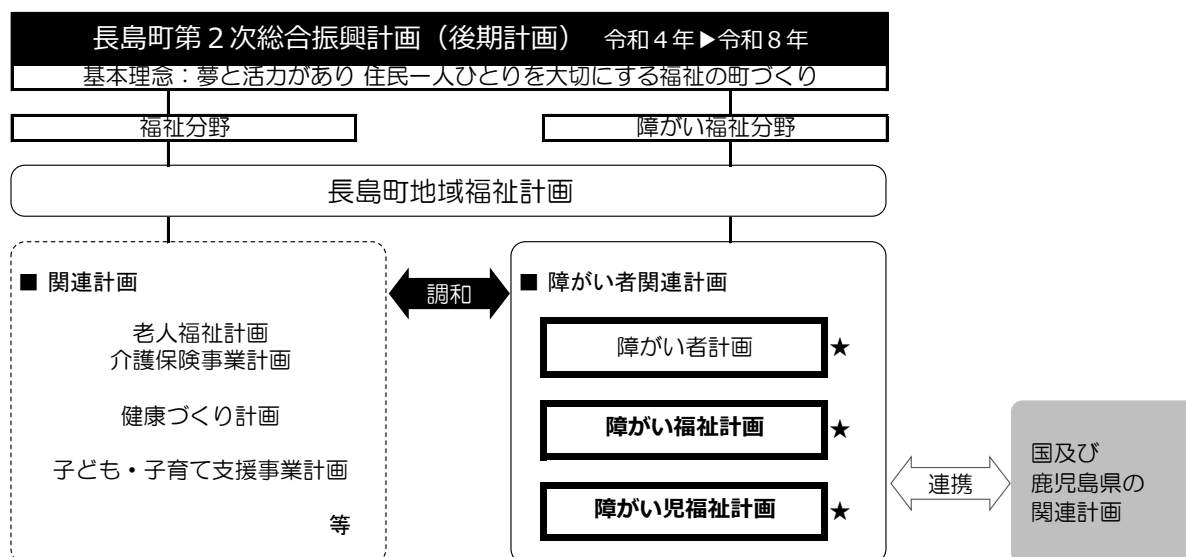
図表 2: 計画の期間

令和3年 (2021)	令和4年 (2022)	令和5年 (2023)	令和6年 (2024)	令和7年 (2025)	令和8年 (2026)	令和9年 (2027)	令和10年 (2028)	令和11年 (2029)
(前期計画)	長島町第2次総合振興計画(後期計画)					※次期計画		
	長島町地域福祉計画			※次期計画				
	(前期計画)		長島町障がい者計画					
	長島町第6期障害福祉計画 第2期障害児福祉計画		長島町第7期障がい福祉計画 第3期障がい児福祉計画			※次期計画		

4 関連計画との関係

本町の上位計画である「長島町第2次総合振興計画（後期計画）」（計画期間：令和4年度～令和8年度）における障がい福祉分野の部門別計画として位置づけられます。保健福祉分野の各計画と調和を図りながら策定しています。

図表 3: 関連計画との関係



5 障がいのある人を取り巻く環境の変化

(1) 障がい福祉サービス制度及び関係法令の変遷

図表 4: 障がい福祉サービス制度及び関係法令の変遷

年度	障がい福祉サービス制度	関係法令等
H25	◎障害者総合支援法施行(H25.4～) ・障がい者の範囲に難病を加える ・重度訪問介護の対象者を知的障がい者、精神障がい者にも拡大など	「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(H25.6 成立、H28.4～施行) ・障がいを理由とする差別の禁止 ・相談及び紛争防止のための体制の整備 ・啓発活動等の差別解消のための支援措置 など
H26		『障害者権利条約』日本における発効 (H26.2)
H27		『持続可能な開発目標(SDGs)』国連サミットで採択
H28		「障害者雇用促進法」改正 (H28.4 成立、H30.4～施行) ・雇用の分野における障がいを理由とする差別の禁止 など 「成年後見制度の利用の促進に関する法律」(H28.5～施行)
H29		
H30		介護保険法等の一部改正(共生型サービスの位置づけ) H30.4 「障害者文化芸術推進法」(H30.6～施行)
R1	「障害者総合支援法」、「児童福祉法」改正 (H30.4～施行) ・自立生活援助、就労定着支援の新設など	「視覚障害者等の読書環境の整備に関する法律」(R1.6～施行)
R2		「聴覚障害者等による電話の利用の円滑化に関する法律」(R2.12～施行) 「障害者差別解消法」改正 (R3.6 公布、公布後3年以内に施行) ・事業者に対し合理的配慮の提供を義務付け など
R3		「医療的ケア児支援法」(R3.9～施行)
R4		「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」(R4.5～施行)
R4	「児童福祉法」改正 (R4.6 公布) 「障害者総合支援法等改正法」(R4.12 公布 R6.4 まで順次施行) ・児童発達支援センターの機能強化、地域生活や就労の支援、精神障がい者の権利擁護の推進、難病患者等の医療の充実など	「改正障害者雇用促進法」施行 (R5.4～施行 R6.4～施行) ・雇用の質の向上のための事業主の責務の明確化 ・精神障がい者である短時間労働者の雇用率算定に係る特例の延長 など
R5		

[出典] 鹿児島県障害者計画(第5次)掲載資料を基に作成

(2) 第5次障害者基本計画概要（国資料抜粋）

① 障害者基本計画（第5次）の位置づけ

位置付け： 政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画（障害者基本法第 11 条に基づき策定。また障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法第 9 条第 1 項の規定に基づき策定。）

計画期間： 令和 5 (2023)年度から令和 9 (2027)年度までの 5 年間

② 障害者基本計画（第5次）の基本的考え方

基本理念： 共生社会の実現に向け、障害者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障害者の社会参加を制約する社会的障壁を除去するため、施策の基本的な方向を定める。

基本原則： 地域社会における共生等、差別の禁止、国際的協調

③ 各分野に共通する横断的視点

ア 条約の理念の尊重及び整合性の確保

- 「私たちのことを、私たち抜きに決めないで」の考え方の下、「インクルージョン」を推進する観点から、障害者を施策の客体ではなく、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会に参加する主体として捉えるとともに、障害者施策の検討及び評価にあたっては、障害者が政策決定過程に参画することとし、障害者の意見を施策に反映させることが求められる。その際、障害者の社会参加は、障害者の自立にもつながることに留意する。

イ 共生社会の実現に資する取組の推進

- 障害者が経験する困難や制限は、障害者個人の障害と社会的な要因の双方に起因するという視点に照らし、事物、制度、慣行、観念等の社会的障壁の除去を進める必要がある。社会的障壁の除去にあたっては、障害者の参加を確保し、障害者の意見を施策に反映させるとともに、障害者・行政機関・事業者・地域住民といった様々な関係者が協力して取組を進めていくことが重要である。そのためには、人的支援等による環境整備と、合理的配慮の提供を両輪として障害者のアクセシビリティ向上を図ることが重要であり、社会のあらゆる場面でアクセシビリティ向上の視点を取り入れていく。
- 障害者への移動支援や情報提供、意思疎通、意思決定支援等様々な場面で、新たな技術の利活用について検討を行い、積極的な導入を推進する。その際、当該機器・サービスが新たな社会的障壁となる可能性があることにも留意することとする。

ウ 当事者本位の総合的かつ分野横断的な支援

- 障害者の尊厳、自律及び自立の尊重を目指す障害者権利条約の趣旨を踏まえ、障害者がライフステージを通じて適切な支援を受けられるよう、各分野の有機的な連携の下、施策を総合的に展開し、切れ目のない支援を行う。
- 支援に当たっては、障害者施策が、障害者が日常生活又は社会生活で直面する困難に着目して講じられる必要があること、障害者の支援は、障害者の自立と社会参加の支援という観点に立って行われる必要があること、障害者の家族やヤングケアラーを含む介助者など関係者への支援も重要であることに留意する。

エ 障害特性等に配慮したきめ細かい支援

- 障害者施策は、障害特性、障害の状態、生活実態等に応じた障害者の個別的な支援の必要性を踏まえて策定・実施する。
- 知的障害、発達障害、難病、高次脳機能障害、盲ろう、重症心身障害その他の重複障害等の社会全体に対する理解促進、施策の充実を図る必要がある。

オ 障害のある女性、子ども及び高齢者に配慮した取組の推進

- 障害のある女性を始め、複合的に困難な状況に置かれた障害者に対するきめ細かい配慮が求められることを踏まえて障害者施策を策定・実施する必要がある。

カ P D C A サイクル等を通じた実効性のある取組の推進

- P D C A サイクルを構築し、着実に実行する。また、施策の不断の見直しを図る。

④ 施策の円滑な推進：

ア 連携・協力の確保

- 政府の障害者施策を一体的に推進し、各府省相互間の緊密な連携・協力を図る。

イ 理解促進・広報啓発に係る取組等の推進

- 全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会が実現するよう、国民の理解促進に努める。また、本基本計画の実施を通じて実現を目指す「共生社会」の理念やいわゆる「社会モデル」の考え方について必要な広報啓発を推進するとともに、「心のバリアフリー」への理解を深めるための取組を継続して進める。
- 障害者施策は幅広い国民の理解を得ながら進めていくことが重要であり、行政はもとより、企業、民間団体、マスメディア等の多様な主体との連携による幅広い広報・啓発活動を計画的かつ効果的に推進する。

⑤ 各分野における障害者施策の基本的な方向（11の分野）

1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障害を理由とする差別の解消の推進

2 安全・安心な生活環境の整備

- (1) 住居の確保
- (2) 移動しやすい環境の整備等
- (3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進
- (4) 障害者に配慮したまちづくりの総合的な推進

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

- (1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上
- (2) 情報提供の充実等
- (3) 意思疎通支援の充実
- (4) 行政情報のアクセシビリティの向上

4 防災、防犯等の推進

- (1) 防災対策の推進
- (2) 東日本大震災を始めとする災害からの復興の推進
- (3) 防犯対策の推進
- (4) 消費トラブルの防止及び被害からの救済

5 行政における配慮の充実

- (1) 司法手続き等における配慮等
- (2) 選挙等における配慮等
- (3) 行政機関等における配慮及び障害者理解の促進等
- (4) 国家資格に関する配慮等

6 保健・医療の推進

- (1) 精神保健・医療の適切な提供等
- (2) 保健・医療の充実等
- (3) 保健・医療の向上に資する研究開発等の推進
- (4) 保健・医療を支える人材の育成・確保
- (5) 難病に関する保健・医療施策の推進
- (6) 障害を原因となる疾病等の予防・治療

7 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の構築
- (3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実
- (4) 障害のあるこどもに対する支援の充実
- (5) 障害福祉サービスの質の向上等
- (6) 福祉用具その他アクセシビリティの向上に資する機器の普及促進・研究開発及び身体障害者補助犬の育成等
- (7) 障害福祉を支える人材の育成・確保

8 教育の振興

- (1) インクルーシブ教育システムの推進
- (2) 教育環境の整備
- (3) 高等教育における障害学生支援の推進
- (4) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

9 雇用・就業、経済的自立の支援

- (1) 総合的な就労支援
- (2) 経済的自立の支援
- (3) 障害者雇用の促進
- (4) 障害特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

- (1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備
- (2) スポーツに親しめる環境の整備、パラリンピック等競技スポーツに係る取組の推進

11 国際社会への協力・連携の推進

- (1) 国際社会に向けた情報発信の推進等
- (2) 国際的枠組みとの連携の推進
- (3) 政府開発援助を通じた国際協力の推進等
- (4) 障害者の国際交流等の推進

(3) 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画に係る基本指針（国資料抜粋）

計画策定の根拠となる国の基本指針「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」は、令和5（2023）年5月に改正・告示されています。

基本指針で示されている計画策定の基本的な考え方などは以下のとおりです。

① 基本的理念

障害者総合支援法や児童福祉法の理念を踏まえつつ、障害者等の自己決定の尊重と意思決定の支援や、課題に対応したサービス提供体制の整備、地域共生社会の実現に向けた取組などに配慮し、総合的な計画を作成する。

② 障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

基本的理念を踏まえ、全国で必要とされる訪問系サービスの保障や、希望する障害者等への日中活動系サービスの保障、グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備と機能充実、福祉施設から一般就労への移行、強度行動障害のある者に関する支援ニーズ把握・支援体制整備の推進などに配慮して目標を設定し、計画的な整備を行う。

③ 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

相談支援体制の充実・強化、地域生活への移行や地域定着のための支援体制の確保、発達障害者等に対する支援、地域自立支援協議会の活性化の視点により取り組むことが必要である。

④ 障害児支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から、保健、医療、保育、教育、就労支援等の関係機関とも連携を図ったうえで、障害児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ること、インクルージョンの推進が重要である。

⑤ 障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・重度障害者等への支援に係る記載の拡充 ・障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑施設入所者数：令和4年度末の施設入所者数の6%以上が地域移行するとともに、施設入所者数は令和4年度末の5%以上削減 ☑各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行う ☑強度行動障害を有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進める 新規 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する 新規 ☑「生活介護」「短期入所（福祉型、医療型）」「共同生活援助」の利用者数のうち、重度障害者（強度行動障害や高次脳機能障害を有する者、医療的ケアを必要とする者等について個別に利用者数の見込みを設定する 新規 ☑地域生活支援拠点等の設置箇所数と、コーディネーターの配置人数、地域生活支援拠点等が有する機能の充実にに向けた支援の実績等を踏まえた検証及び検討の実施回数について、年間の見込み数を設定する
<p>②精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ・医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3 日以上 ☑精神病床における早期退院率：3か月後 68.9%以上、6か月後 84.5%以上、1年後 91.0%以上 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑「自立訓練（生活訓練）」の利用者数のうち、精神障害者の利用者数の見込みを設定する 新規
<p>③福祉施設から一般就労への移行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ・一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記 	<p>【成果目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑就労移行支援事業等を通じて一般就労へ移行する者の数：令和3年度実績の1.28 倍以上 就労移行支援：1.31 倍以上、就労継続支援 A 型：1.29 倍以上、就労継続支援 B 型：1.28 倍以上 ☑就労移行支援事業所のうち、就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所を5割以上とする 新規 ☑就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41 倍以上 ☑就労定着支援事業所のうち、就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる事業所の割合を2割5分以上とする ☑各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進 新規 <p>【活動指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ☑「就労選択支援」の利用者数の見込みを設定する 新規

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>④障害児のサービス提供体制の計画的な構築</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ・障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ・医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ・聴覚障害児への早期支援の推進の拡充 	<p>【成果目標】</p> <p>☑ 令和8年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1カ所以上設置</p> <p>☑ 令和8年度末までに、全ての市町村において、障害児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築する 新規</p> <p>☑ 令和8年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1カ所以上確保</p> <p>☑ 各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定する</p> <p>☑ 各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置する 新規</p> <p>☑ 各都道府県及び各政令市において、障害児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置する 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑ 「児童発達支援」「放課後等デイサービス」「保育所等訪問支援」「居宅訪問型児童発達支援」「福祉型障害児入所施設」「医療型障害児入所施設」において、障害児等のニーズ、重症心身障害児等のニーズ、医療的ケア児等のニーズ、保育所、認定こども園、幼稚園、小学校、特別支援学校等での障害児の受入又は利用状況、平均的な一人当たり利用量等を勘案して、利用児童数及び量の見込みを設定する。</p> <p>☑ 医療的ケア児等の支援を総合調整するコーディネーターの配置人数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑤発達障害者等支援の一層の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ペアレントトレーニング等プログラム実施者養成推進 ・発達障害者地域支援マネージャーによる困難事例に対する助言等の推進 	<p>【活動指標】</p> <p>☑ 現状のペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施状況及び市町村等における発達障害者等の数を勘案し、プログラムの受講者数（保護者）及びプログラムの実施者数（支援者）の見込みを設定する</p>
<p>⑥地域における相談支援体制の充実強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターの設置等の推進 ・協議会の活性化に向けた成果目標の新設 	<p>【成果目標】</p> <p>☑ 各市町村において、令和8年度末までに基幹相談支援センターを設置する</p> <p>☑ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う 新規</p> <p>【活動指標】</p> <p>☑ 基幹相談支援センターの設置有無の見込みを設定する 新規</p> <p>☑ 基幹相談支援センターによる地域の相談支援事業所に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、地域の相談支援事業所の人材育成の支援件数、地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数、個別事例の支援内容の検証の実施回数の見込みを設定する</p> <p>☑ 基幹相談支援センターにおける主任相談支援専門員の配置数の見込みを設定する 新規</p> <p>☑ 協議会における相談支援事業所の参画による事例検討実施回数（頻度）、参加事業者・機関数、協議会の専門部会の設置数及び実施回数（頻度）の見込みを設定する 新規</p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑦障害者等に対する虐待の防止</p> <ul style="list-style-type: none"> 自治体による障害者虐待への組織的な対応の徹底 精神障害者に対する虐待の防止に係る記載の新設 	<p>〔町〕学校、保育所等、医療機関における障害者を含む虐待防止の取組を推進するため、市町村と関係機関・部署との連携を図るとともに、学校、保育所等、医療機関の管理者等に対して都道府県の実施する障害者虐待防止研修への受講を促す等、より一層の連携を進めていく必要がある 新規</p> <p>〔県〕精神科病院における虐待防止に向けた取組を一層推進するため、(中略)都道府県においては、業務従事者等による通報の受理体制の整備、監督権限等の適切な行使や措置等の公表が求められる 新規</p>
<p>⑧「地域共生社会」の実現に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設 	<p>〔町〕改正社会福祉法に基づく市町村の包括的な支援体制の構築の推進に取り組む。その際、市町村は同法に基づく地域福祉計画や重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図る</p>
<p>⑨障害福祉サービスの質の確保</p> <ul style="list-style-type: none"> 都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加 	<p>〔県〕相談支援専門員及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修の実施回数及び修了者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑩障害福祉人材の確保・定着</p> <ul style="list-style-type: none"> ICT の導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加 	<p>【活動指標】</p> <p>〔県〕相談支援専門員研修及びサービス管理責任者・児童発達支援管理責任者研修の修了者数の見込みを設定する 新規</p>
<p>⑪よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障害（児）福祉計画の策定</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害福祉 DB の活用等による計画策定の推進 市町村内のより細かな地域単位や重度障害者等のニーズ把握の推進 	<p>【活動指標】</p> <p>●「居宅介護」「重度訪問介護」「同行援護」「行動援護」「重度障害者等包括支援」ごとの利用者数、利用単位数の見込みを設定する 新規（再掲）</p>
<p>⑫障害者による情報の取得利用・意思疎通の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> 障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設 	<p>(〔町〕・〔県〕)</p> <p>●障害者等による情報の取得利用・意思疎通の推進に関しては、都道府県・市区町村において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成、障害当事者による ICT 活用等の促進を図る 新規</p>

基本指針見直しの主な事項	成果目標・活動指標の新規項目、変更点
<p>⑬障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ・支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備 	<p>(町・県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●難病患者については、多様な症状や障害等その特性に配慮しながら、難病相談支援センター、公共職業安定所、医療機関等の専門機関と連携し、障害福祉サービスの利用も含む支援体制を整備することが重要 新規
<p>⑭その他：地方分権提案に対する対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画期間の柔軟化 ・サービスの見込み量以外の活動指標の策定を任意化 	<p>(町・県)</p> <ul style="list-style-type: none"> ●都道府県及び市町村が地域の実情や報酬改定・制度改正の影響の有無を勘案して、柔軟な期間設定が可能 新規 ☒各都道府県が定める障害保健福祉圏域に留意した上で、市町村が作成する障害福祉計画等については、協働策定が可能 新規 ☒サービスの見込み量以外の活動指標については、地方公共団体の実情に応じて任意に定めることが可能 新規

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、現状の把握と課題の抽出に向け、障がいのある人の実態と、今後の日常生活や障がい者（児）福祉サービスに対する利用意向などを把握するための「福祉に関するアンケート調査」を実施しました。

また、計画の策定段階では、有識者や住民代表から構成される「長島町障害福祉計画策定委員会」において、アンケート調査、地域課題、今後における施策等の内容について検討を行いました。

（１）長島町障害福祉計画策定委員会

計画策定においては、社会全体で障がい福祉に対する取組を行っていく必要があることから、行政機関内部だけでなく福祉関係者、障がい者団体等で構成された「長島町障害福祉計画策定委員会」を設置し、様々な見地からの意見をいただきました。

会期	日時	協議内容
第1回	令和5年 12月22日 (金)	計画の概要 長島町の障がいのある人の現状 アンケート調査結果 計画の構成 今後のスケジュール
第2回	令和6年 2月2日 (金)	計画素案について 意見交換 今後のスケジュール

（２）アンケート調査

障がい者計画及び障がい福祉計画、障がい児福祉計画の策定を行うため、障がい者の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためにアンケートを実施しました。なお調査結果概要は P25 以降に掲載しています。

① 調査時期

令和5年9月～10月

② 調査対象

長島町内に居住する各種手帳所持者及び精神通院医療利用者（70歳未満）、障がい児通所事業利用者（保護者）。

③ 回収状況等

配布数	回収数	回収率	無効回答※数	有効回答数	有効回答率
361	306	84.8%	0	306	100.0%

※無効回答…白紙での回答を指します。

(3) パブリックコメント

計画案に対し、町民の方々の意見を聞くために閲覧の機会を設け意見を公募しました。実施概要は以下のとおりです。

募集期間	令和6年2月9日(金)～2月26日(月)
募集対象	長島町にお住まいの方
意見提出方法	原則として別添の意見用紙を用い、住所・氏名・電話番号・意見を記入し、直接、窓口へ提出か郵送・FAX・メールで提出。
閲覧場所	長島町役場1階ロビー、指江支所1階ロビー 町ホームページでも公開し、意見提出を可能としました。
その他	町ホームページや公式LINEを活用し、幅広く意見を募集しました。

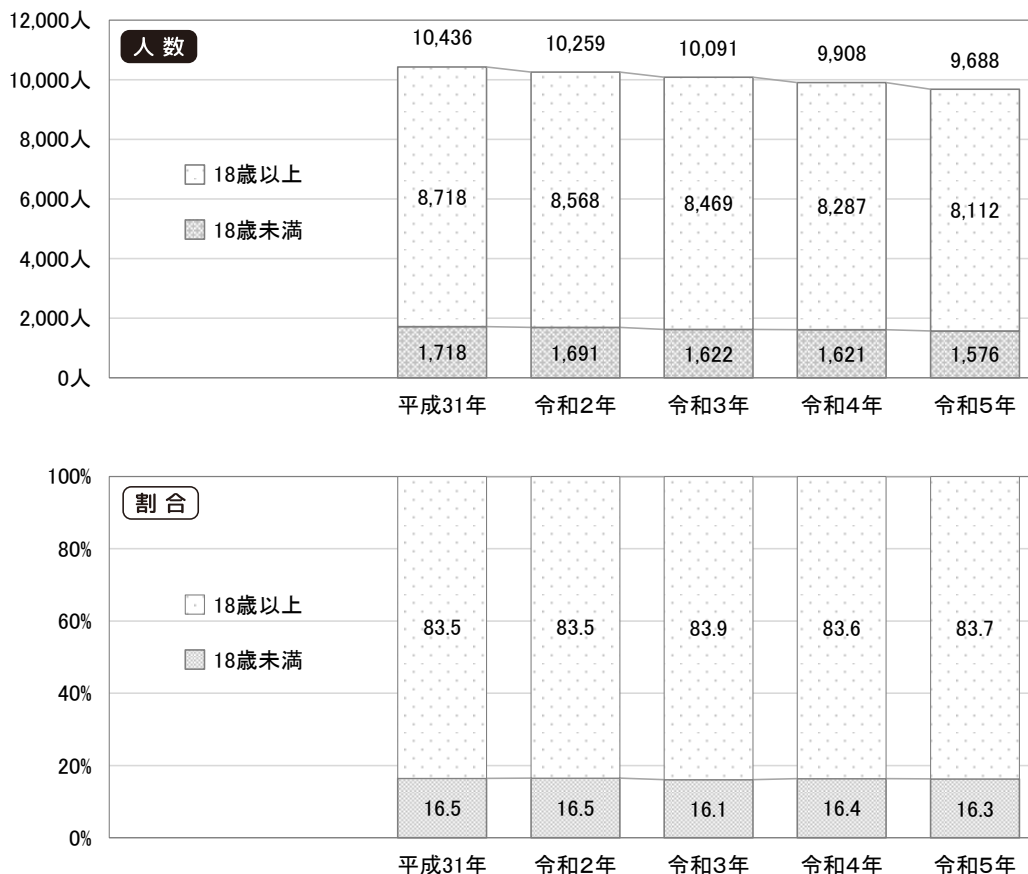
第2章 障がい者の現状等

1 総人口の推移

本町の総人口は年々減少傾向で推移しています。

令和4年には1万人を割り込み、令和5年4月1日時点で9,688人となっています。

図表 5: 総人口の推移



[出典]住民基本台帳(各年4月1日現在)

2 障がい者の状況

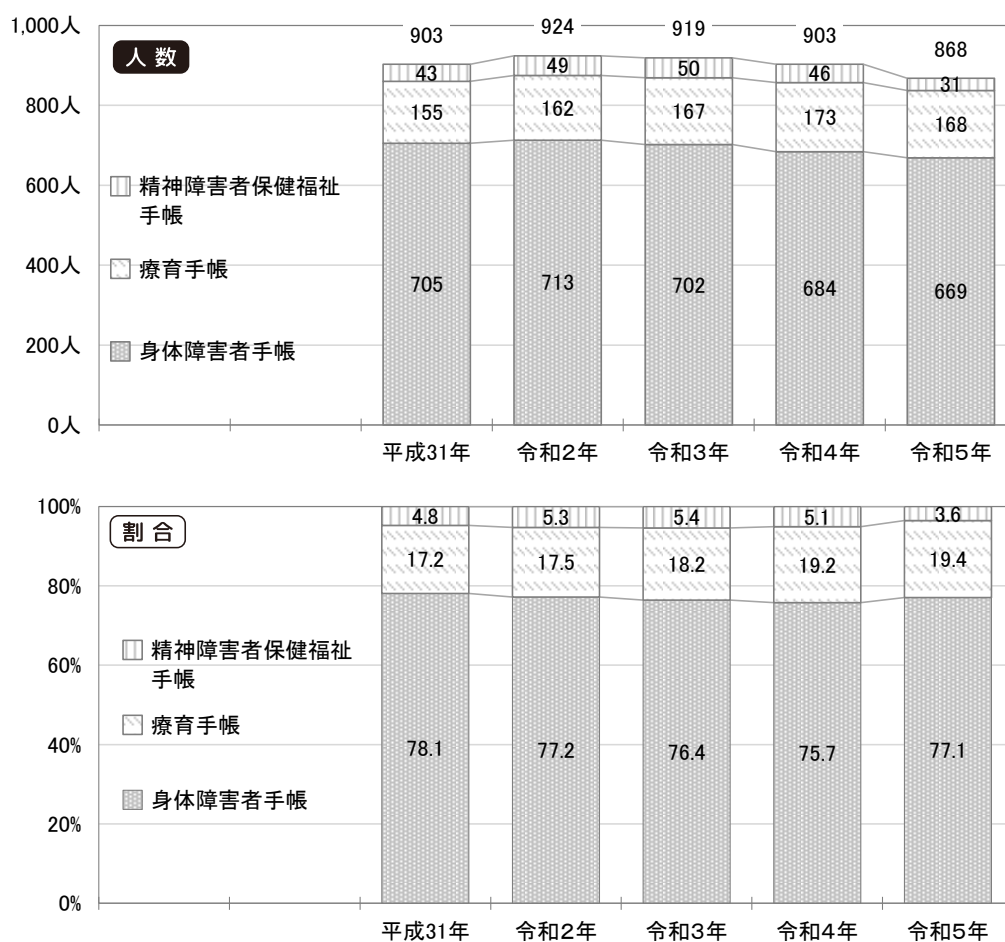
(1) 各種手帳所持者

① 全体(身体・知的・精神)

本町の障がい者及び障がい児数は令和2年以降減少傾向で推移しています。

令和5年4月1日時点で総数は868人となっており、身体障害者手帳所持者の割合が77.1%で最も高く、次いで療育手帳所持者が19.4%、精神障害者保健福祉手帳所持者が3.6%となっています。

図表 6: 手帳所持者数の推移(種類別人数/割合)



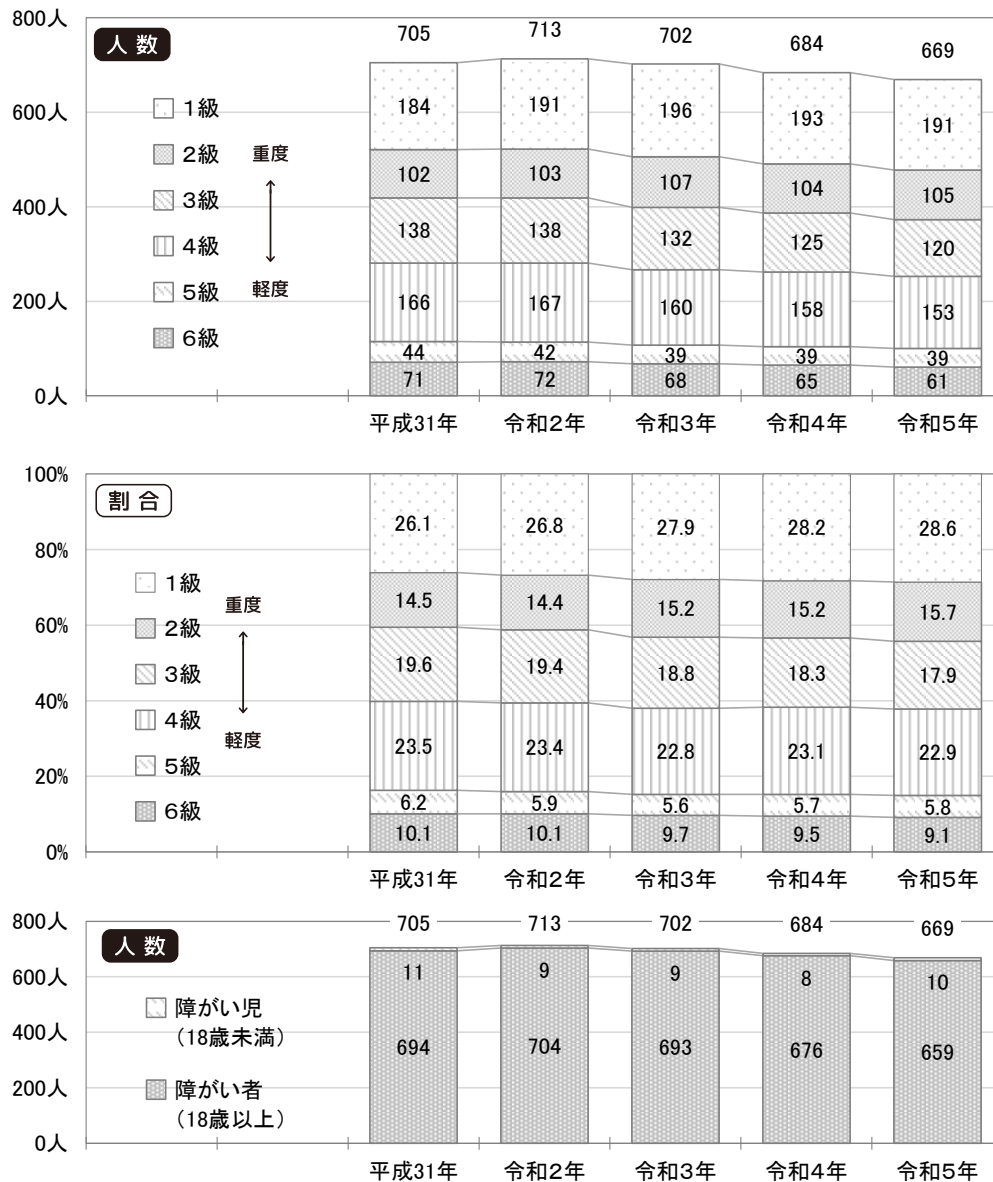
[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

② 身体障害者手帳所持者

身体障害者手帳所持者数は令和2年をピークに年々減少傾向にあります。割合を経年でみた場合大きな変化はみられず、1級や4級の割合が高い状況です。

年代区分別にみると、障がい者（18歳以上）は減少していますが、障がい児（18歳未満）は横ばいで推移しています。

図表 7: 身体障害者手帳所持者数の推移(認定区分別/年代区分別)



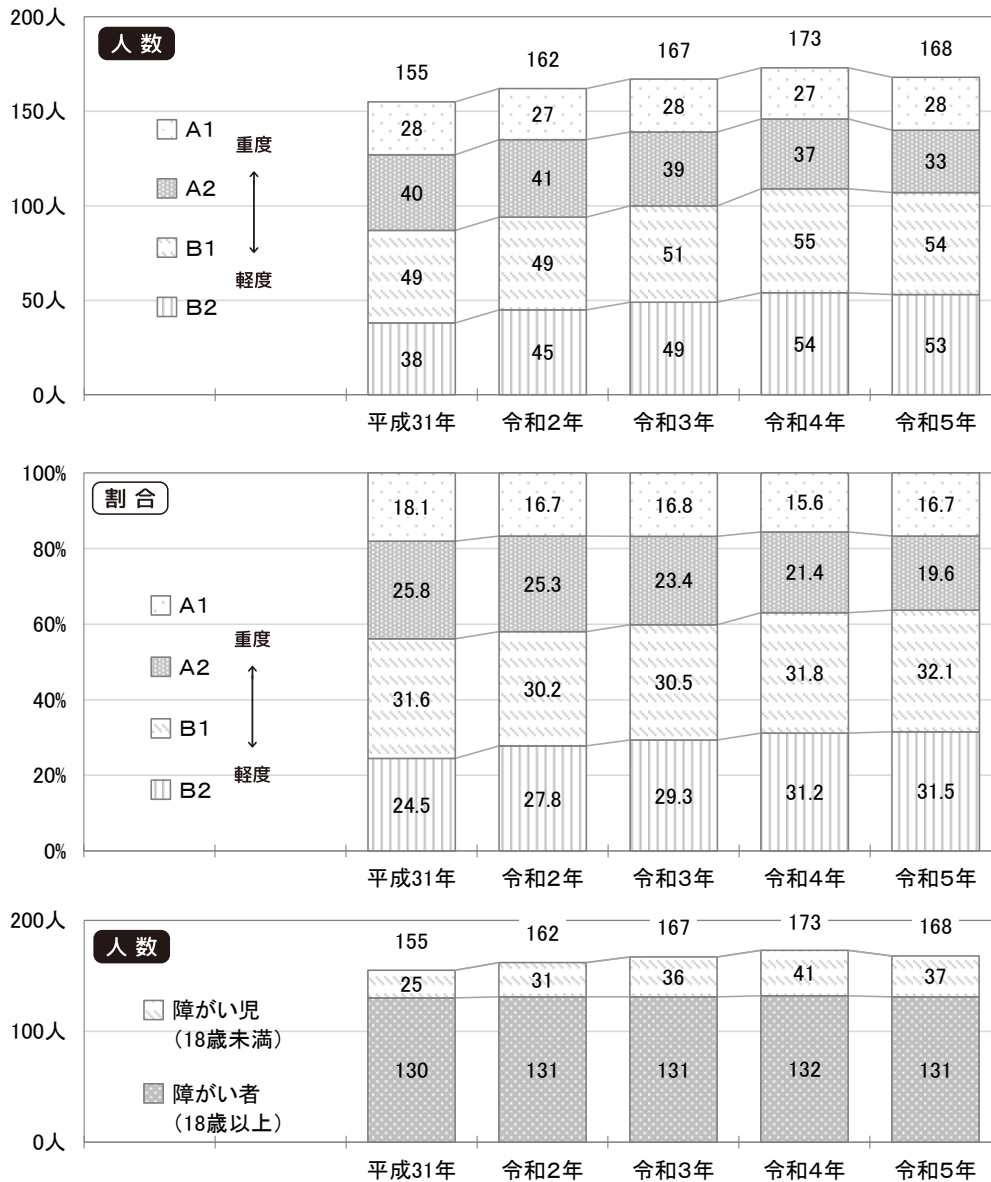
[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

③ 療育手帳所持者

療育手帳所持者数は平成 31 年以降増加傾向で推移し、令和 4 年をピークに減少に転じています。割合では軽度である B 2 の割合が年々上昇傾向にあります。

年代区分別にみると、障がい者（18 歳以上）、障がい児（18 歳未満）ともに横ばいで推移しています。

図表 8: 療育手帳所持者数の推移(認定区分別/年代区分別)



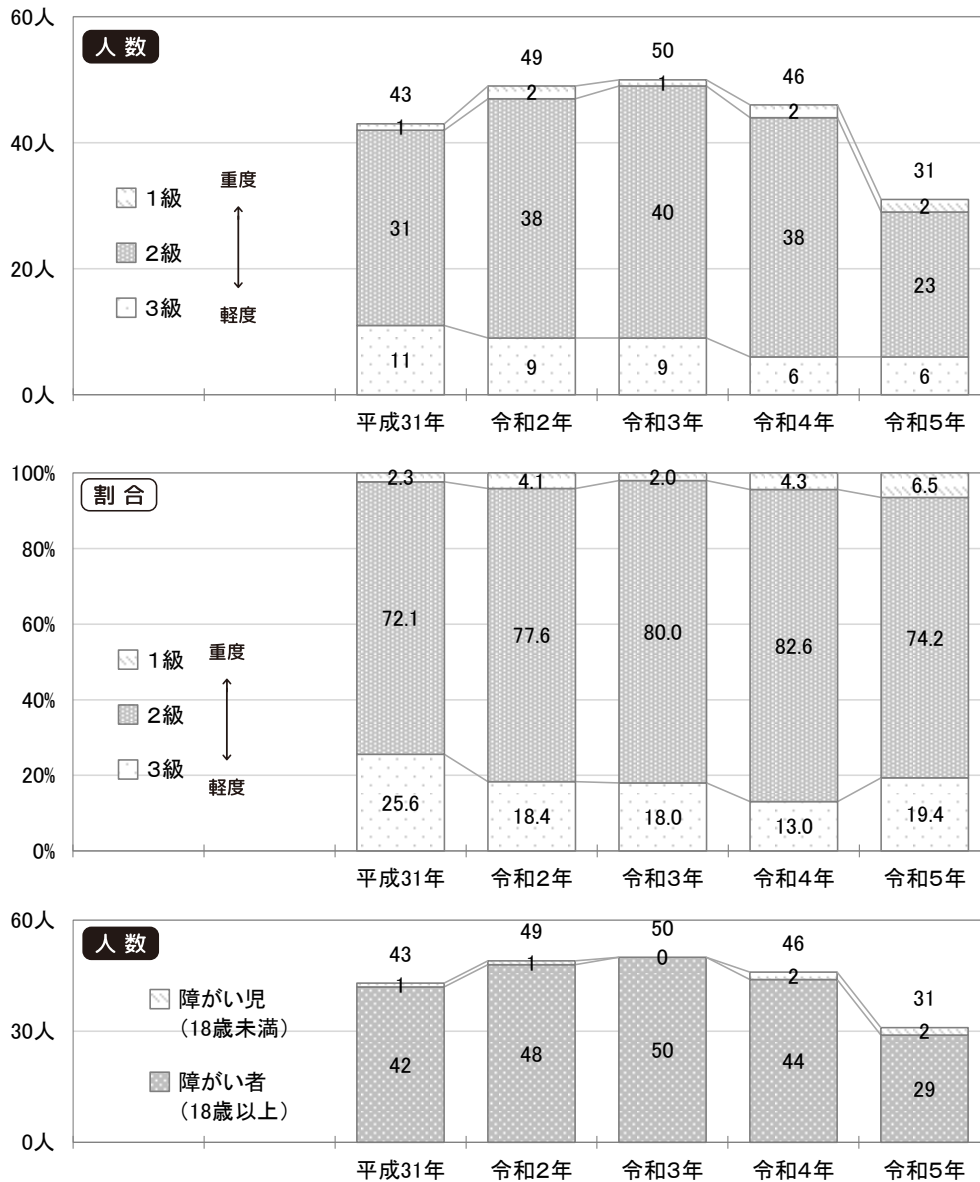
[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

④ 精神障害者保健福祉手帳所持者

精神障害者保健福祉手帳所持者数は平成 31 年以降増加傾向で推移し、令和 3 年をピークに減少に転じています。割合では中等度である 2 級の割合が高くなっています。

年代区分別にみると、精神障害者保健福祉手帳所持者の 9 割が 18 歳以上の障がい者となっています。

図表 9:精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移(認定区分別/年代区分別)



[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

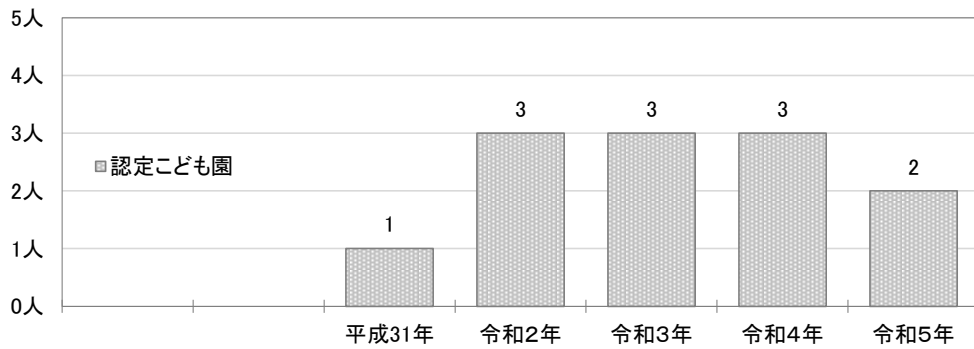
※令和5年度の数値は有効期限切れのものを除外した数となっているため減少が大きくなっています。

(2) 障がい児の保育・教育状況

① 未就学の障がい児数

町内の保育・教育施設における未就学の障がい児の受け入れ状況は令和5年時点で認定こども園に2人となっています。

図表 10: 町内の保育・教育施設に通う未就学の障がい児の推移

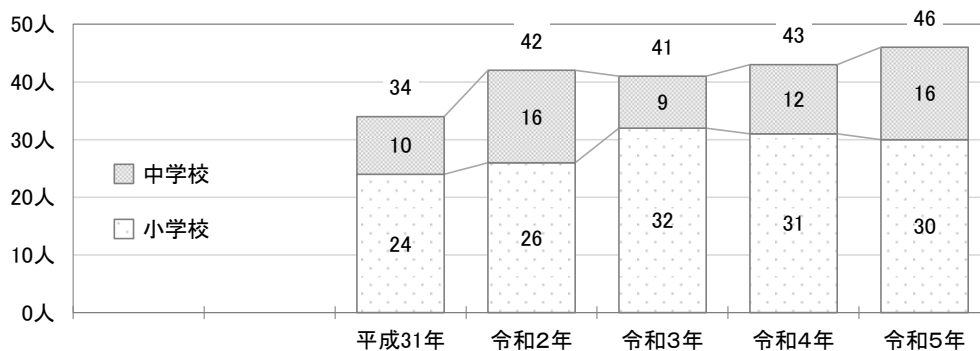


[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

② 特別支援学級児童・生徒数

特別支援学級に在籍している児童・生徒数は年々増加傾向にあります。

図表 11: 特別支援学級児童・生徒数

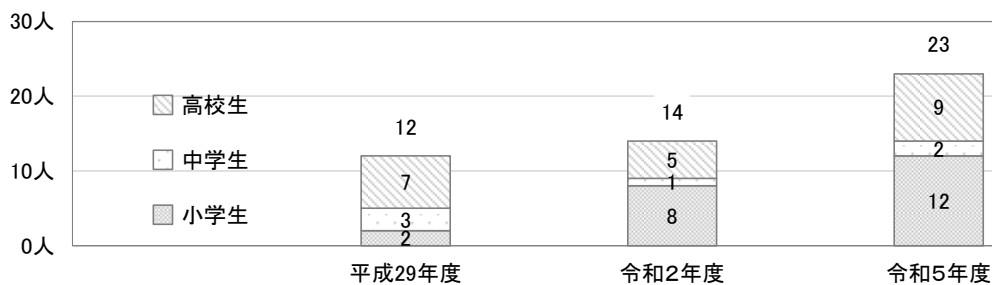


[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

③ 出水特別支援学校在籍者数

出水特別支援学校に在籍している児童・生徒数は増加傾向にあります。

図表 12: 出水特別支援学校在籍者数の推移



[出典]福祉事務所(各年4月1日現在)

(3) 障がい福祉サービスの状況

① 重度心身障害者医療費

図表 13: 重度心身障害者医療費の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数(人)	187	190	193	196	196
助成件数(件)	3,790	3,715	3,995	4,171	3,799
支出額(円)	15,289,775	14,216,231	15,267,180	16,873,998	16,089,946

[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

② 特別障害者手当等

図表 14: 特別障害者手当等の推移

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
受給者数(人)	256	257	236	219	222
支出額(円)	5,540,480	5,864,220	5,394,650	4,929,700	4,940,100

[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

③ 地域生活支援事業(必須事業において実績のあるもの)

図表 15: 地域生活支援事業の推移

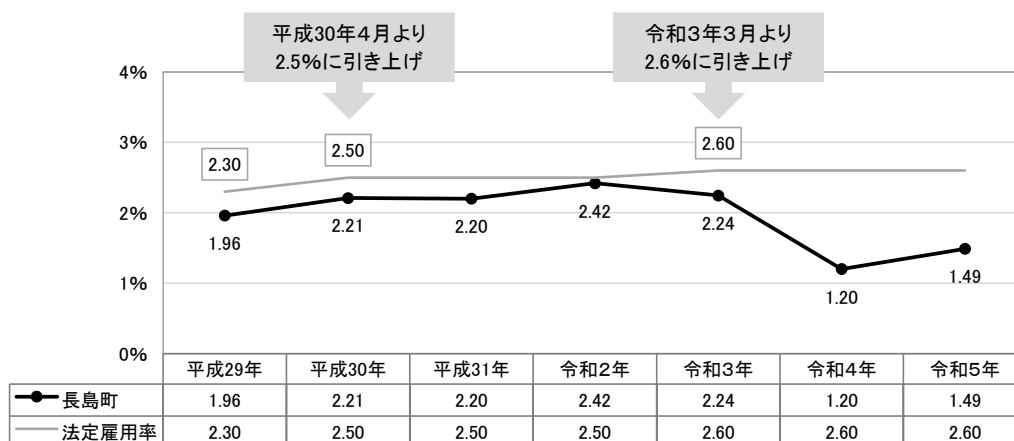
	令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	件数	支出額(円)	件数	支出額(円)	件数	支出額(円)
相談支援事業	1,563	2,633,000	1,813	2,633,000	1,892	2,633,000
成年後見制度利用支援事業	0	0	1	6,810	0	0
意思疎通支援事業	7	39,694	7	43,367	3	9,787
日常生活用具給付等事業	272	2,661,592	249	2,235,283	202	2,358,435
手話奉仕員養成研修事業	4	203,522	1	190,734	10	155,300
地域活動支援センター機能強化事業	465	1,254,000	627	1,254,000	588	1,254,000

[出典]福祉事務所(各年年度末現在)

(4) 長島町（役場）における障がい者雇用の状況

長島町における障がい者雇用の状況を見ると、平成 29 年以降法定雇用率を下回る状況が続いています。令和 3 年 3 月に策定した障害者活躍推進計画等も活用しながら進捗管理を継続します。

図表 16: 長島町（役場）における障がい者雇用率の推移



[出典]総務課(各年6月1日現在)
※令和5年から会計年度任用職員含む

● 障がい者法定雇用率の引き上げ

令和 6 年 4 月以降、以下のとおり障がい者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。

図表 17: 障がい者法定雇用率の引き上げ

事業主区分	法定雇用率		
	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業	2.3%	2.5%	2.7%
国、地方公共団体等	2.6%	2.8%	3.0%
都道府県等の教育委員会	2.5%	2.7%	2.9%

[出典]総務省「地方公共団体における障害者の雇用促進について」

3 アンケート調査結果概要

(1) 調査概要

① 調査の目的

令和6年度を初年度とする長島町障がい者計画及び第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画の策定に向けた取組を進めるにあたり、住民の福祉サービスの利用実態や福祉に関する意識、意向などを把握し、計画策定や施策推進に役立てるためのアンケート調査を実施しました。

② 調査の対象

長島町内に居住する各種手帳所持者及び精神通院医療利用者（70歳未満）、障がい児通所事業利用者（保護者）。

③ 調査の期間

令和5年9月～10月

④ 調査の方法

民生委員・児童委員による配布及び回収、一部郵送調査

⑤ 回収状況等

図表 18:回収状況等

配付数	回収数	回収率	無効回答数	有効回答数	有効回答率
361	306	84.8%	0	306	100.0%

⑥ 本項を読むにあたっての注意点

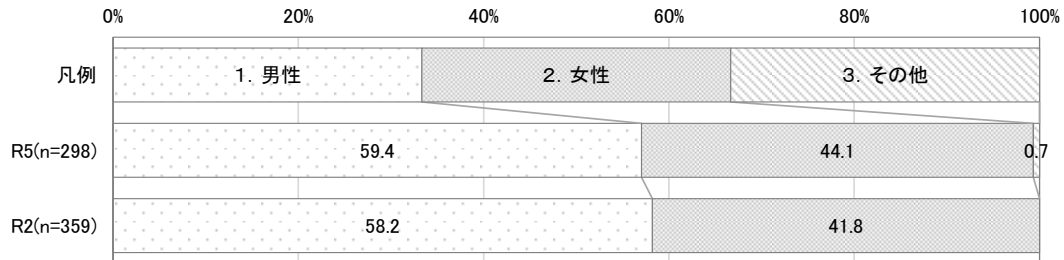
- 本書内の表やグラフにおいて「n(number of cases)」は各設問の有効回答者数を示す。
- 集計結果は百分率で算出し、小数点第二位を四捨五入しているため、百分率の合計が100%にならない場合がある。
- 複数回答の場合は、有効回答者実数より割合が高くなっている場合がある。
- 本文中、設問や選択肢、グラフ内のラベル等、ページレイアウトの都合上、省略して表記している場合がある。

(2) 回答者の基本属性

① 性別・年齢

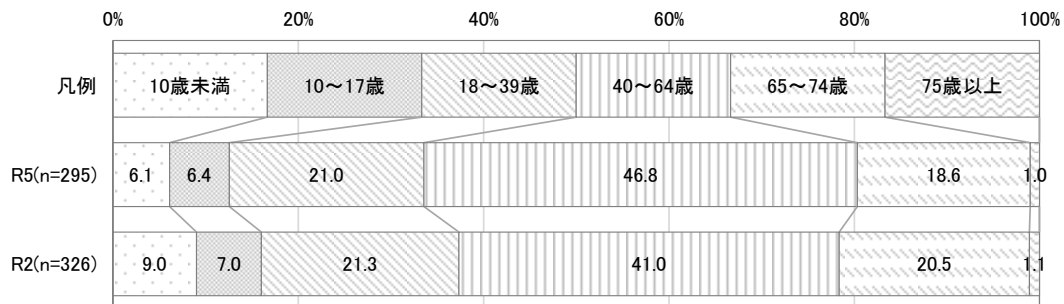
性別は「男性」が 59.4%、「女性」が 44.1%、「その他」が 0.7%となっています。

図表 19: 性別



年齢は「40～64 歳」の割合が 46.8%で最も高く、次いで「18～39 歳」が 21.0%、「65～74 歳」が 18.6%となっています。

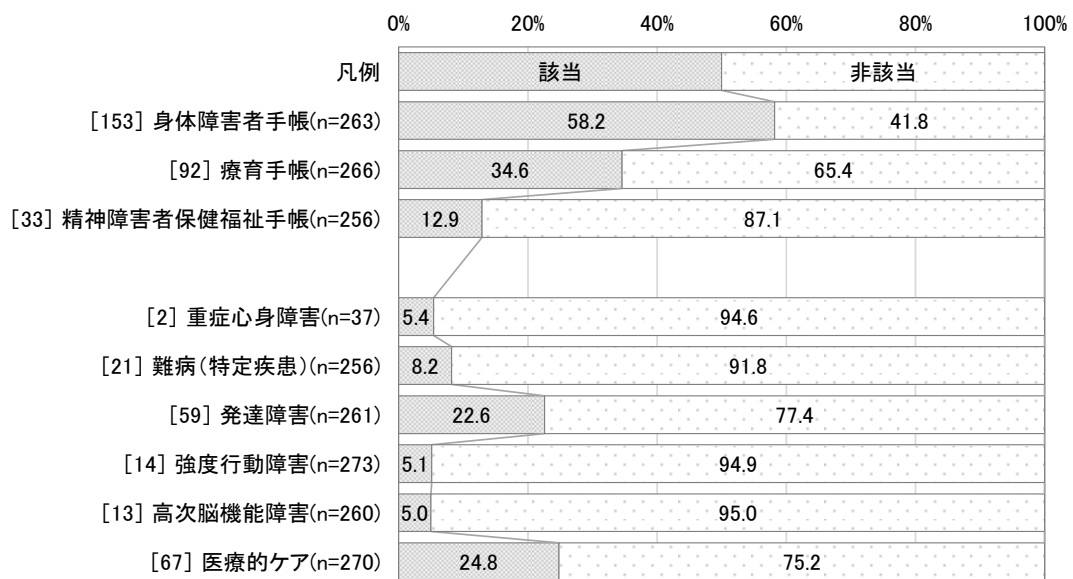
図表 20: 年齢



② 障がい等の状況

各種手帳や障がいの状況を見ると、「身体障害者手帳所持者」が 58.2%で最も高く、次いで「療育手帳所持者」が 34.6%、「医療的ケア」が 24.8%となっています。

図表 21: 障がい等の状況



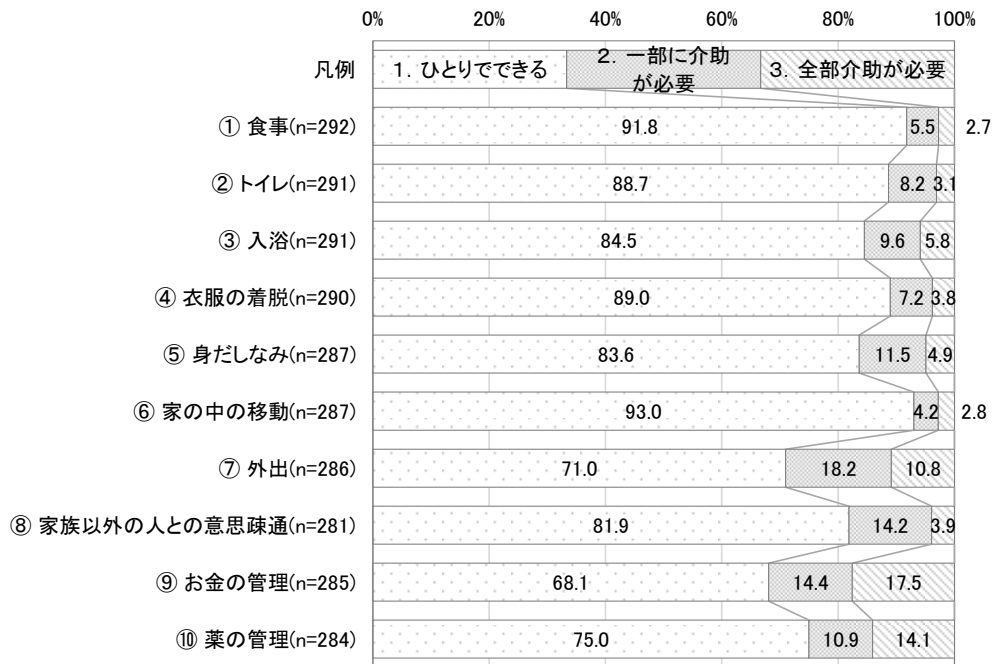
※縦軸[]内の数字は該当者数。

(3) 自立や介助の必要性、主な介助者

① 日常生活動作等における自立や介助の必要性

日常生活における動作等について一部または全部に介助が必要なものをみると、「⑨お金の管理」が31.9%で最も高く、次いで「⑦外出」が29.0%、「⑩薬の管理」が25.0%となっています。

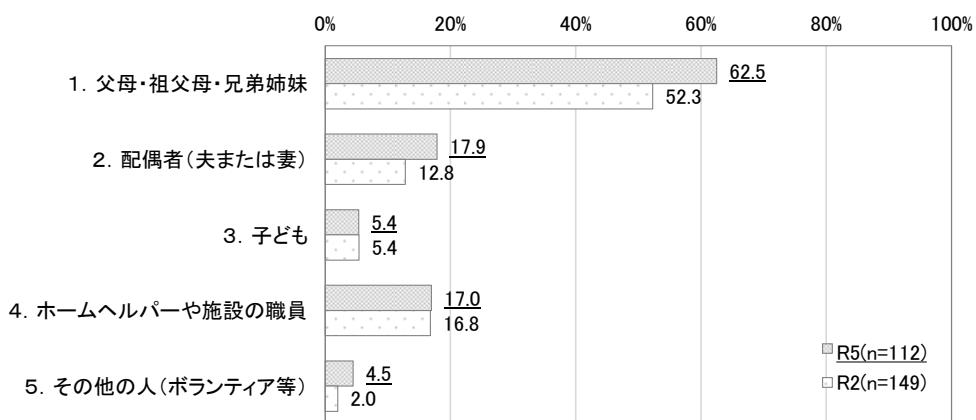
図表 22: 日常生活動作等における自立や介助の必要性



② 日常生活動作等に対する主な介助者

①において一部または全部に介助が必要とした場合の主な介助者については、「1. 父母・祖父母・兄弟姉妹」が62.5%で最も高くなっています。

図表 23: 日常生活動作等に対する主な介助者

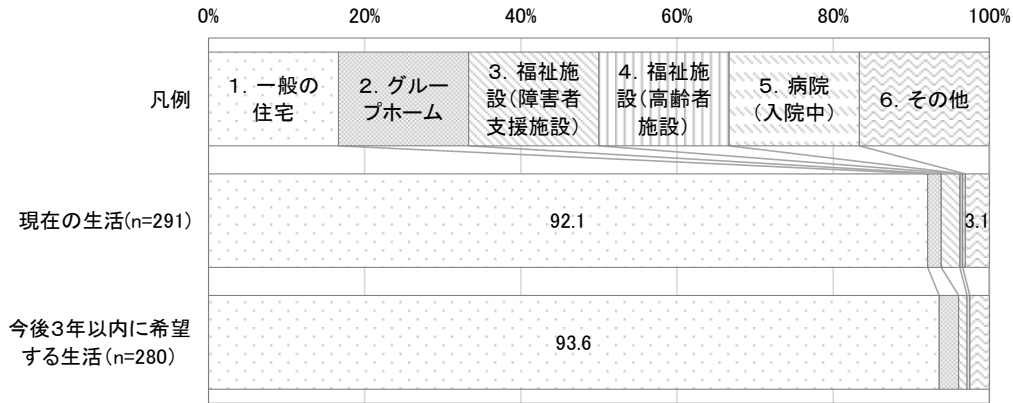


(4) 住まいや暮らし

① 現在の暮らしと今後3年以内に希望する生活場所

現在の暮らし、今後3年以内に希望する生活ともに9割以上が「一般の住宅」を希望しています。

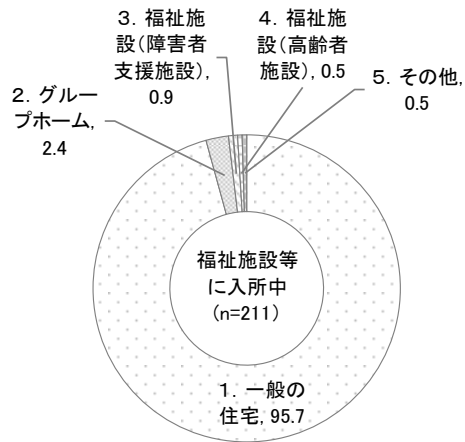
図表 24: 現在の暮らしと今後3年以内に希望する生活場所



※3%未満のラベルはレイアウトの都合上非表示にしている。
 ※今後3年以内に希望する生活には選択肢「5. 病院(入院中)」は含まれていない。

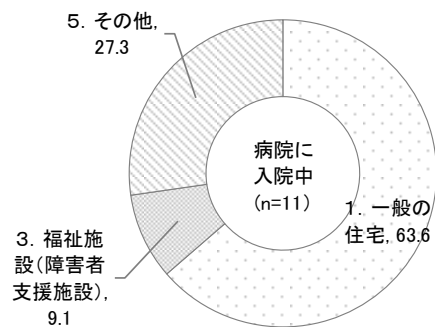
また、現在福祉施設等に入所している人、病院に入院中の人在今后希望する生活場所についてみると、全体同様「一般の住宅」の割合がそれぞれ最も高くなっています。内訳は以下の通りです。

ア. 福祉施設等に入所中の人



	1.	2.	3.	4.	5.
回答数	202	5	2	1	1
割合	95.7	2.4	0.9	0.5	0.5

イ. 病院に入院中の人

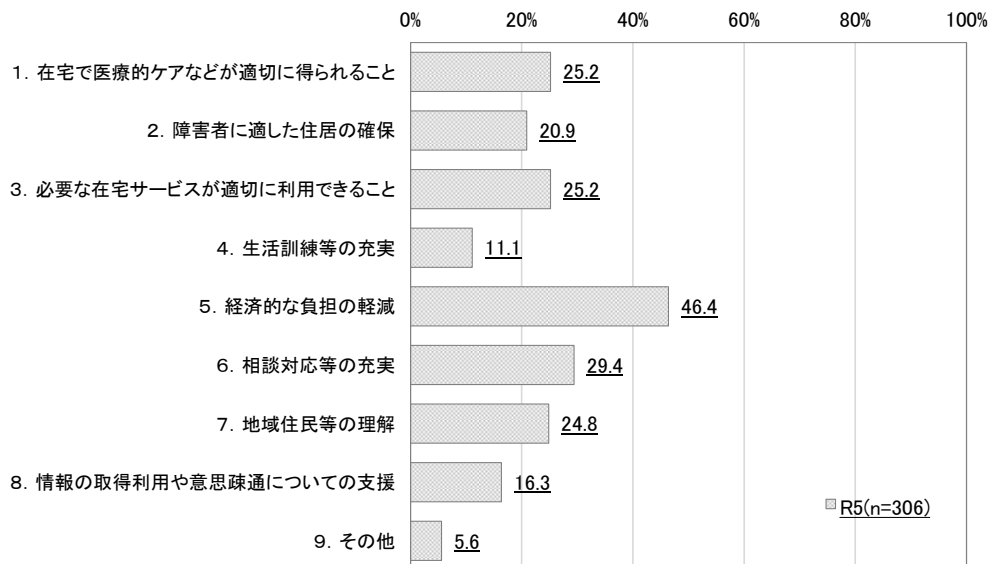


	1.	2.	3.	4.	5.
回答数	7	0	1	0	3
割合	63.6	0.0	9.1	0.0	27.3

② 地域で生活するために必要な支援

「5. 経済的な負担の軽減」が46.4%で最も高く、次いで「6. 相談対応等の充実」が29.4%、「1. 在宅で医療的ケアなどが適切に得られること」及び「3. 必要な在宅サービスが適切に利用できること」がともに25.2%となっています。

図表 25: 地域で生活するために必要な支援

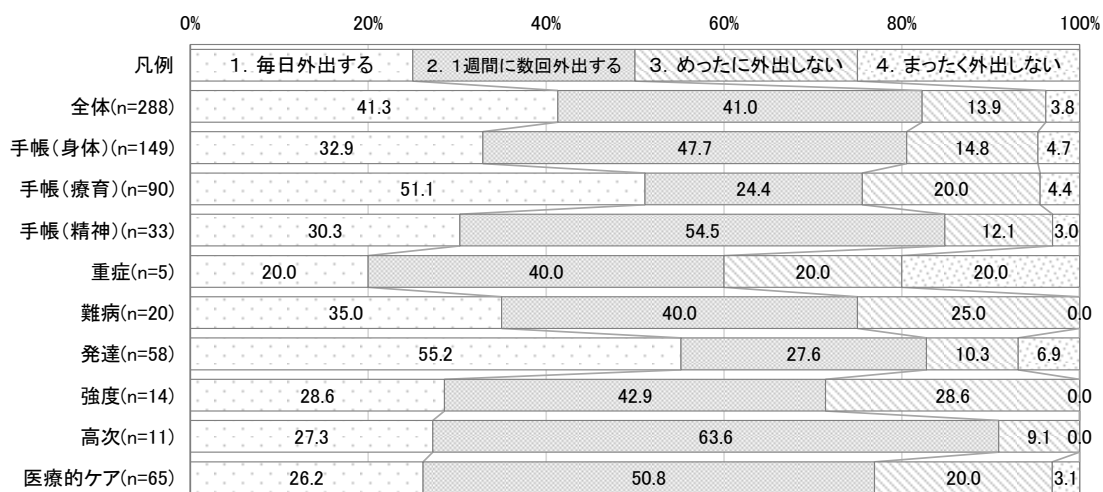


(5) 日中活動や就労

① 1週間あたりの外出頻度

「毎日外出する」が41.3%で最も高く、次いで「1週間に数回外出する」が41.0%、「めったに外出しない」が13.9%となっています。

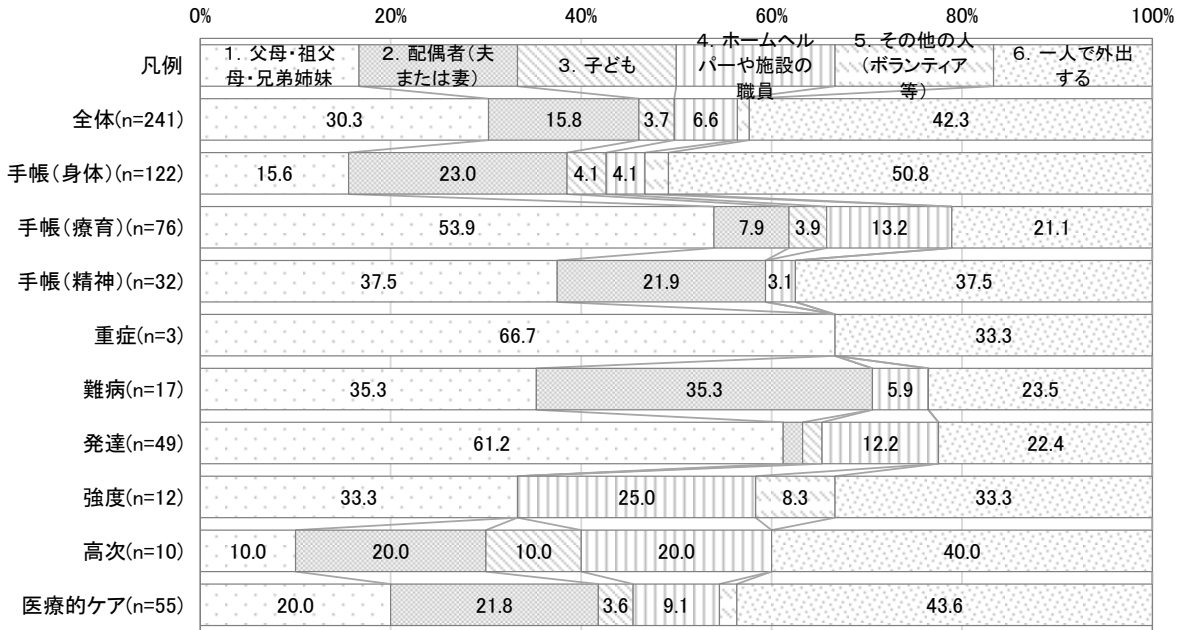
図表 26: 1週間あたりの外出頻度



② 外出の際の同伴者

全体では「一人で外出する」が 42.3%で最も高く、次いで「父母・祖父母・兄弟姉妹」が 30.3%、「配偶者（夫または妻）」が 15.8%となっています。

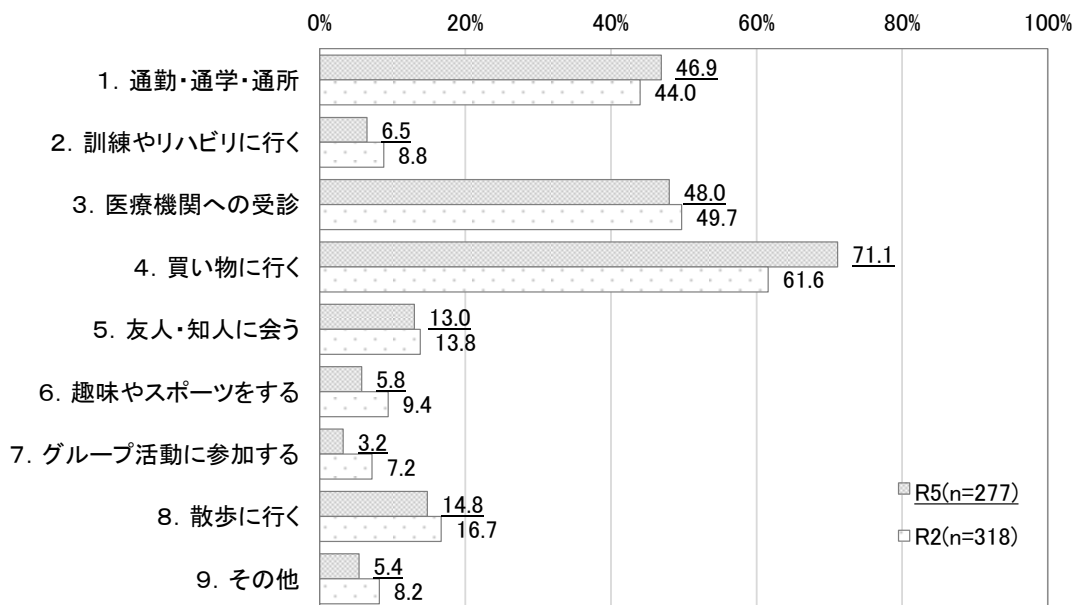
図表 27: 外出の際の同伴者



③ 外出の目的

「4. 買い物に行く」が 71.1%で最も高く、次いで「3. 医療機関への受診」が 48.0%、「1. 通勤・通学・通所」が 46.9%となっています。

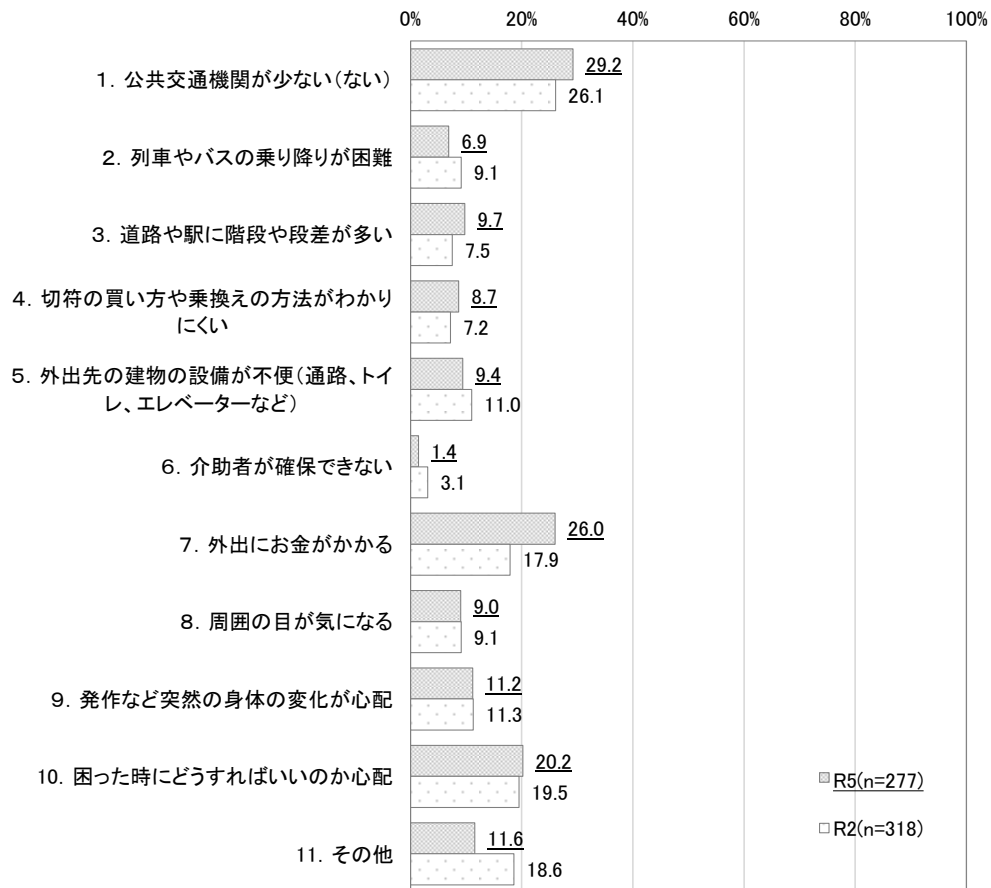
図表 28: 外出の目的



④ 外出する時に困ること

「1. 公共交通機関が少ない(ない)」が 29.2%で最も高く、次いで「7. 外出にお金がかかる」が 26.0%、「10. 困った時にどうすればいいの心配」が 20.2%となっています。

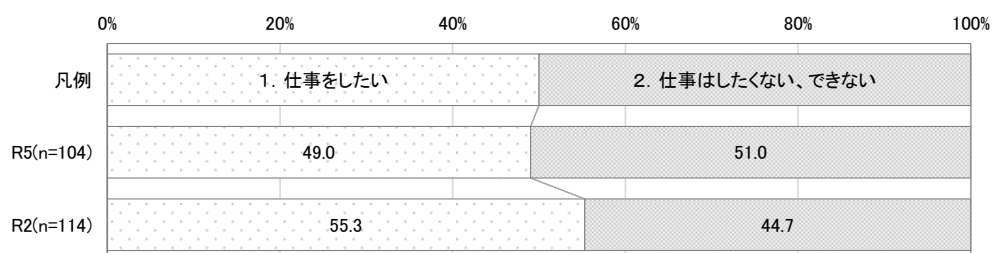
図表 29: 外出する時に困ること



⑤ 収入を得る仕事をしたいと思うか

現在就労中の 18 歳から 64 歳の方で他の職員と勤務条件等の違いがない勤務以外（短時間勤務等）の方に今後収入を得る仕事をしたいか聞いたところ、「仕事をしたい」は 49.0%、「仕事はしたくない、できない」は 51.0%となりました。

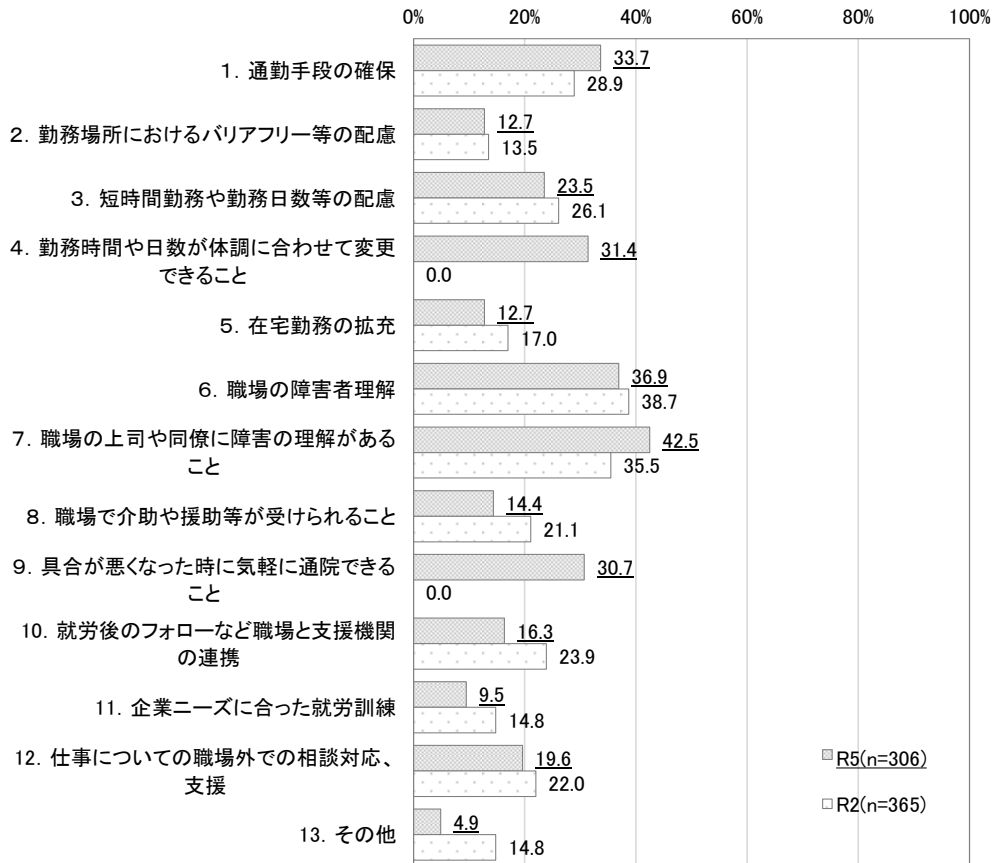
図表 30: 収入を得る仕事をしたいと思うか



⑥ 障がい者の就労支援として必要なこと

「7. 職場の上司や同僚に障害の理解があること」が42.5%で最も高く、次いで「6. 職場の障害者理解」が36.9%、「1. 通勤手段の確保」が33.7%となっています。

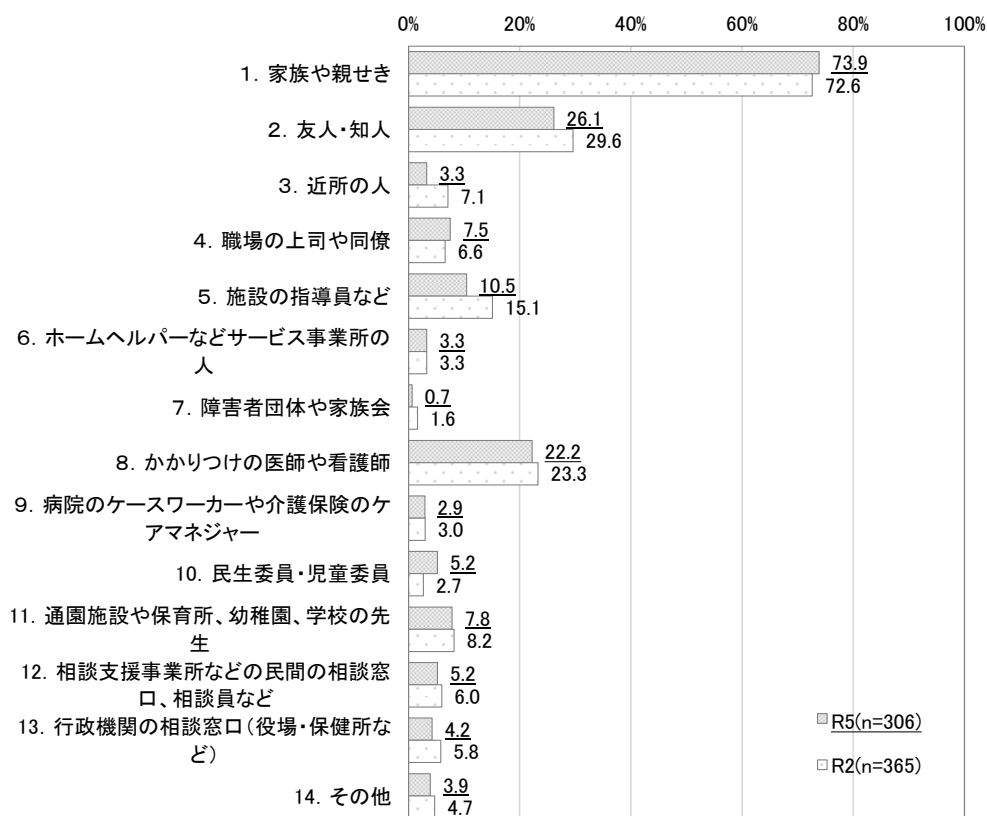
図表 31:障がい者の就労支援として必要なこと



(6) 相談相手

「1. 家族や親せき」が 73.9%で最も高く、次いで「2. 友人・知人」が 26.1%、「8. かかりつけの医師や看護師」が 22.2%となっています。

図表 32:相談相手



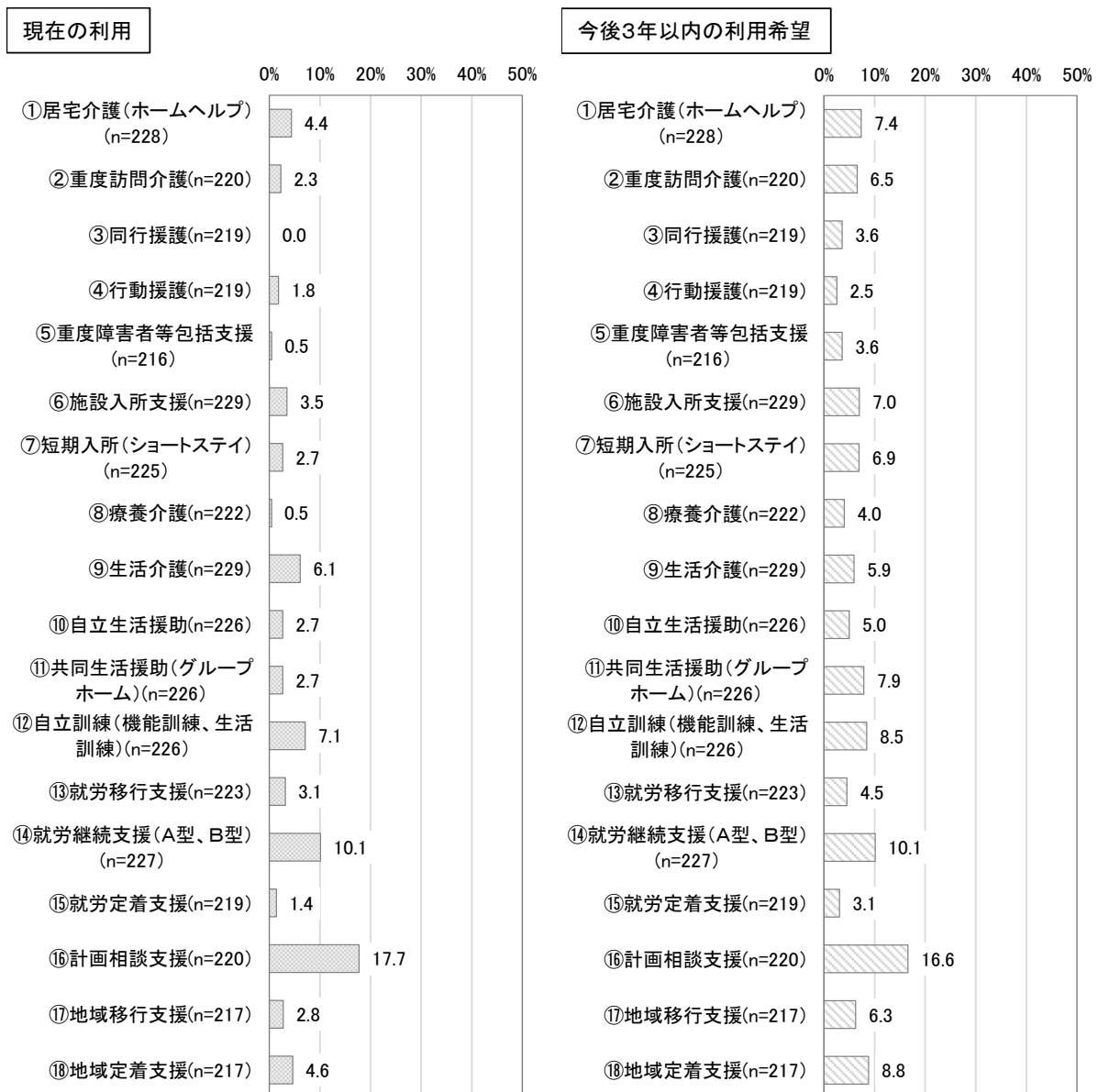
(7) 障がい福祉サービス等の利用状況等

① 障がい福祉サービス

現在の利用では「⑩計画相談支援」が 17.7%で最も高く、次いで「⑭就労継続支援（A型、B型）」が 10.1%となっています。また今後3年以内の利用希望では「⑩計画相談支援」が 16.6%で最も高く、次いで「⑭就労継続支援（A型、B型）」が 10.1%となっています。

18個のサービス中、15個のサービスで現在の利用よりも今後3年以内の利用希望の割合が上昇しています。

図表 33: 障がい福祉サービスの利用状況と利用希望

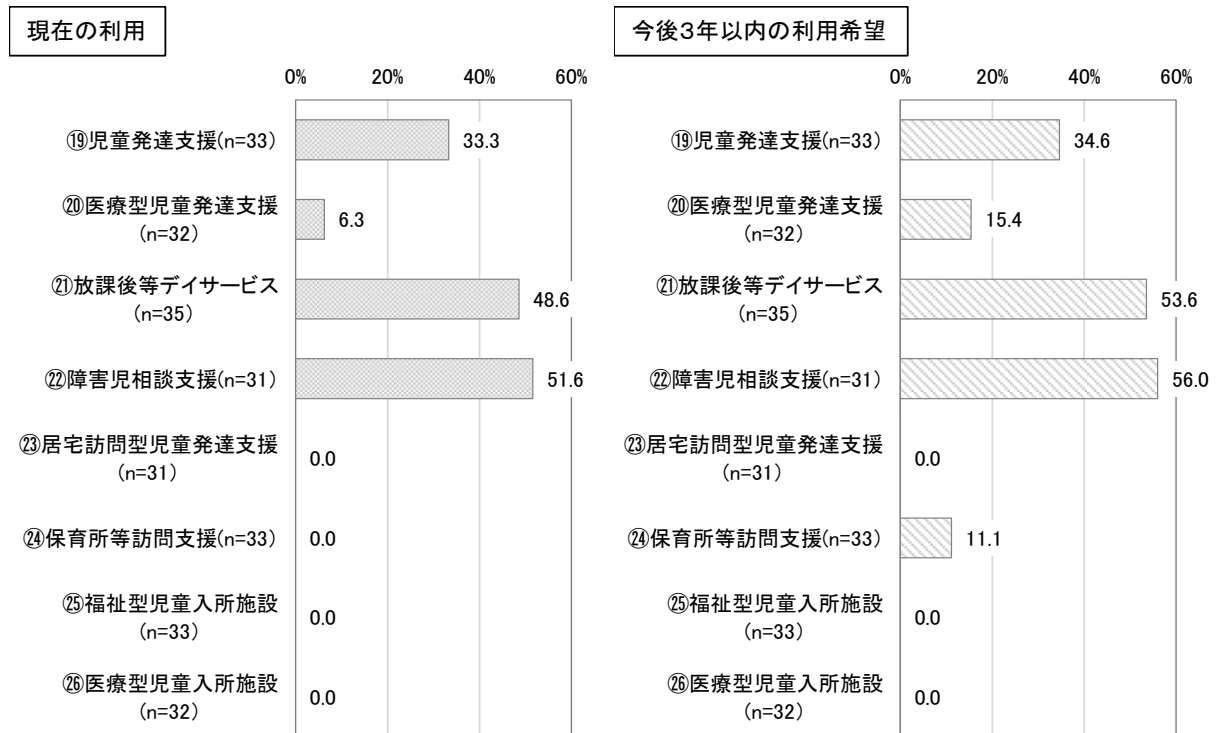


※今後3年以内の利用希望の割合は、「1. 今よりも利用を増やしたい」「2. 今と同じくらい利用したい」「3. 今よりも利用を減らしたい」の合算値。

② 障がい児福祉サービス

現在の利用では「②障害児相談支援」が 51.6%で最も高く、次いで「⑪放課後等デイサービス」が 48.6%となっています。また今後3年以内の利用希望では「②障害児相談支援」が 56.0%で最も高く、次いで「⑪放課後等デイサービス」が 53.6%となっています。

図表 34: 障がい児福祉サービスの利用状況と利用希望



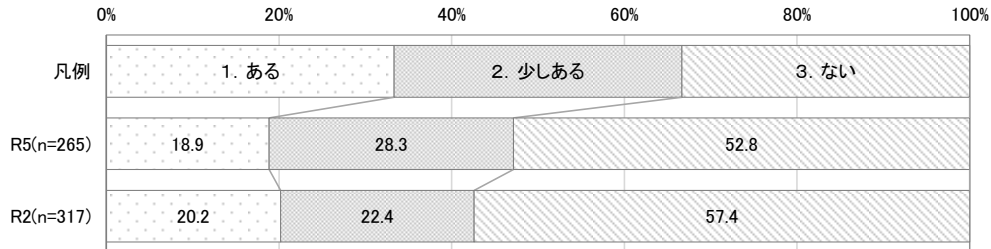
※今後3年以内の利用希望の割合は、「1. 今よりも利用を増やしたい」「2. 今と同じくらい利用したい」「3. 今よりも利用を減らしたい」の合算値。

(8) 権利擁護

① 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験

「ある」が 18.9%、「少しある」が 28.3%、「ない」が 52.8%となっています。

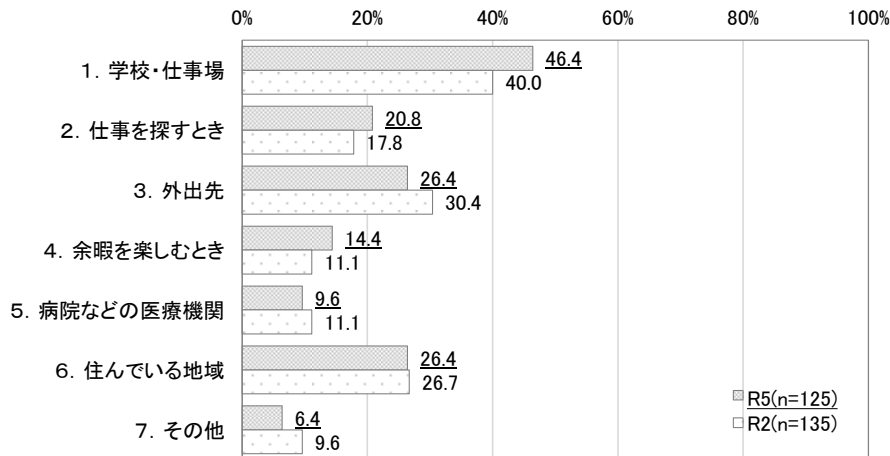
図表 35: 障がいがあることで差別や嫌な思いをした経験



② 差別や嫌な思いをした場所

「1. 学校・仕事場」が 46.4%で最も高く、次いで「3. 外出先」及び「6. 住んでいる地域」がともに 26.4%、「2. 仕事を探すとき」が 20.8%となっています。

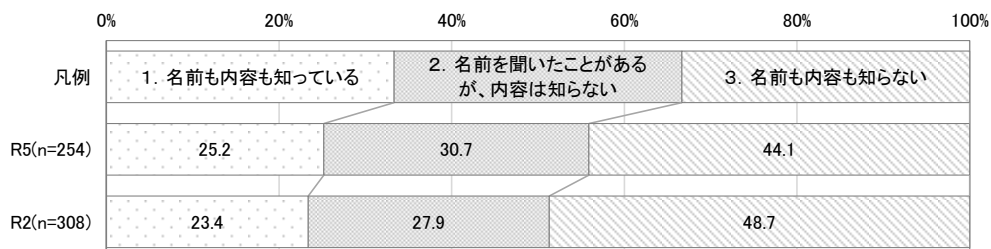
図表 36: 差別や嫌な思いをした場所



③ 成年後見制度の認知状況

「名前も内容も知っている」が 25.2%、「名前を聞いたことがあるが、内容は知らない」が 30.7%、「名前も内容も知らない」が 44.1%となっています。

図表 37: 成年後見制度の認知状況

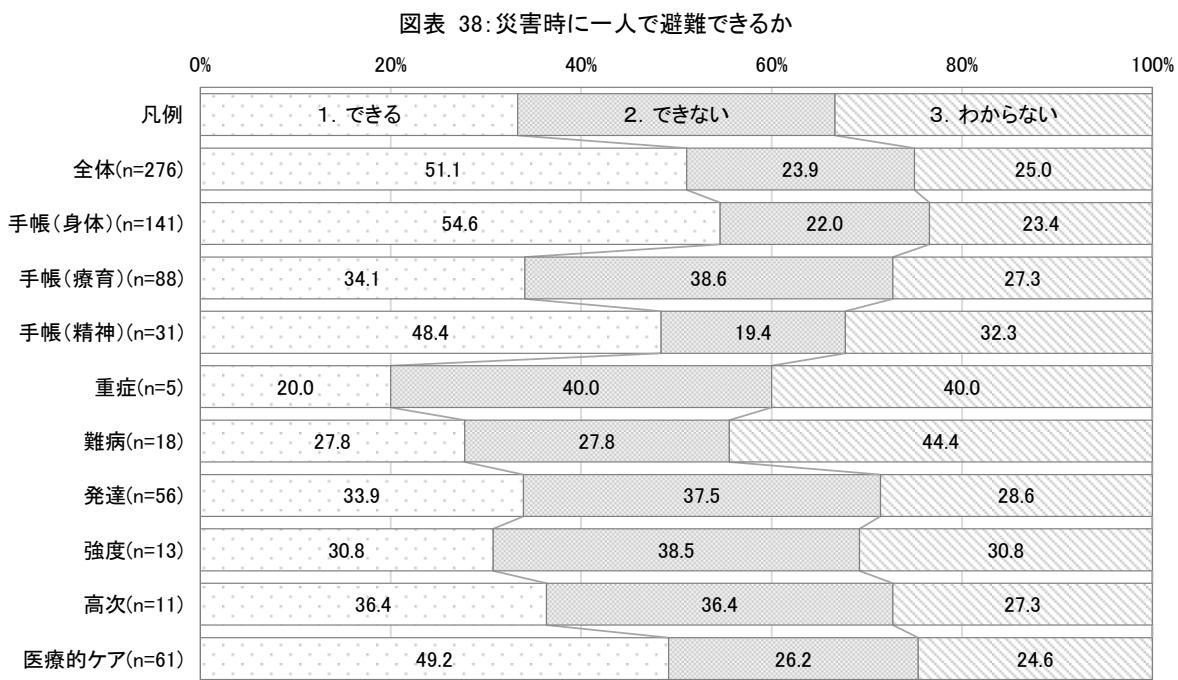


(9) 災害時の避難等

① 災害時に一人で避難できるか

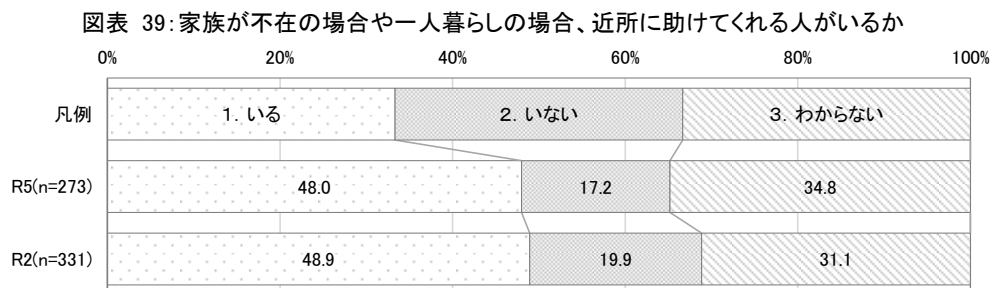
「できる」が 51.1%、「できない」が 23.9%、「わからない」が 25.0%となっています。

「できない」について区分別にみると、「重症心身障害」が 40.0%で最も高く、次いで「療育手帳所持者」が 38.6%、「強度行動障害」が 38.5%となっています。



② 家族が不在の場合や一人暮らしの場合、近所に助けしてくれる人がいるか

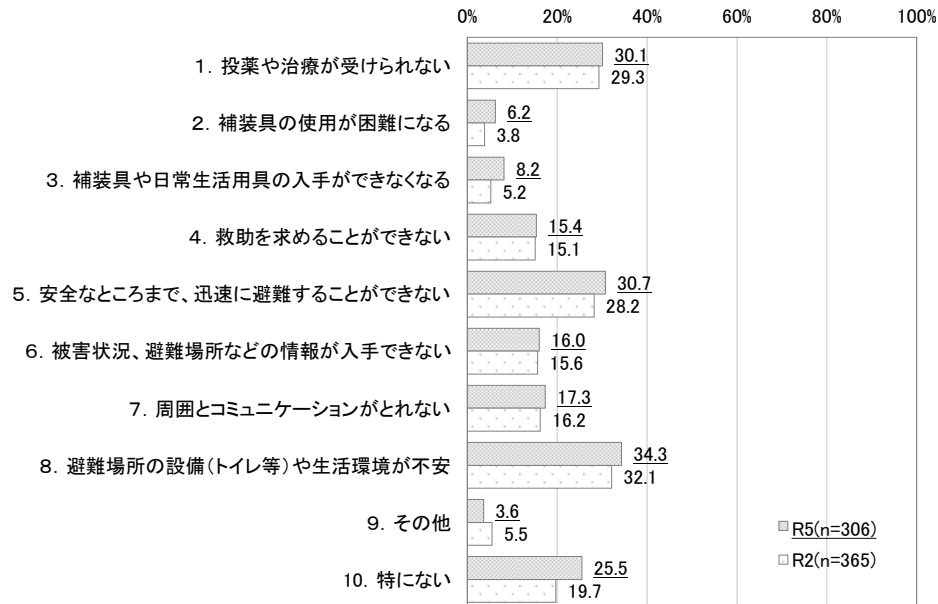
「いる」が 48.0%、「いない」が 17.2%、「わからない」が 34.8%となっています。



③ 災害時に困ること

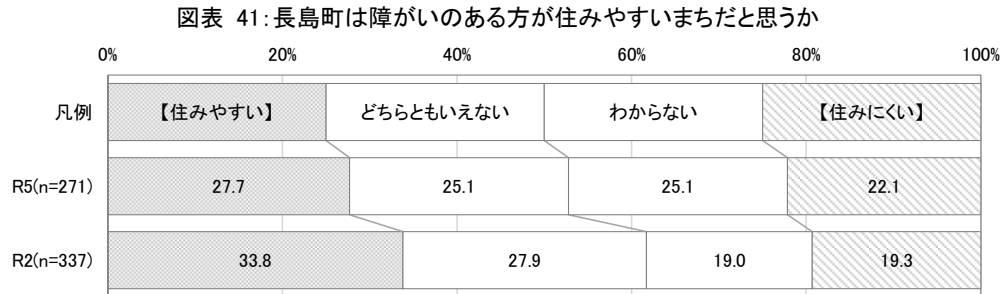
「8. 避難場所の設備（トイレ等）や生活環境が不安」が 34.3%で最も高く、次いで「5. 安全なところまで、迅速に避難することができない」が 30.7%、「1. 投薬や治療が受けられない」が 30.1%となっています。

図表 40: 災害時に困ること



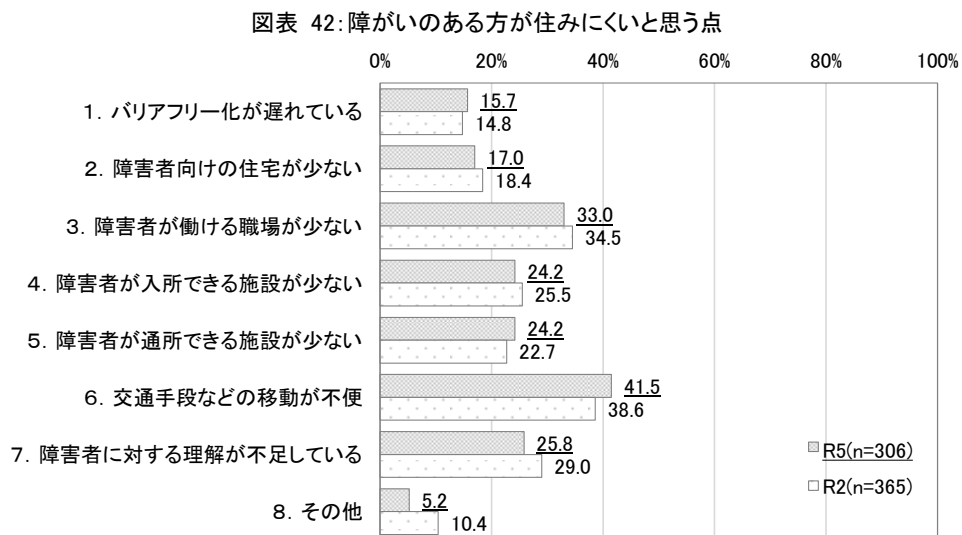
(10) 長島町の障がい福祉施策

- ① 長島町は障がいのある方が住みやすいまちだと思うか
【住みやすい】が 27.7%、【住みにくい】が 22.1%となっています。



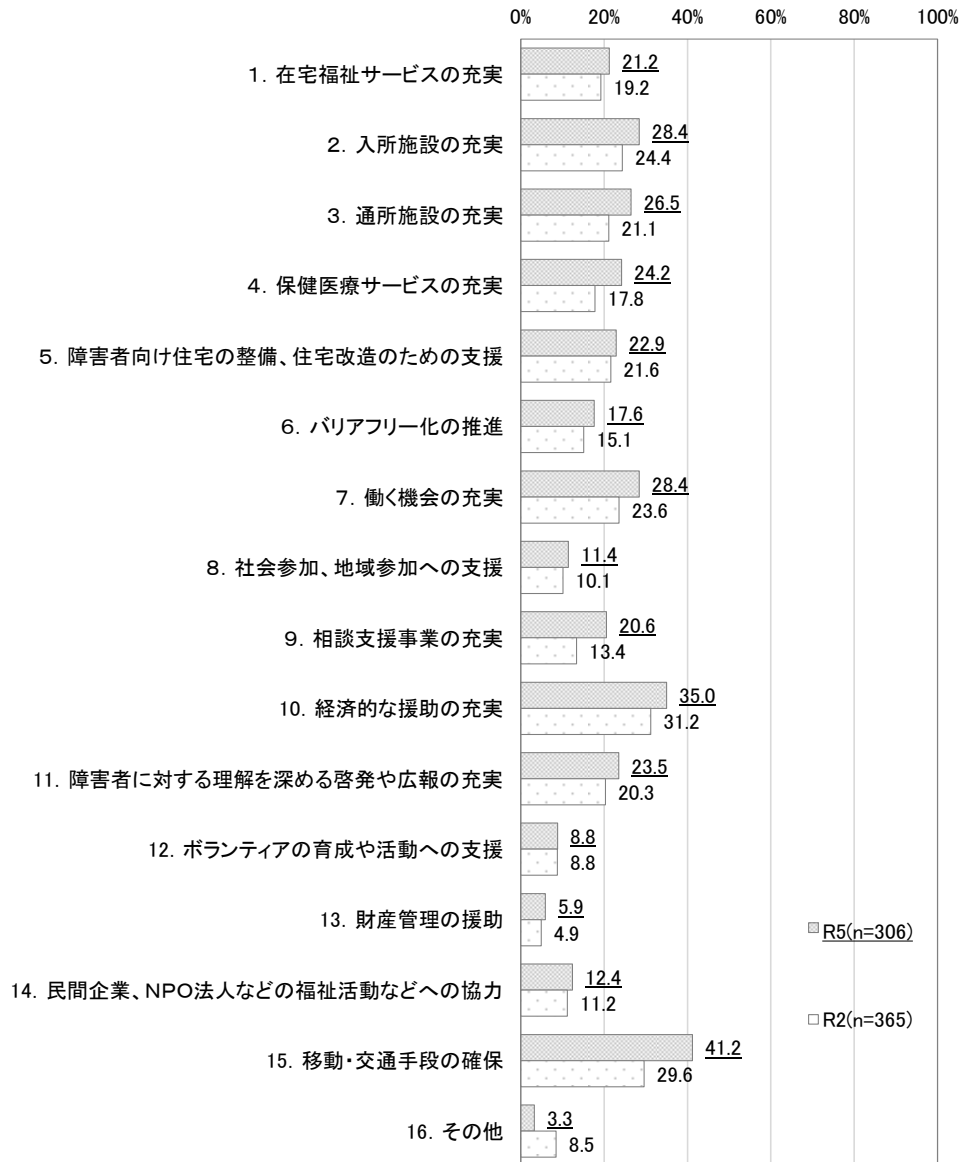
- ② 障がいのある方が住みにくいと思う点

「6. 交通手段などの移動が不便」が 41.5%で最も高く、次いで「3. 障害者が働ける職場が少ない」が 33.0%、「7. 障害者に対する理解が不足している」が 25.8%となっています。



③ 今後障がい者が暮らしやすいまちづくりにあたり長島町に特に充実してほしいこと
「15. 移動・交通手段の確保」が 41.2%で最も高く、次いで「10. 経済的な援助の充実」が 35.0%、「2. 入所施設の充実」及び「7. 働く機会の充実」がともに 28.4%となっています。

図表 43: 今後障がい者が暮らしやすいまちづくりにあたり長島町に特に充実してほしいこと





第3章 基本理念

1 基本理念

基本理念 **ともに生き、ともに支え合う やさしさのまち**

障害者権利条約では、障がいのある人の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がいのある人の固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がいのある人の権利の実現のための措置等について定めています。こうした障害者権利条約の理念に従い、障害者基本法第1条に規定されているように、障がい者施策は、全ての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるという理念にのっとり、全ての町民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目指して講じられる必要があります。

本計画では、このような社会の実現に向け、障がいのある人を、必要な支援を受けながら、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体としてとらえ、障がいのある人が自らの能力を最大限発揮し自己実現できるよう支援するとともに、障がいのある人の活動を制限し、社会への参加を制約している社会的な障壁を除去していくため、本町が取り組むべき障がい者施策の基本的な方向を定めます。

2 基本方針

全ての障がいのある人が必要な支援を受け、社会参加し、地域で自立した生活ができるまちの実現のためには、全ての障がいのある人が、日常生活における様々な場面において、個人の事情に則した支援を受けることができ、自ら判断や選択のできる生活を送ることができる環境を整備し、障がいのある人も、ない人も、全ての人が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、ともに生き、ともに支えあう社会を構築していくことが重要です。

このような社会を築いていくため、本計画においては、地域のあり方や、支援の在り方について検討し、日常生活を営む上でのあらゆる障壁の除去に努め、障がいのある人が自立し、地域で安心して暮らしていく地域づくりを行い、障がいのある人とない人がともに学び、働き、つながり、支え合うことができる環境を整備することを定め、これらを達成するための基本方針として以下の3つを掲げます。

暮らしやすさ

障がいのある人が地域生活への移行と自立した暮らしを送ることができるよう支援するための環境の整備を行います。

自分らしさ

障がいのある人が個々の個性や能力を発揮し、教育や就労、社会活動等へ参加できるよう、支援体制の充実を図ります。

つながり

障がいの有無に関わらずともに支えあう地域共生社会を目指し、町民の障がいへの理解を深め、障がいのある人の権利擁護に努めます。

3 基本的な考え及び策定作業について

各計画における基本的な考え及び作業内容は次のとおりです。

(1) 長島町障がい者計画

障がい者施策推進のための指針であるとともに、企業や各種団体などが自主的かつ積極的な活動を行うための指針となることから、本町における障がい者施策の取組状況や課題等を整理し、障がい福祉の充実に向け、基本理念及び基本的な考え方を定めます。

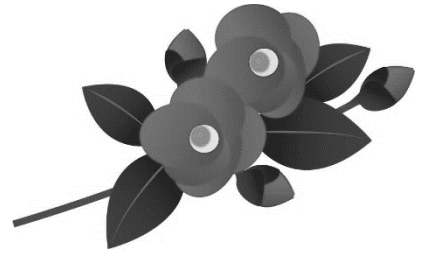
策定にあたっては、国の基本計画や鹿児島県障害者計画（第5次）を踏まえるとともに、前期計画である「長島町障害者計画、長島町障害福祉計画（第6期）及び長島町障害児福祉計画（第2期）」の施策及びサービスの現状について整理・分析・評価を行い、検証を踏まえて新たな施策の方向性を検討していきます。

(2) 長島町障がい福祉計画（第7期）・長島町障がい児福祉計画（第3期）

障がい福祉計画及び障がい児福祉計画は、障害者総合支援法・児童福祉法の改正内容及び近年の障がい者福祉の動向を踏まえつつ、「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（以下「基本指針」という。）に即し、障がいのある人が身近な地域で安心して暮らすために必要な基盤整備等についての目標を設定するとともに、それらのサービス提供体制が計画的に確保されるようにすることを目的としています。

障がい福祉計画の策定にあたっては、障がい福祉サービス等の提供体制及び自立支援給付等の円滑な実施を確保することを目的とし、基本指針に基づき、「①障がい福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項」「②各年度における障がい福祉サービス等の種類ごとの必要な量の見込み」「③地域生活支援事業の種類ごとの実施に関する事項」などについて定めます。

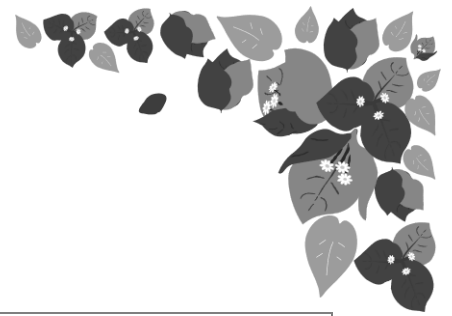
障がい児福祉計画の策定にあたっては、障がい児通所支援等を提供するための体制の確保が総合的かつ計画的に図られるよう、基本指針に基づき、「①障がい児通所支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項」や「②各年度における指定通所支援又は指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込み量」などについて定めます。



第2部 障がい者計画



第1章 計画の基本的事項



1 基本的な考え方

目指す姿

ともに生き、ともに支え合う やさしさのまち

本計画は、「ともに生き、ともに支え合う やさしさのまち」を目指して、全ての障がいのある人が、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを前提としつつ、次に掲げる事項を基本的な方針として、本町における障がい者施策の方向性を定めます。

また、本計画では、持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指す世界共通の目標であるSDGs（持続可能な開発目標：Sustainable Development Goals）の「誰一人取り残さない」という理念を町民と共有しながら、障がいの有無にかかわらず町民誰もが相互に人格と個性を尊重し支え合う社会の実現を目指します。

2 基本的な方針

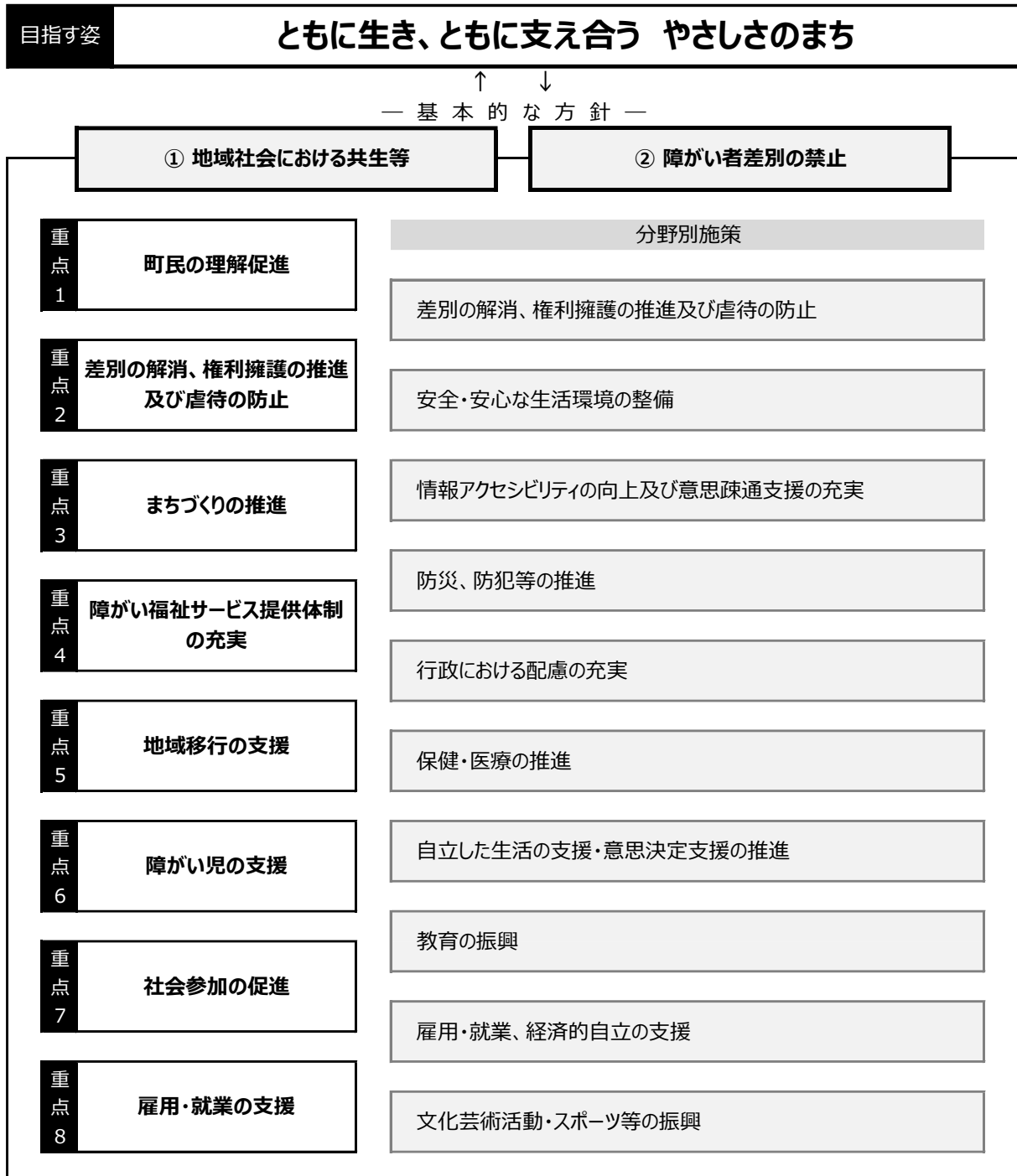
障がいのある人を、必要な支援を受けながら自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として捉えた上で、基本理念の実現に向けた障がいのある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に実施します。

(1)地域社会における共生等	(2)障がい者差別の禁止
<ul style="list-style-type: none">● 全ての障がいのある人は、社会を構成する一員として社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されること。● 全ての障がいのある人は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられないこと。● 全ての障がいのある人は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段についての選択の機会の拡大が図られること。	<ul style="list-style-type: none">● 何人も、障がいのある人に対して、障がいを理由として、差別することその他権利利益を侵害する行為をしてはならないこと。● 社会的障壁の除去は、それを必要としている障がいのある人が現に存し、かつ、その実施にともなう負担が過重でないときは、それを怠ることによって、差別や権利利益の侵害とならないよう、その実施について必要かつ合理的な配慮がなされなければならないこと。

3 計画の体系

本項では、長島町における障がい福祉施策を総合的に推進するための計画である「障がい者計画」について記載します。市町村障がい者計画を策定する上で、その基本となる内閣府「第5次障害者基本計画」及び鹿児島県「鹿児島県障害者計画（第5次）」を参酌していくものとします。

図表 44: 計画の体系





第2章 重点施策

本計画においては、鹿児島県「鹿児島県障害者計画（第5次）」を参酌し、以下の8つを重点施策として位置付けます。

重点施策1 町民の理解促進

施策の基本的方向

- ❖ 各種媒体の活用による広報活動などにより、障がいのある人と障がいのない人が、お互いに、障がいの有無にとらわれることなく、支え合いながら社会で共に暮らしていくことが日常となるように、障がい及び障がいのある人に対する理解促進に努めます。
- ❖ 公的機関等における職員については、研修等を実施して理解の促進に努めます。
- ❖ 外見から障がいのあることが分かりにくい人などが援助や配慮を受けやすくなるよう、ヘルプマーク・ヘルプカードの趣旨等について、ポスター・チラシや広報媒体を活用した広報・啓発を行うなど、町民への周知に努めます。
- ❖ 発達障がいや高次脳機能障がい、難病等については、「発達障害者支援センター」や「高次脳機能障害者支援センター」、「県難病相談・支援センター」など、障がい種別に設置している専門機関を核にして、町民への広報・啓発に努めます。

重点施策2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

施策の基本的方向

- ❖ 自ら意思を決定すること（意思を形成及び表明する段階の支援を含む）に支援が必要な障がいのある人が障がい福祉サービス等を適切に利用することができるよう、本人の自己決定を尊重する観点から、意思決定ガイドラインの普及を図ること等により、意思決定の支援に配慮しつつ、必要な支援等が行われることを推進します。また、知的障がいや精神障がいにより判断能力が十分でない人の権利を擁護し、自立した生活を支援するため、中核機関（福祉事務所）の機能を発揮し成年後見制度の周知や活用の促進を図ります。
- ❖ 県障害者権利擁護センターにおいて、障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、障がい福祉従事者、施設管理者、窓口職員等を対象として障がい者虐待防止・権利擁護研修を実施し、長島町障害者虐待防止センター（福祉事務所）や鹿児島地方法務局、鹿児島労働局等との連携を図りながら、障がいのある人への虐待の未然防止、早期発見、適切な支援に努めます。
- ❖ 障害者差別解消法改正法の施行に向けて、政府の「障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針」や、各省庁における所管分野を対象とした対応指針の見直し等を踏まえ、事業者や町民への周知啓発等に取り組みます。

重点施策3 まちづくりの推進

施策の基本的方向

- ❑ 障がいのある人に配慮したまちづくりの必要性や合理的配慮について普及・啓発を行います。
- ❑ 町有施設や町営住宅、公共的施設や公共交通機関について、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」や「福祉のまちづくり条例」及びユニバーサルデザイン^{※1}の考え方等を踏まえ、バリアフリー化に努めます。
- ❑ 身障者用駐車場の適正利用を図る「パーキングパーミット制度」については、利用証交付件数、協力施設とも増加していますが、今後とも県と連携しながら町民に対する制度の周知や施設に対する協力依頼を行い、制度のさらなる普及を進めます。

図表 45: 町有施設等におけるバリアフリーの状況

役場・支所		社会教育課所管施設		水産景観課所管観光施設	
施設名	整備状況	施設名	整備状況	施設名	整備状況
長島町役場	○	歴史民俗資料館	○	ブーゲンビリアの丘	○
指江支所	○	文化ホール	○	花カフェ	○
		B&G体育館	○	温泉センター東泉望	○
		総合町民体育館	○	温泉センター椿の湯	△
		開発センター	○	太陽の里	△
		運動場	○		

整備状況について

- ・・・身障者駐車場やスロープ、身障トイレ、床のフラット化については整備済みだが、点字ブロックや手すり等については今後整備を進める予定。
- △・・・玄関の段差やエレベーター未整備

※令和5年12月時点

重点施策4 障がい福祉サービス提供体制の充実

施策の基本的方向

- ❑ 総合的な相談業務や地域移行・定着等の支援などを行う阿久根市・長島町基幹相談支援センターの運営を継続していきます。
- ❑ 相談支援専門員やサービス管理責任者等に対する研修等を通じて、障がい福祉サービス事業所における人材の育成・確保とサービス等利用計画の質の向上に努めます。
- ❑ 障がい福祉サービスについては、町障がい福祉計画において、サービス見込量等によるサービスの確保策を定めており、当該計画を踏まえながらサービス提供体制の充実に努めます。
- ❑ 自立支援協議会は、障がい者福祉に携わる関係者で構成され、地域の実情に応じたサービス基盤の整備を進めていく上で大切な役割を担っています。出水地区自立支援協議会を活性化して、障がい福祉サービス提供体制の整備を推進します。

^{※1} ユニバーサルデザイン: 調整又は特別な設計を必要とすることなく、最大限可能な範囲で全ての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計をいう。(障害者権利条約第2条)

重点施策5 地域移行の支援

施策の基本的方向

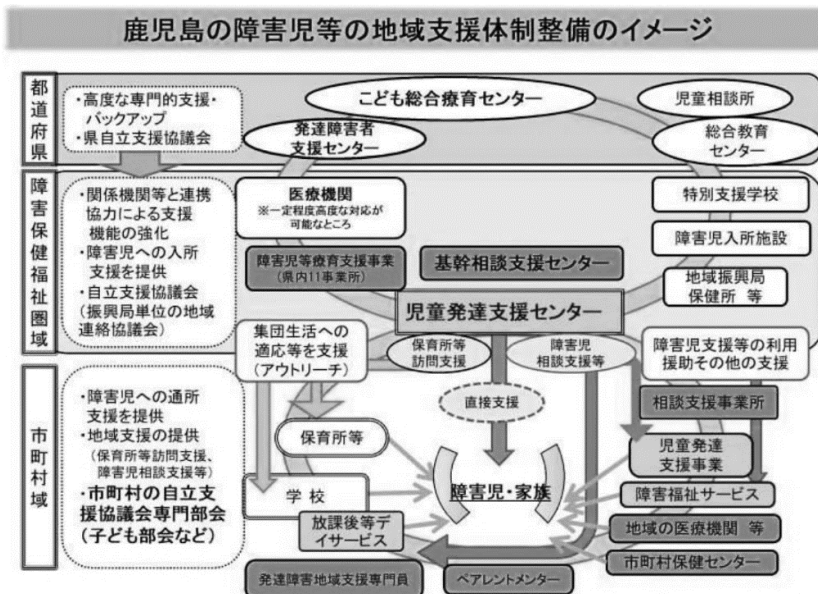
- 福祉施設等から地域生活への移行を希望する障がいのある人について、相談支援や障害者総合支援法によるサービスの提供体制の充実などにより、地域への移行を促進します。
- 精神障がい者の地域移行について、関係機関が連携して支援に取り組みます。
- 精神障がい者が地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう「精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築」を推進するため、精神病床における入院患者数や退院率等について目標値を明確にし、保健・医療・福祉関係者の協議の場を通じて、保健医療に関する計画と整合性を図りながら、計画的に基盤整備を推進します。

重点施策6 障がい児の支援

施策の基本的方向

- 障害児通所支援については、事業所の支援の質の向上・充実を図るとともに、地域における支援体制の機能充実に努めます。
- 乳幼児健診におけるスクリーニング技術の向上等に関する支援を通じて、障がいの早期発見に努めるとともに、健診等で要経過観察となった障がいのある児童に対しては、親子教室や発達相談会、児童発達支援事業による療育の場の提供等、地域において早期支援につなげる体制（1次機能）の構築を進めます。
- 医療的ケア児が地域で安心して暮らしていけるよう、県医療的ケア児等支援センターを中心に、保健・医療・福祉・教育等の関係機関の連携を図ります。

図表 46: 地域療育支援体制のイメージ図



重点施策7 社会参加の促進

施策の基本的方向

- ❖ 「鹿児島県障害者芸術文化活動支援センター」において、芸術文化活動に関する相談対応や芸術文化活動を支援する人材の育成、発表の機会を創出するなど、障がいのある人の文化芸術活動への参加促進に努めます。
- ❖ 鹿児島県が開催している「障害者スポーツ大会」やハートピアかごしまに設置する「県障害者自立交流センター」における各種スポーツ教室等に関する情報収集や周知に努め、障がいのある人のスポーツ活動への参加促進に努めます。
- ❖ ハートピアかごしま内「障害者ITサポートセンター」等の周知に努め、パソコン等の利用を支援します。
- ❖ 手話通訳者や要約筆記者等の養成・派遣等により、障がいのある人の情報の収集やコミュニケーション支援に努めます。
- ❖ 「ほくさつ障害者就業・生活支援センター」が行う巡回・出張相談を継続し、就業及び生活の両面にわたる支援を行うとともに、鹿児島労働局や就労移行支援事業所等、雇用、福祉、教育等の関係機関と連携しながら、障がいのある人の就業を促進します。

重点施策8 雇用・就業の支援

施策の基本的方向

- ❖ 障がい者が生きがいを持って社会参加できるよう関係機関・団体と連携し、求人開拓や企業への啓発活動等を通じて雇用環境の整備や雇用機会の確保を促進します。
- ❖ 障がいのある人の就業については、鹿児島労働局や鹿児島障害者職業センター等の支援が重要であることから、「ほくさつ障害者就業・生活支援センター」とこれらの関係機関との連携の強化に努めます。
- ❖ 国立・県営鹿児島障害者職業能力開発校についての情報提供・周知に努め、障がいのある人がその適性に応じた職種についての知識・技能の習得を促進します。



第3章 施策の展開



1 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

社会のあらゆる場面において障がい者を理由とする差別の解消を進めるため、国、県をはじめ障がい者団体等の様々な主体の取組との連携を図りつつ、障害者差別解消法の一層の浸透に向けた各種の広報・啓発活動を展開するとともに、事業者や町民の幅広い理解の下、環境の整備に係る取組を含め、障がい者差別の解消に向けた取組を幅広く実施することにより、障害者差別解消法等の実効性ある施行を図ります。

また、障害者虐待防止法等の適正な運用を通じて障がい者虐待を防止するとともに、障がい者の権利侵害の防止や被害の救済を図るため、相談・紛争解決体制の充実等に取り組むことにより、障がい者の権利擁護のための取組を着実に推進します。

施策の方向性

(1) 権利擁護の推進、虐待の防止

① 障害者虐待防止法の広報啓発、虐待防止に向けた相談支援

障害者虐待防止法に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、同法の適切な運用を通じ、障がい者虐待の防止及び養護者に対する相談等の支援に取り組みます。

② 意思決定支援ガイドラインの普及

障がい者に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、国の意思決定支援ガイドラインの普及を図ります。

③ 成年後見制度の適正な利用を促進

知的障がい又は精神障がい（発達障がいを含む）により判断能力が不十分な人による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修等を実施していきます。

④ 地域における虐待防止に向けた協力体制の構築

障がい者への虐待の予防及び早期発見等を行うため、町民、障がい者団体、障害福祉サービス事業者、企業等に対し、障害者虐待防止法の概要について積極的に啓発を行うとともに、地域における協力体制の構築を検討していきます。

⑤ 障がい児虐待の未然防止と早期対応

児童虐待の背景のひとつにある、障がい児の子育てに係る課題を踏まえ、養護者に対する相談等の支援に取り組み、虐待の未然防止と早期対応に努めます。

(2) 障がいを理由とする差別の解消の推進

障害者差別解消法並びに同法に基づく基本方針、対応要領及び対応指針や鹿児島県「障害のある人もない人も共に生きる鹿児島づくり条例」に基づき、障がいを理由とする不当な差別的取扱いの禁止や、障がい者に対する必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）の提供を徹底するなど、障がいを理由とする差別の解消に向けて着実に取組を進めるとともに、企業等が適切に対応できるよう必要な対応を行います。

(3) ボランティア活動の推進

① ボランティアに参加しやすい環境の整備

障がい者の日常生活を支援する活動は多岐にわたり、特にボランティアの意識を持たなくとも様々な支援活動を行っている町民も多いことから、日常的な係わりあいの中で障がい者も含めて多くの町民がそれぞれボランティア活動に参加しやすくなるような支援に努めます。

② 専門ボランティアの育成・確保

社会福祉協議会と綿密に連携し、養成講座の開催や相談・情報提供等を行うことでボランティアの養成・確保に努めます。

専門的な資格を取得していなくとも比較的専門性の高いボランティアとして活動できるような手話通訳、点訳、朗読、外出介助を行うボランティアや障がい者スポーツ指導員等の育成確保に努めます。

③ 学校を通じてのボランティア活動の推進

児童生徒がより気軽にボランティア活動に参加できるよう、学校を通じてボランティア活動への協力を要請していきます。障がい者との交流は福祉教育にもつながることからも取組を推進していきます。

④ 見守り活動の推進

障がい者の生活を支援するため、交流活動や避難行動要支援者避難支援等制度を活用し、地域における見守り活動と支え合いにより、住民相互の支援体制の充実・強化を図ります。

2 安全・安心な生活環境の整備

障がい者がそれぞれの地域で安全に安心して暮らしていくことができる生活環境の実現を図るため、障がい当事者等の意見を踏まえ、障がい者が安全に安心して生活できる住環境の整備、障がい者が移動しやすい環境の整備、アクセシビリティ^{※2}に配慮した施設等の普及促進、障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進等を通じ、障がい者の生活環境における社会的障壁の除去を進め、アクセシビリティの向上を推進します。

施策の方向性

(1) 住宅の確保

① 町営住宅のバリアフリー化と優先入居等の促進

町営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の町営住宅のバリアフリー化改修を促進し、障がい者向けの公共賃貸住宅の供給を推進します。また、障がい者に対する優先入居の実施や単身入居を可能とするための取組を推進します。

② 民間賃貸住宅への入居促進

障がい者の民間賃貸住宅への円滑な入居を促進するため、賃貸人及び障がい者双方に対する情報提供等の支援を行います。また、一般住宅への入居が困難な障がい者に対し、入居支援や地域の支援体制に係る調整等を行い、障がい者の地域生活を支援します。

③ 日常生活用具の給付や貸与、住宅改修に対する支援

障がい者や民間賃貸住宅の賃貸人が行うバリアフリー改修等を促進するとともに、障がい者の日常生活上の便宜を図るため、日常生活用具の給付又は貸与、及び用具の設置に必要な住宅改修に対する支援を行います。

④ 地域における居住の場の確保

障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホームの整備を検討するとともに、重度障がい者にも対応した体制の充実を図ります。

⑤ 防火安全体制強化の促進

障がい者が安心して障害福祉サービス等を利用することができるよう、障がい福祉サービス事業者等に対し、建築基準法や消防法の基準に適合させるための施設の改修等の協議や必要に応じた指導を行い、防火安全体制の強化を図ります。

^{※2} アクセシビリティ:障がいの有無や年齢、置かれている状況に関わらず、様々な利用者が情報やサービスにアクセスしやすい状態のこと。

(2) 移動しやすい環境の整備等

旅客施設における段差解消、障がい者の利用に配慮した車両の整備等を交通事業者等と協議していくとともに、公共交通機関の旅客施設及び車両内における障がい特性に配慮した案内表示や情報提供、人的な対応の充実について、様々な機会を通じて交通事業者等に要望していきます。

(3) アクセシビリティに配慮した施設、製品等の普及促進

① 町施設等におけるバリアフリー化促進

バリアフリー法に基づき、窓口業務を行う町の施設をはじめ、不特定多数の者や、主として高齢者、障がい者が利用する一定の建築物の新築時等における「建築物移動等円滑化基準」の適合により、バリアフリー化を促進します。

② 公園の整備等におけるバリアフリー化促進

公園の整備にあたっては、安全で安心した利用のためバリアフリー法に基づく基準や支援制度により、出入口や園路の段差解消、高齢者や障がい者等が利用可能なトイレの設置等を進めます。

(4) 障がい者に配慮したまちづくりの総合的な推進

① バリアフリー法関連施策のあり方への障がい者等の社会参画促進

バリアフリー法及び関連施策のあり方について、高齢者、障がい者等の社会参画の拡大の推進、バリアフリーのまちづくりの推進及びハード・ソフト一体となった取組の促進に努めます。

② 道路のバリアフリー化促進

障がい者も障がいのない人も安全で快適に道路を利用できるよう、歩道の補修や拡幅、段差の解消、視覚障がい者用誘導ブロックの設置を行うなど、道路のバリアフリー化に取り組みます。

3 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づき、障がい者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策を充実させ、障がい者が必要な情報に円滑にアクセスすることができるよう、障がい者に配慮した情報通信機器・サービス等の提供の促進や、障がい者が利用しやすい放送・出版の普及等の様々な取組を通じて情報アクセシビリティの向上を一層推進します。あわせて、障がい者が円滑に意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、意思疎通支援を担う人材の育成・確保やサービスの円滑な利用の促進を図ります。

施策の方向性

(1) 情報通信における情報アクセシビリティの向上

町における情報通信機器等（ウェブコンテンツに関するサービスやシステムを含む）の調達は、情報アクセシビリティの観点に配慮し、国際規格、日本工業規格への準拠・配慮に関する関係法令に基づいて実施します。

(2) 情報提供の充実等

① 町ホームページにおける掲載情報等の充実

障がいや障がい者、障がい福祉についての情報を収集し、障がい者やその家族、支援者等が必要な時に障がい福祉関係の情報を容易に入手できる総合窓口として、町ホームページの充実を図ります。

② 手話通訳士や要約筆記者の派遣推進

町が主催する講演会や講座において、手話通訳士や要約筆記者の派遣等を推進することにより、聴覚障がい者や高齢のため聴こえづらくなった人の参加を促進します。

(3) 意思疎通支援の充実

① 意思疎通支援者の養成及び派遣の推進

障がいのため意思疎通を図ることに支障がある障がい者に対し、意思疎通支援者（手話通訳者や要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員等）を養成していくとともに、意思疎通支援者の派遣を推進していくことでコミュニケーション支援を充実させていきます。

② 日常生活用具の給付・貸与・利用促進

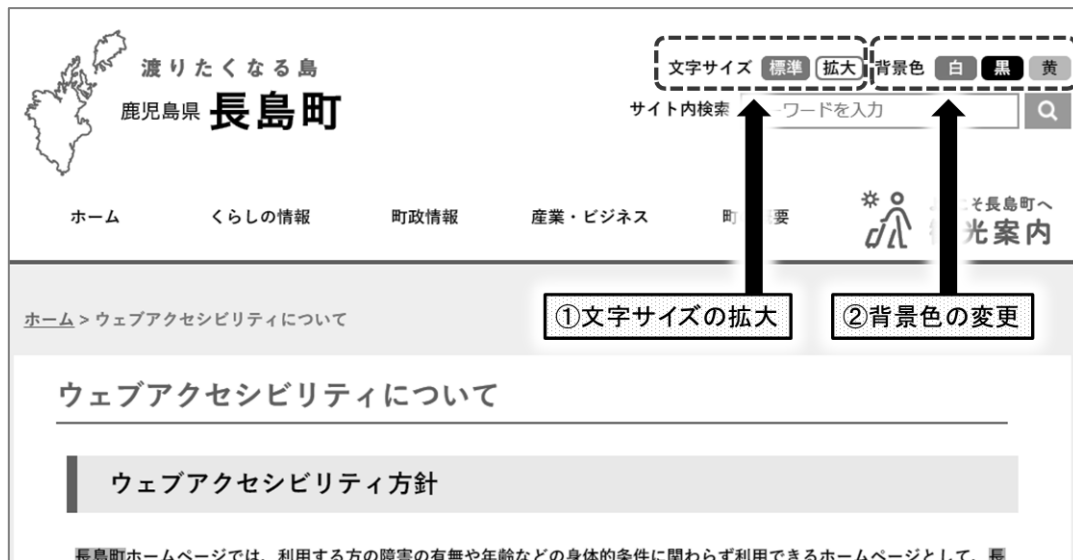
情報やコミュニケーションに関する支援機器を必要とする障がい者に対し、日常生活用具の給付又は貸与を行うとともに、支援機器の利用促進を図ります。

(4) 行政情報のアクセシビリティの向上

① 町ホームページのウェブアクセシビリティ^{※3}向上

障がい者を含む全ての人が必要とする行政情報を容易に取得することができるよう、文字の拡大や背景色の変更等、利用しやすさに配慮した長島町のウェブサイトづくりに取り組みます。

図表 47: 町ホームページにおけるウェブアクセシビリティ例



② 知的障がい者にも分かりやすい情報の提供

障がいや障がい者に関する施策についての情報提供及び緊急時における情報提供等を行う際には、知的障がい者等にも分かりやすい情報の提供に努めます。

^{※3} ウェブアクセシビリティ: 障がい者や高齢者等、ホームページなどの利用になんらかの制約があったり利用に不慣れな人々を含めて、誰もがホームページ等で提供される情報や機能を支障なく利用できること。

4 防災、防犯等の推進

障がい者が地域社会において安全に安心して生活することができるよう、災害に強い地域づくりを推進するとともに、災害発生時における障がい特性に配慮した適切な情報提供や避難支援、福祉避難所（福祉避難スペース）を含む避難所や応急仮設住宅の確保、福祉・医療サービスの継続等を行うことができるよう、防災や復興に向けた取組を推進します。また、障がい者を犯罪被害や消費者被害から守るため、防犯対策や消費者トラブルの防止に向けた取組を推進します。

施策の方向性

（1）防災対策の推進

① 災害に強い地域づくり

障がい者や福祉関係者等の参加及び防災関係部局と福祉関係部局の連携の下での、地域防災計画等の作成、防災訓練の実施等の取組を促進し、災害に強い地域づくりを推進します。

② 障がい特性に配慮した情報伝達体制の整備促進

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に障がい者に対して適切に情報を伝達できるよう、防災行政無線など、障がい特性に配慮した情報伝達の体制の整備を促進します。

図表 48: 防災行政無線戸別受信機(長島町ホームページ)



③ 避難行動要支援者名簿等を活用した避難支援

災害発生時、又は災害が発生するおそれがある場合に避難行動要支援者名簿等を活用した障がい者に対する適切な避難支援や、その後の安否確認を行うことができるよう必要な体制整備を行います。

④ 避難所等のバリアフリー化推進

避難所や、応急仮設住宅のバリアフリー化を推進するとともに、避難所において障がい者が、必要な物資を含め、障がい特性に応じた支援を得ることができるよう、必要な体制の整備を行います。

⑤ 災害発生後の継続した福祉・医療サービス提供体制構築


災害発生後にも継続して福祉・医療サービスを提供することができるよう、障がい者支援施設・医療機関等における災害対策を推進するとともに、地域内外の他の社会福祉施設・医療機関等との広域的なネットワークの形成に取り組みます。

(2) 防犯対策の推進

① 障がい者用メール 110 番・ファックス 110 番の周知・利用促進

Eメール等による緊急通報について、その利用促進を図ります。鹿児島県警察では、障がい特性などにより電話による通報が困難な方が事件や事故に遭った時に警察へ緊急通報する手段として、携帯電話やパソコンのメールを利用したメール 110 番を開設しています。

図表 49: メール 110 番・ファックス 110 番(鹿児島県警察)

メールアドレス	メール 110 番 二次元コード▶	
kagoshima110@police.pref.kagoshima.jp		
FAX 番号		
0120-110-987		

② 各団体の連携による犯罪被害防止・早期発見

警察と地域の障がい者団体、福祉施設、行政等との連携の促進等により、犯罪被害の防止と犯罪被害の早期発見に努めます。

(3) 消費者トラブルの防止

① 消費者トラブルに関する情報の発信・提供等

障がい者の消費者トラブルに関する情報を収集し、積極的な発信を行うとともに、その被害からの救済に関して必要な情報提供を行います。

また、消費者トラブルに関する出前講座等を実施する場合は、障がい特性に応じて選択できる教材の提供に努め、障がい者の消費者トラブルの防止及び被害からの救済を図ります。

② 消費者被害の防止に向けたネットワークの構築

障がい者団体、消費者団体、障がい福祉関係団体、行政等、地域の多様な主体が連携し、消費者安全に関わる情報を共有し、障がい者の消費者被害の防止に向けてネットワークの構築を図ります。

③ 消費生活相談窓口における消費者相談

消費生活相談窓口（水産景観課）において、ファックスや電子メール等での消費者相談を受け付けます。また、相談を受ける消費生活相談員に対し、障がい者理解のための研修等を実施することにより、障がい者の特性に配慮した消費生活相談体制の整備を図ります。

図表 50: 消費生活相談窓口

長島町における消費生活相談窓口	水産景観課	電話番号：0996-86-1137
-----------------	-------	-------------------

5 行政における配慮の充実

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、司法手続や選挙等において必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法も踏まえ、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、I C T等の利活用も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供を行います。

施策の方向性

(1) 選挙における配慮

移動に困難を抱える障がいのある人に配慮した投票所のバリアフリー化、障がいのある人の利用に配慮した投票設備の設置など、投票所における投票環境の向上に努めるとともに、障がいのある人が障がい特性に応じて、自らの意思に基づき円滑に投票できるよう、取組事例の周知等を通じて投票の秘密に配慮した代理投票の適切な実施等の取組を促進します。

また、選挙人を介護する者やその他の選挙人とともに投票所に入ることにについてやむを得ない事情がある者として投票管理者が認めた者は投票所に入ることができることの周知を図ります。

(2) 行政機関における配慮及び障がい者理解の促進等

障がい者がその権利を円滑に行使できるよう、必要な環境の整備や障がい特性に応じた合理的配慮の提供を行います。また、行政機関の窓口等における障がい者への配慮を徹底するとともに、行政情報の提供等にあたっては、I C T等の利活用も検討し、可能なものは積極的に導入するなど、アクセシビリティへの配慮に努めていきます。

① 事務・事業実施における合理的配慮

町における事務・事業の実施にあたっては、障害者差別解消法に基づく「障害を理由とする差別の解消の推進に関する長島町職員対応要領」により、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について合理的配慮を行います。

② 職員の障がいに関する理解促進

職員研修において、障がい及び障がい者への理解促進を図る研修を実施するとともに、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。

③ ICTによる行政情報提供の検討

町における行政情報の提供等にあたっては、情報通信技術（I C T）の進展等も踏まえ、アクセシビリティに配慮した情報提供に努めます。

6 保健・医療の推進

障がい者が身近な地域で必要な医療やリハビリテーションを受けられるよう、地域医療体制等の充実を図るとともに、保健・医療人材の育成・確保や、難病に関する保健・医療施策、障がいの原因となる疾病等の予防・治療に関する施策を進めます。

施策の方向性

(1) 精神保健・医療の適切な提供等

① 心の健康づくり

学校や職域及び地域における心の健康に関する相談、カウンセリング等の機会の充実により、市民の心の健康づくり対策を推進するとともに、精神疾患の早期発見方法の確立及び発見の機会の確保・充実を図ります。

② 精神障がい者に対する多様な相談体制の構築

精神障がい者及び家族のニーズに対応した多様な相談体制の構築を図ります。

③ 適切な医療提供の促進

精神疾患について、患者・家族による医療機関の選択に資するよう、精神医療に関する情報提供及び安全対策の推進を図ります。

(2) 保健・医療の充実等

① 医療的ケア児への取組の推進

医療的ケアが必要な子どもが適切な支援を受けられるように、保健・医療・障がい福祉・保育等の関係機関が連携を図るための取組を推進します。また、医療的ケアが必要な子どもを受け入れる社会資源の確保に努めます。

② 口腔の健康を保持・推進する取組

定期的に歯科検診を受けること等又は歯科医療を受けることが困難な障がい者に対して歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持・増進を図る取組を進めます。

③ 経済的負担の軽減・周知

障がいの重度化を抑制するとともに、経済的負担を軽減するため、自立した日常生活又は社会生活を営むうえで必要な医療について医療費の助成を行います。また、対象となる市民が制度を円滑に利用できるよう、患者団体や医療機関に対し、制度の普及に努めるとともに、町広報や町ホームページ等により広く周知を図ります。

(3) 保健・医療を支える人材の育成・確保

町民の健康相談等を行う職員の資質の向上を図るとともに、保健・医療・障がい福祉事業従事者間の連携を図ります。

(4) 難病に関する保健・医療施策の推進

難病患者に対し、総合的な相談や支援を行うとともに、障がい福祉サービスの利用など在宅療養上の適切な支援を行うことにより、安定した療養生活の確保と難病患者及びその家族の生活の質の向上を図ります。

(5) 障がいの原因となる疾病等の予防・治療

① 各種健診等による疾病等の早期発見及び治療、早期療養

乳幼児健診、保健指導の適切な実施により、疾病等の早期発見及び治療、早期療養を図ります。また、障がいの早期発見と早期療育を図るため、療育に知見と経験を有する医療・障がい福祉の各関係機関が緊密な連携を取り、適切な支援を行います。

② 医療の提供体制の充実と関係機関の連携

疾患、外傷等に対して適切な治療を行うため、救急医療・急性期医療・専門医療機関、身近な地域における医療機関及び在宅での医療の提供体制の充実を図るとともに、関係機関の連携を促進します。

7 自立した生活の支援、意思決定支援の推進

障がい者の望む暮らしを実現できるよう自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築します。

また、障がい者の地域移行を一層推進し、障がい者が必要なときに必要な場所で、地域の実情に即した適切な支援を受けられるよう取組を進めることを通じ、障がいの有無にかかわらず、町民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図ります。

さらに、障がい者及び障がいのある子どもが、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、在宅サービスの量的・質的な充実や障がいのある子どもへの支援の充実、障がい福祉サービスの質の向上、障がい福祉人材の育成・確保等に取り組めます。

施策の方向性

(1) 意思決定支援の推進

① 自らの意思決定に基づく利用計画案の促進・適切な支給決定

障がい者が、日常生活や社会生活に関して自らの意思が反映された生活を送ることができるように、可能な限り障がい者自らの意思決定が反映されたサービス等利用計画案の作成を促進するとともに、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。

② 障がい福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供促進

障がい福祉サービス等の提供にあたり、障がい者が自信を持って自らの意思を示し、主体的に意思決定を行うことができるよう、障がい福祉サービス等の内容に関する理解の手がかりとなる視覚的支援を行うなど、障がい福祉サービス事業者等による合理的配慮の提供を促進します。

③ 意思決定支援の質の向上

意思決定支援の質の向上を図るため、国が作成した「障がい福祉サービス等の提供に係る意思決定支援ガイドライン」を活用し、障がい福祉サービス事業者や成年後見の担い手等を対象とした研修を行います。

④ 判断能力が不十分な者への成年後見制度の適正な利用促進

知的障がいや精神障がい、発達障がいにより判断能力が不十分な者による成年後見制度の適正な利用を促進するため、必要な経費について助成を行うとともに、後見等の業務を適正に行うことができる人材の育成及び活用を図るための研修を行います。

(2) 相談支援体制の構築

① 身近な相談支援体制の充実

障がいのある人の個々の心身の状況、サービス利用の意向、家族の状況や意向等を踏まえたサービス等利用計画案の作成等、当事者の支援の必要性に応じた適切な支給決定の実施に向けた取組を進めます。

② 各種障がいに応じた専門的な相談体制

福祉事務所を窓口として、高次脳機能障がい者の場合「県高次脳機能障害者支援センター」、難病患者の場合「県難病相談・支援センター」や保健所、発達障がい児の場合「県子ども総合療育センター」、発達障がい者の場合「県発達障害者支援センター」、若年性認知症の人及びその家族の場合「認知症疾患医療センター」等のように、専門機関へつないでいくことにより、その人の状況に応じた適切な相談を行えるよう支援します。

③ 人権擁護に関する相談

障がいのある人やその家族からの人権や法的手続き等に関する問題について、県が設置している「障害者110番」の周知に努め、日常生活における不安や悩みの解消を図ります。

図表 51:障害者110番(概要)

相談方法	電話、ファックス等による相談が可能。生命や財産の侵害などの法律問題については、予約により弁護士による相談も受け付けています。
相談窓口の設置時間	月曜日～金曜日 9:00～17:00 (土曜日、日曜日、祝祭日、12月29日～1月3日を除く)
弁護士の面接相談 (要予約)	第3水曜日 14:00～16:00 (要予約) 初回30分間 (無料)
相談ケースの具体例	<ul style="list-style-type: none"> ● 生命や身体に係る侵害関係 ● 財産に対する侵害関係 ● 金融、消費、契約関係 ● 雇用上問題、勤務条件関係 ● 家族・親族との人権関係 ● 隣人・知人との人権関係 ● 職場・施設での人権関係 ● その他、障害に附随する悩み等
相談受付	<p>【障害者110番】</p> <p>鹿児島県身体障害者福祉協会内</p> <p>鹿児島市小野1丁目1番1号ハートピアかごしま3階</p> <p>電話又はFAXの場合：099-228-6000 (FAX 兼用)</p> <p>E-mailの場合：soudan110ban@shogaisha-kagoshima.jp</p>

[出典]社会福祉法人鹿児島県身体障害者福祉協会ホームページ

(3) 地域移行支援、在宅サービス等の充実

① 地域生活への移行推進

地域生活への移行を希望する障がいのある人について、地域相談支援や障害者総合支援法のサービスの提供体制の充実などにより、安心して地域へ移行できるように努めます。また、精神障がい者については、特に長期入院患者等の退院を促進していく必要があることから、県や医療機関と連携しながら地域移行を推進します。

② 社会参加の促進

地域生活への移行に向けて訓練を行う自立訓練事業（機能訓練、生活訓練）の利用を促進し、日常生活や社会生活への復帰を支援します。また、視覚障がい者、聴覚障がい者、盲ろう者等のコミュニケーションを支援するため手話通訳者・奉仕員や要約筆記者などを養成して社会参加を促進します。

③ 在宅サービス等の充実

地域における安心した暮らしを支えるため、障害者総合支援法のサービス等について充実に努めるとともに、障がいのある人の一人暮らし等を支える自立生活援助等により、地域生活への移行を促進します。

また、障がいのある人とその家族の支援について、相談や障害福祉サービス等に関する情報提供を実施して必要な支援につなぐとともに、子ども等の負担軽減を図る観点も含め、障がいのある人の家事援助、短期入所等の必要なサービスの提供体制の確保に取り組みます。

(4) 障がいのある子どもに対する支援の充実

① 教育・保育等の利用へ向けた支援

障がい児やその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象として、身近な地域において、子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）に基づく給付や、その他の支援を可能な限り講じ、障がい児が円滑に教育・保育等を利用できるようにするために「優先利用」の対象として周知するなど必要な支援を行います。

② 保育所のバリアフリー化促進と受入れ体制構築への支援

障がい児を受け入れる保育所のバリアフリー化の促進や、障がい児保育を担当する職員の確保・専門性向上を図るための研修の実施等により、障がい児の保育所での受入れを促進します。

③ 乳幼児期から学校卒業まで一貫した支援体制の構築

障がい児の発達を支援する観点から、障がい児及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業後まで一貫した効果的な支援を地域の身近な場所で提供する体制の構築を図り、療育方法等に関する情報提供やカウンセリング等の支援を行います。

④ 児童発達支援サービス等の充実

障がい児に対し、児童福祉法に基づく児童発達支援等のサービスを提供するとともに、短期入所（ショートステイ）、日中一時支援等の障がい福祉サービスを提供し、障がい児が身近な地域で必要な支援を受けられる体制の充実に努めます。

また、障がい児の発達段階や支援の必要性に応じて、児童発達支援、放課後等デイサービス及び保育所等訪問支援による適切な支援を提供します。

⑤ 情報提供・相談支援、在宅生活の充実

障がい児について、情報提供や相談支援等により家族やその家庭生活を支援するとともに、在宅で生活する重症心身障がい児（者）について、短期入所や居宅介護、児童発達支援等の障がい福祉サービス等により、在宅生活の支援の充実に努めます。

（５）障がい福祉サービスの質の向上等

① 障がい福祉サービス提供体制の充実

障がい福祉サービス等の具体的な内容・数値目標等は「長島町障がい福祉計画及び長島町障がい児福祉計画」に掲載します。今後も一層の事業の周知を図り、利用の拡大に努めます。

② 障がいの特性に配慮したサービスの提供促進

障がい者が、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、多様化するニーズ等に対し、障がいの特性（病状の変化や生活の状態等）に配慮した適切な障がい福祉サービスの提供を推進します。

③ サービス事業者への指導及び従事者の資質向上の促進

障がい福祉サービス等の提供において、関係法令を遵守し、適切なサービスが提供されるよう、集団指導や実地指導を通じて、障がい福祉サービス事業者等を指導します。また、障がい福祉サービス等の質の向上に向け、従事者等の資質向上を図るための研修情報等の提供に努めます。

④ 利用者からの苦情解決に向けた指導及び第三者評価の受審促進

障がい福祉サービス等の質の向上に向け、障がい福祉サービス事業者が利用者等からの苦情解決に適切に取り組むよう指導します。また、障がい福祉サービス事業者の第三者評価の受審促進等に努めます。

⑤ 障がい者の高齢化等への対応

高齢の障がい者については、介護保険によるサービスも利用が可能であることから、介護保険法に基づき設置されている地域包括支援センターと連携しながら、医療・介護・生活支援等が総合的に提供できる体制の充実に努めます。

(6) 福祉用具の普及促進と利用支援及び身体障がい者補助犬の周知等

① 補装具や日常生活用具の給付・貸与等

補装具の購入、借受け又は修理に要する費用の一部に対する公費の支給、日常生活用具の給付・貸与を行います。

② 身体障がい者補助犬に対する理解の促進

町民や企業等に対し、身体障がい者補助犬への関心や、理解を深める取組を推進します。また、身体障がい者補助犬の受け入れについて、補助犬利用者や受け入れ側からの相談に的確に対応していきます。

(7) 障がい福祉を支える人材の育成・確保

① レスパイトケア等の活用促進

「支援する人を支援する」という考えのもと、障がい者を介護する家族に対する相談や情報提供、当事者同士の交流などの取組みを充実し、併せて、家族介護者の一時的休息（レスパイト）の観点から、短期入所（ショートステイ）等の利用を進めます。

② 精神障がいへの支援

精神障がい者やその家族が障がいを受け入れていくことができるよう、精神疾患やひきこもりへの理解を深め、同じ経験を持つ家族同士の分かち合いの場を提供するなど、情報交換し、悩みを共有しながら不安解消に向けた取組を進めます。

③ 発達障がいへの支援

発達障がい者の家族に対する心理的ケアと、家庭における子育ての支援を進めるため、家族同士が子どもとの関わり方や悩みを気軽に情報交換できる場の充実を図るとともに、家庭における行動面の問題等に対する専門的な支援を行います。

また、発達障がいのある子どもを育てた経験のある保護者が、同じような発達障がいのある子どもを持つ保護者に寄り添い、相談を受ける体制を整えます。

④ ピアカウンセリングやセルフヘルプ活動への支援

障がい者の生活の向上や、権利擁護にとって重要なピアカウンセリングやセルフヘルプ活動を支援します。また、障がい者やその家族によるボランティア活動に対する支援や障がい者を支える人材の育成が行えるよう環境整備に努めます。

8 教育の振興

障がいの有無によって分け隔てられることなく、町民が相互に人格と個性を尊重し合う共生社会の実現に向け、可能な限り共に教育を受けることのできる仕組みの整備を進めるとともに、いわゆる「社会モデル」を踏まえつつ、障がいに対する理解を深めるための取組を推進します。

また、学校教育における障がいのある幼児・児童・生徒に対する支援を推進するため、障がいのある幼児・児童・生徒に対する適切な支援を行うことができるよう環境の整備に努めるとともに、合理的配慮の提供等の一層の充実を図ります。さらに、障がい者が、学校卒業後も含めたその一生を通じて、自らの可能性を追求できる環境を整え、地域の一員として豊かな人生を送ることができるよう、生涯を通じて教育やスポーツ、文化等の様々な機会に親しむための関係施策を横断的かつ総合的に推進するとともに、共生社会の実現を目指します。

施策の方向性

(1) インクルーシブ教育システム^{※4}の推進

① 多様な学びの場の整備・推進

障がいの有無にかかわらず、可能な限り共に教育を受けられるような条件整備に努めるとともに、自立と社会参加を見据えて、個々の児童生徒の教育的ニーズに応じた教育が提供されるよう、小・中学校における通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった連続性のある多様な学びの場の整備を推進していきます。

② 「学びの場」の決定や変更等の周知

障がいのある児童生徒の就学先を決定するにあたっては、本人・保護者に対する十分な情報提供の下、本人・保護者の意見を最大限尊重しつつ、本人や保護者と教育委員会、学校等が、教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行うことを原則します。また、発達の種類や程度や適応の状況等に応じて、柔軟に「学びの場」を変更できることについて、引き続き、関係者への周知を行います。

③ 合理的配慮についての周知

障がいのある児童生徒に対する合理的配慮については、児童生徒一人ひとりの障がいの状態や教育的ニーズ等に応じて設置者・学校と本人・保護者間で可能な限り合意形成を図った上で決定し、提供されることが望ましいことを引き続き周知していきます。

^{※4} インクルーシブ教育システム：人間の多様性の尊重等の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的の下、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み（障害者権利条約第24条）

④ 多様なニーズに応じた支援体制構築の推進

校長のリーダーシップの下、特別支援教育コーディネーターを中心とした校内支援体制を構築するとともに、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、看護師、OT(作業療法士)、PT(理学療法士)等の専門家及び特別支援教育支援員の活用を図ることで、学校が組織として、障がいのある児童生徒の多様なニーズに応じた支援を提供できるよう促進していきます。

⑤ 障がいの早期発見及び相談支援体制の充実

発達障がいなどを早期に発見し適切な支援につなげるため、医療、保健、福祉等との連携の下、就学時健診の結果等を踏まえ、W I S C 検査等の諸検査を活用した早期からの教育相談・支援体制の充実を図ります。

⑥ 関係機関間での情報共有・活用等

障がい者が就学前から卒業後まで切れ目ない指導・支援を受けられるよう、子どもの成長記録や指導内容等に関する情報を、情報の取扱いに留意しながら、必要に応じて関係機関間で共有・活用するとともに、保護者の参画を得つつ、医療、保健、福祉、労働等との連携の下、個別の教育支援計画の策定・活用を促進します。

(2) 教育環境の整備

① 通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進

特別支援教育に関する教職員の専門性の確保、指導力の向上を図り、専門機関との連携強化により通常の学校における特別支援教育の体制整備の促進に努めます。

② ICTを活用した教材等の活用促進

情報通信技術(I C T)の発展等も踏まえつつ、障がいのある児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた教科書をはじめとする教材や支援機器の活用を促進します。

③ 学校のバリアフリー化促進と教室不足解消の促進

学校施設については、今後も多様化する教育環境のニーズにこたえるため、校舎等の施設・設備の整備充実に努め、バリアフリー化を推進します。

(3) 生涯を通じた多様な学習活動の充実

障がい者の生きがいづくりや社会参加に向け、障がい者が生涯にわたり教育やスポーツ、文化などの様々な機会に親しむことができるよう、多様な学習活動を行う機会を提供・充実していきます。

9 雇用・就業、経済的自立の支援

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むためには就労が重要であるとの考え方の下、働く意欲のある障がい者がその適性に応じて能力を十分に発揮することができるよう、多様な就業の機会を確保するとともに、就労支援の担い手の育成等を図ります。

また、雇用・就業の促進に関する施策と福祉施策との適切な組合せの下、年金や諸手当の支給、経済的負担の軽減等により障がい者の経済的自立を支援します。

施策の方向性

(1) 総合的な就労支援

① 障がい者就労に向けた一貫した支援

ハローワークや障害者職業センター等の地域の関係機関が密接に連携し、職場実習の推進や雇用前の雇入れ支援から雇用後の職場定着支援までの一貫した支援を実施していきます。

② トライアル雇用の推進

障がい者雇用への不安を解消するため、トライアル雇用の推進等の取組を通じ、事業主の障がい者雇用への理解の促進を図ります。

③ 一般就労の促進に向けた実習や求職活動の促進

就労移行支援事業所等において、一般就労をより促進するため、積極的な企業での実習や求職活動の支援（施設外支援）の推進を図ります。

(2) 経済的自立の支援

① 障がい年金制度の周知

障がい者が地域で質の高い自立した生活を営むことができるよう、雇用・就業（自営業を含む）の促進に関する施策との適切な組み合わせの下、年金や諸手当の受給資格を有する障がい者が、制度の不知・無理解により、障がい年金を受け取ることができないことのないよう、制度の周知に取り組みます。

② 利用料や運賃等に対する割引・免除等

障がい者が町等が運営している施設や公共交通機関を利用する際に、その必要性や利用実態を踏まえながら、利用料や運賃等に対する割引・減免等の措置を講じます。

(3) 障がい者雇用の促進

① 法に基づく障がい者雇用の促進

障害者雇用促進法に基づく障害者雇用率制度を中心に、引き続き、障がい者雇用の促進を図るとともに、精神障がい者の雇用の促進のための取組を充実させます。

② 合理的配慮の提供義務についての啓発等

国の各種助成金制度の活用等を周知するとともに、雇用分野における障がいを理由とする差別の禁止及び障がい者が職場で働くにあたっての支障を改善するための措置（合理的配慮の提供義務）について企業に対する啓発を行い、障がい者も障がいのない人もともに働く職場環境の実現を目指します。

(4) 障がい特性に応じた就労支援及び多様な就業の機会の確保

① 障がい特性に応じた就労支援

障害者職業センター等との連携により、精神障がい、発達障がい等の特性に応じた支援の充実・強化を図ります。また、採用後に障がいを有することとなった人についても、円滑な職場復帰や雇用の安定のための施策を講じます。

② ICTを活用した多様な働き方の推進

短時間労働や在宅就業、自営業など障がい者が多様な働き方を選択できる環境を整備するとともに、情報通信技術（ICT）を活用したテレワークの一層の普及・拡大を図り、時間や場所にとられない働き方を推進します。

(5) 福祉的就労の底上げ

① 福祉的就労の底上げ

障がい者就労施設等の経営力強化に向けた支援や、共同受注化の推進等、就労継続支援 B 型事業所等における工賃の向上に向け、官民一体となった取組を推進するなど、就労継続支援 A 型も含めた福祉的就労の底上げを図るとともに、その在り方を検討していきます。

② 物品調達促進等

障害者優先調達推進法に基づく鹿児島県物品等調達方針や長島町障害者就労施設等からの物品等調達方針に基づき、障がい者就労施設等の物品・サービスの情報提供の充実や購入しやすい仕組みづくり等、役場全体で調達の促進に取り組みます。

10 文化芸術活動・スポーツ等の振興

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて、障がい者の生活と社会を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与します。また、スポーツやレクリエーション活動を通じて、障がい者等の体力の維持・増進や交流、余暇の充実等を図ります。

さらに、共生社会の実現に向け、障がいの有無にかかわらず誰もが障がい者スポーツに親しめる機会をつくるとともに、地域における障がい者スポーツの一層の普及に努めます。

施策の方向性

(1) 文化芸術活動、余暇・レクリエーション活動の充実に向けた社会環境の整備

①障がい児に対する文化活動の機会の提供

障がい児に、広く文化芸術に触れ親しむことができるよう、一流の文化芸術活動団体による実演芸術の公演等の機会を提供し、障がい児の生きがいや生活の質の向上を図ります。

②文化芸術活動に親しむことができる環境整備

障がい者が、文化芸術活動に親しむことができる環境整備を進めるとともに、障がい者のニーズに応じた文化芸術活動に関する人材の養成、相談体制の整備、関係者のネットワークづくり等の取組を行い、障がいの有無にかかわらず、文化芸術活動を行うことのできる環境づくりに取り組みます。特に、障がい者の文化芸術活動に対する支援や、障がい者の芸術作品の展示等の推進を図ります。

③障がい者の文化芸術活動の普及及び支援

全ての障がい者の芸術及び文化活動への参加を通じて障がい者の生活を豊かにするとともに、町民の障がいへの理解と認識を深め、障がい者の自立と社会参加の促進に寄与するため、障がい者の文化芸術活動の普及を図ります。また、民間団体等が行う文化芸術活動等に関する取組を支援していきます。

④レクリエーション活動等への支援

レクリエーション活動等を通じて、障がい者等の体力増進、交流、余暇等に資するため、各種レクリエーション教室や大会・運動会などを開催し、障がい者等が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行います。

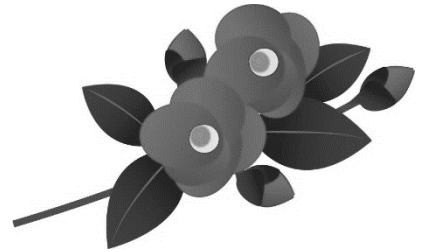
(2) スポーツに親しめる環境の整備

①スポーツに親しめる環境の整備

障がい者が地域においてスポーツに親しむことができる施設・設備の整備等を進めるとともに、障がい者のニーズに応じたスポーツに関する人材の養成等の取組を行い、障がいの有無にかかわらずスポーツを行うことのできる環境づくりに取り組みます。

②障がい者スポーツの普及促進

障がい者スポーツの普及を図るとともに、民間団体等が行うスポーツ等に関する取組を支援します。特に、身体障がい者や知的障がい者に比べて普及が遅れている精神障がい者のスポーツの振興に取り組みます。



第3部 障がい福祉計画及び 障がい児福祉計画



第1章 基本指針の見直しの主なポイント及び

成果目標

基本指針において、都道府県・市町村は、基本指針に即し3か年（令和6年度～令和8年度）の「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を策定するものとされており、本町が策定する第7期障がい福祉計画及び第3期障がい児福祉計画においても、基本指針に即した項目を盛り込むとともに、成果目標については、国の数値を考慮しつつ、本町の実情を勘案して設定します。

なお、基本方針における、主な見直しのポイント及び成果目標は、次のとおりです。

1 基本指針の見直しの主なポイント

目標の項目については、基本指針において成果目標を設定することとされており、その内容は次項2のとおりです。

①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援 目標	○重度障がい者等への支援に係る記載の拡充 ○障害者総合支援法の改正による地域生活支援拠点等の整備の努力義務化等を踏まえた見直し
②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 目標	○精神保健福祉法の改正等を踏まえた更なる体制整備 ○医療計画との連動性を踏まえた目標値の設定
③福祉施設から一般就労への移行等 目標	○一般就労への移行及び定着に係る目標値の設定 ○一般就労中の就労系障害福祉サービスの一時利用に係る記載の追記
④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築 目標	○児童発達支援センターの機能強化と地域の体制整備 ○障害児入所施設からの移行調整の取組の推進 ○医療的ケア児等支援法の施行による医療的ケア児等に対する支援体制の充実 ○聴覚障がい児への早期支援の推進の拡充
⑤発達障がい者等支援の一層の充実	○ペアレントトレーニング ^{※5} 等プログラム実施者養成推進 ○発達障がい者地域支援マネジャーによる困難事例に対する助言等の推進
⑥地域における相談支援体制の充実強化 目標	○基幹相談支援センターの設置等の推進 ○協議会の活性化に向けた成果目標の新設

※5 ペアレントトレーニング：親が日常生活で子どもに適切にかかわることができるようにする訓練。

⑦ 障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ○自治体による障がい者虐待への組織的な対応の徹底 ○精神障がい者に対する虐待の防止に係る記載の新設
⑧ 「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉法に基づく地域福祉計画等との連携や、市町村による包括的な支援体制の構築の推進に係る記載の新設
⑨ 障がい福祉サービスの質の確保 目標	<ul style="list-style-type: none"> ○都道府県による相談支援専門員等への意思決定支援ガイドライン等を活用した研修等の実施を活動指標に追加
⑩ 障がい福祉人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ○ICTの導入等による事務負担の軽減等に係る記載の新設 ○相談支援専門員及びサービス管理責任者等の研修修了者数等を活動指標に追加
⑪ よりきめ細かい地域ニーズを踏まえた障がい（児）福祉計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ○障害福祉DBの活用等による計画策定の推進 ○市町村内のより細かな地域単位や重度障がい者等のニーズ把握の推進
⑫ 障がい者による情報の取得利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成等の促進に係る記載の新設
⑬ 障害者総合支援法に基づく難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ○障がい福祉計画等の策定時における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重 ○支援ニーズの把握及び特性に配慮した支援体制の整備
⑭ その他：地方分権提案に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ○計画期間の柔軟化 ○サービスの見込量以外の活動指標の策定を任意化

2 基本指針における障がい（児）福祉計画に係る成果目標

項目	成果目標	前項1の該当項目
(1)施設入所者の地域生活への移行	<ul style="list-style-type: none"> ○地域移行者数：令和4年度末施設入所者数の6%以上 ○施設入所者数：令和4年度末の5%以上削減 	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
(2)精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 ○精神病床における1年以上入院患者数 ○精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上 	②精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
(3)地域生活支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと ○強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること【新規】 	①入所等から地域生活への移行、地域生活の継続の支援
(4)福祉施設から一般就労への移行等	<ul style="list-style-type: none"> ○一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ○就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上【新規】 ○各都道府県は地域の就労支援ネットワークの強化、関係機関の連携した支援体制を構築するため、協議会を活用して推進【新規】 ○就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ○就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上 	③福祉施設から一般就労への移行等
(5)障がい児支援の提供体制の整備等	<ul style="list-style-type: none"> ○児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ○全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ○各都道府県は難聴児支援を総合的に推進するための計画を策定するとともに、各都道府県及び必要に応じて政令市は、難聴児支援の中核的機能を果たす体制を構築 ○重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上 ○各都道府県は医療的ケア児支援センターを設置【新規】 ○各都道府県及び各政令市において、障がい児入所施設からの移行調整に係る協議の場を設置【新規】 	④障がい児のサービス提供体制の計画的な構築
(6)相談支援体制の充実・強化等	<ul style="list-style-type: none"> ○各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ○協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等【新規】 	⑥地域における相談支援体制の充実強化
(7)障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築 	⑨障がい福祉サービスの質の確保

第2章 成果目標の設定



1 本項の内容と目的

本項目では、国が定める基本指針に即し、令和8年度の数値目標を設定します。また、数値目標及びこれまでの実績等を踏まえ、令和6年度から令和8年度までの3か年における障がい福祉サービス等の見込量を定め、本町におけるサービス提供体制の計画的な整備を図ります。

2 成果目標

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

国 指 針	地域移行者数 ：令和4年度末施設入所者数の6%以上 施設入所者数 ：令和4年度末の5%以上削減
----------------------	--

項目	目標等	考え方
令和4年度末時点の入所者数…A	30人	
令和8年度末の入所者数…B	28人	
目標 地域移行者数…C	2人	令和4年度末施設入所者数の6%以上 ($C \div A = 6.7\%$)
目標 施設入所者数…D	2人	令和4年度末の5%以上削減 ($D \div A = 6.7\%$)

(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築（鹿児島県分）

国 指 針	精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築 <ul style="list-style-type: none"> 精神障がい者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数：325.3日以上 精神病床における1年以上入院患者数 精神病床における早期退院率：3か月後68.9%以上、6か月後84.5%以上、1年後91.0%以上
-------------	---

※国の基本指針では、この成果目標の設定は都道府県のみとなっています。

国の基本指針（数値目標設定）の対象は、各都道府県であり、本町としては目標達成のため、引き続き、保健、医療、福祉関係者による協議の場に参加することとします。

区 分	数値等
保健、医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数	年1回
保健、医療及び福祉関係者による協議の場への関係者の参加者数※	30人
保健、医療及び福祉関係者による協議の場における目標設定及び評価の実施回数	年1回

※北薩圏域精神障害者地域移行・地域定着推進会議の構成人数

(3) 地域生活支援の充実

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> 各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、コーディネーターの配置などによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進め、また、年1回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況の検証・検討を行うこと 強度行動障がいを有する者に関し、各市町村又は圏域において支援ニーズを把握し、支援体制の整備を進めること〔新規〕
-------------	---

項 目	目標等	考え方
目標 地域生活支援拠点等の設置箇所数	1箇所	圏域（2市1町）に1か所
目標 運用状況の検証・検討	3市町	検証・検討を行う市町村数（R6-R8各年）
	3回	検証・検討の回数（R6-R8各年）
目標 強度行動障がいを有する障がい者への支援	実施	状況や支援ニーズの把握
	実施	支援体制の整備

(4) 福祉施設から一般就労への移行等

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般就労への移行者数：令和3年度実績の1.28倍以上 ・ 就労移行支援事業利用終了者に占める一般就労へ移行した者の割合が5割以上の事業所：就労移行支援事業所の5割以上 【新規】 ・ 就労定着支援事業の利用者数：令和3年度末実績の1.41倍以上 ・ 就労定着支援事業利用終了後一定期間の就労定着率が7割以上となる就労定着支援事業所の割合：2割5分以上
-------------	--

項 目	目標等	考え方
令和3年度の一般就労移行者数	0人	
令和8年度の一般就労移行者数	1人	
【目標】 一般就労移行者数	1人	1.28倍以上
令和3年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	0人	
令和8年度の就労移行支援事業における一般就労移行者数	1人	
【目標】 就労移行支援事業における一般就労移行者数	1人	
【目標】 令和8年度一般就労移行者の割合が5割以上の就労移行支援事業所の割合	0%	*1
令和3年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	0人	
令和8年度の就労継続支援A型事業における一般就労移行者数	1人	
【目標】 就労継続支援A型事業における一般就労者数	1人	
令和3年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	0人	
令和8年度の就労継続支援B型事業における一般就労移行者数	1人	
【目標】 就労継続支援B型事業における一般就労者数	1人	
令和3年度の就労定着支援事業における利用者数	0人	
令和8年度の就労定着支援事業における利用者数	1人	
【目標】 就労定着支援事業における利用者数	1人	1.41倍以上
【目標】 令和8年度就労定着率7割以上の就労定着支援事業所の割合	0%	*2

※本計画では、*1及び*2について町内への事業所の整備を見込みません。

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

障害児福祉計画特化

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 児童発達支援センターの設置：各市町村又は各圏域に1か所以上 ・ 全市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容の（インクルージョン）推進体制の構築 ・ 重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所等：各市町村又は圏域に1か所以上
-------------	--

項目	目標等	考え方
目標 児童発達支援センターの設置	(整備済) 1	圏域で設定 ※各項目令和8年度末
目標 保育所等訪問支援を実施する主体数	(整備済) 1	
目標 主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所	(整備済) 1	
目標 主に重症心身障がい児を支援する放課後等デイサービス事業所	(整備済) 1	
目標 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場	(整備済) 1	
目標 医療的ケア児支援のためのコーディネーターの配置	1	

(6) 相談支援体制の充実・強化等

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 各市町村において、基幹相談支援センターを設置等 ・ 協議会における個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等 新規
-------------	---

項目	目標等	考え方
目標 基幹相談支援センターの設置	(整備済) 1	阿久根市・長島町基幹相談支援センターとして設置済
目標 地域の相談支援体制の強化を図る体制の確保	1	令和8年度末
目標 個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等を行う取組を行うために必要な協議会の体制の確保	1	令和8年度末

(7) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

国 指 針	<ul style="list-style-type: none"> 各都道府県及び各市町村において、サービスの質向上のための体制を構築
-------------	---

項 目	目標等	考え方
目標 障がい福祉サービス等に係る各種研修の活用として職員への研修の実施	実施	
目標 障がい者自立支援審査支払等システムによる審査結果を共有する仕組みや体制の構築	実施	
目標 指導監査結果の関係市町村との共有をする仕組みや体制の構築	実施	

3 前期計画における指定障がい福祉サービス等の実績

(1) 訪問系サービス

サービス種別	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
居宅介護（ホームヘルプ）	利用時間（時間）	----- 居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援 ----- の合算値を設定			125	107	22
	利用者数（人）				12	10	3
重度訪問介護	利用時間（時間）				0	0	0
	利用者数（人）				0	0	0
同行援護	利用時間（時間）				6	12	10
	利用者数（人）				1	1	1
行動援護	利用時間（時間）				1	1	1
	利用者数（人）				1	1	1
重度障害者等包括支援	利用単位数（単位）				0	0	0
	利用者数（人）				0	0	0
(1) 訪問系サービス計	利用時間（時間）	160	168	176	132	120	33
	利用者数（人）	20	21	22	14	12	5

※実績値におけるR5の数值は10月末時点のもの。

(2) 日中活動系サービス

サービス種別	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
生活介護	利用量（人日分）	1,064	1,083	1,102	1,031	983	780
	利用者数（人）	56	57	58	54	51	49
自立訓練（機能訓練）	利用量（人日分）	20	20	20	0	0	0
	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0
自立訓練（生活訓練）	利用量（人日分）	30	45	60	10	31	18
	利用者数（人）	2	3	4	2	2	1
就労選択支援	利用者数（人）	/	/	/	/	/	/
就労移行支援	利用量（人日分）	60	80	100	23	16	17
	利用者数（人）	3	4	5	3	3	1
就労継続支援（A型）	利用量（人日分）	286	308	330	256	269	207
	利用者数（人）	13	14	15	14	14	13
就労継続支援（B型）	利用量（人日分）	950	950	950	737	705	596
	利用者数（人）	50	50	50	45	43	41
就労定着支援	利用者数（人）	1	1	1	1	1	1
療養介護	利用者数（人）	5	5	5	5	5	5
短期入所（福祉型）	利用量（人日分）	30	35	40	8	4	10
	利用者数（人）	6	7	8	4	2	5
短期入所（医療型）	利用量（人日分）	7	7	7	0	0	0
	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0

※実績値におけるR5の数值は10月末時点のもの。

(3) 居住系サービス

サービス種別	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
自立生活援助	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0
共同生活援助（グループホーム）	利用者数（人）	25	26	27	28	26	27
施設入所支援	利用者数（人）	30	29	28	33	32	31
地域生活支援拠点等	設置箇所数（箇所）	0	0	1	0	0	1
	検証及び検討回数（回）	0	0	3	0	0	2

※実績値におけるR5の数値は10月末時点のもの。

(4) 相談支援

サービス種別	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
計画相談支援	利用者数（人）	135	140	145	127	130	105
地域移行支援	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0
地域定着支援	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0

※実績値におけるR5の数値は10月末時点のもの。

(5) 障がい児通所支援

サービス種別	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
児童発達支援	利用量（人日）	240	280	315	238	241	195
	利用者数（人）	30	35	35	35	37	32
放課後等デイサービス	利用量（人日）	450	480	510	285	250	220
	利用者数（人）	32	32	34	35	31	30
保育所等訪問支援	利用量（人日）	4	4	4	0	0	0
	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0
医療型児童発達支援	利用量（人日）	8	8	8	0	0	0
	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0
居宅訪問型児童発達支援	利用量（人日）	4	4	4	0	0	0
	利用者数（人）	1	1	1	0	0	0

※実績値におけるR5の数値は10月末時点のもの。

(6) 障がい児相談支援

サービス種別	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
障害児相談支援	利用者数（人）	63	70	72	68	54	34

※実績値におけるR5の数值は10月末時点のもの。

(7) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数

サービス名	単位	見込値			実績値		
		R3	R4	R5	R3	R4	R5
医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	人数（人）	1	1	1	0	0	0

※実績値におけるR5の数值は10月末時点のもの。

第3章 活動指標の設定



1 訪問系サービス

サービス名	区分	概要
1-1 居宅介護 (ホームヘルプ)	者(児)	居宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
1-2 重度訪問介護	者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより、行動上著しい困難を有する人で常に介護を必要とする人に、居宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援などを総合的に行います。
1-3 同行援護	者(児)	視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護等の外出支援を行います。
1-4 行動援護	者(児)	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援や外出支援を行います。
1-5 重度障がい者等 包括支援	者(児)	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
1-1 居宅介護(ホームヘルプ)	利用時間(時間)	125	107	22	50	50	50
	利用者数(人)	12	10	3	5	5	5
1-2 重度訪問介護	利用時間(時間)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
1-3 同行援護	利用時間(時間)	6	12	10	15	18	18
	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
1-4 行動援護	利用時間(時間)	1	1	1	1	1	1
	利用者数(人)	1	1	1	1	1	1
1-5 重度障がい者等包括支援	利用単位数(単位)	0	0	0	0	0	0
	利用者数(人)	0	0	0	0	0	0
	利用時間(時間)	132	120	33	66	69	69
	利用者数(人)	14	12	5	7	7	7

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(サービス確保のための方策)

- 重度の障がいのある人や、介護保険サービスとの併用による利用者の増加が見込まれることから、当該サービスの提供事業所との連携を強化し、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。また、必要に応じ参入の促進を図ります。
- サービス提供事業所に研修参加などを促し、研修を通じて人材の確保・育成を図り、サービスの質の向上に努めます。

2 日中活動系サービス

サービス名	区分	概要
2-1 生活介護	者(児)	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
2-2-1 機能訓練 2-2-2 生活訓練 自立訓練	者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。機能訓練と生活訓練があります。
2-3 就労選択支援	者	障がいを持つ人の希望や能力に合う仕事探しを支援し、関係機関との橋渡しを担うサービスです。令和6年を目途に開始される予定です。
2-4 就労移行支援	者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
2-5 A型 2-6 B型 就労継続支援	者	一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。 雇用契約を結ぶA型と、雇用契約を結ばないB型があります。
2-7 就労定着支援	者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行います。
2-8 療養介護	者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の支援を行います。
2-9-1 福祉型 2-9-2 医療型 短期入所 (ショートステイ)	者(児)	居宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
2-1 生活介護	利用量(人日分)	1,031	983	780	1,030	1,030	1,030
	利用者数(人)	54	51	49	55	55	55
2-2-1 自立訓練(機能訓練)	利用量(人日分)	0	0	0	20	20	20
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
2-2-2 自立訓練(生活訓練)	利用量(人日分)	10	31	18	30	30	30
	利用者数(人)	2	2	1	2	2	2
2-3 就労選択支援	利用者数(人)					1	1
2-4 就労移行支援	利用量(人日分)	23	16	17	20	40	40
	利用者数(人)	3	3	1	2	3	3
2-5 就労継続支援(A型)	利用量(人日分)	256	269	207	280	300	320
	利用者数(人)	14	14	13	15	16	17
2-6 就労継続支援(B型)	利用量(人日分)	737	705	596	750	750	750
	利用者数(人)	45	43	41	45	45	45
2-7 就労定着支援	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
2-8 療養介護	利用者数(人)	5	5	4	5	5	5
2-9-1 短期入所(福祉型)	利用量(人日分)	8	4	10	12	14	16
	利用者数(人)	4	2	5	6	7	8
2-9-2 短期入所(医療型)	利用量(人日分)	0	0	0	5	5	5
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(サービス確保のための方策)

- 各サービスについて、実績数値を基に令和6年から令和8年の数値を見込みました。実績のないサービスについても一定数の利用を見込み、対象者へ各サービス内容等の情報の提供に努め、利用促進を図ります。
- 生活介護については、今後も一定の利用が見込まれることから、サービス提供事業所との連携を図り、利用者の障がい特性やニーズに応じたサービスの提供に努めます。
- 自立訓練（機能訓練）及び自立訓練（生活機能）については、関係機関との連携を図り、利用者のニーズを把握し、必要な支援の提供に努めます。
- 就労移行支援については、サービス提供事業所との連携を強化し、一般就労を目指す対象者に就職までの訓練及び就職活動支援などの円滑な提供に努めます。
- 就労継続支援（A型・B型）については、既存事業所の質の確保に努めるとともに、必要に応じては新規参入も検討に含めたサービスの提供体制の整備を図ります。
- 短期入所については受け入れ体制の充実に向け事業所との調整を図るとともに、近隣市町や関係機関との連携を図り、受け入れ体制の整備に努めます。また、医療的ケアを必要とする利用者については、適切なサービスが提供できるよう支援の質の向上を図り、医療機関との連携を図り適切なサービスの提供に努めます。

3 自立生活援助・居住系サービス

サービス名	区分	概要
3-1 自立生活援助	者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により日常生活における課題を把握し、必要な支援を行います。
3-2 共同生活援助 (グループホーム)	者	共同生活を行う住居で、相談や日常生活上の援助を行います。また、入浴、排せつ、食事の介護等の必要性が認定されている方には介護サービスも提供します。さらに、グループホームを退居し、一般住宅等への移行を目指す人のためにサテライト型住居があります。
3-3 施設入所支援	者	施設に入所する人に、夜間や休日に、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
3-4 地域生活支援拠点等	者	障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制です。居住支援のための主な機能は、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱とされています。

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
3-1 自立生活援助	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
3-2 共同生活援助(グループホーム)	利用者数(人)	28	26	27	28	29	30
3-3 施設入所支援	利用者数(人)	33	32	31	30	29	28
3-4 地域生活支援拠点等	設置箇所数(箇所)	0	0	1	1	1	1
	検証及び検討回数(回)	0	0	2	2	2	2
	コーディネーター配置人数(人)	0	0	0	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(サービス確保のための方策)

- 重度の障がいのある人の地域生活を推進するために、サービスの内容等について利用者への周知に努めるとともに、サービス提供事業所との連携を図り、必要なサービス量の確保を図ります。
- 施設入所者の地域生活への移行や、グループホームからの退所者が地域で暮らしていくための様々な生活上の相談に対し、適切な支援に努めます。

4 発達障がい

サービス名	区分	概要
4-1 児童発達支援 (福祉型)	①児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
4-2 居宅訪問型児童 発達支援	①児	重度の障がい等により外出が著しく困難な障がい児の居宅を訪問して発達支援を行います。
4-3 放課後等デイサ ービス	①児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行います。
4-4 保育所等訪問支 援	①児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障がい児に対して、障がい児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行います。

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
4-1 児童発達支援(福祉型)	利用量(人日)	238	241	195	250	250	250
	利用者数(人)	35	37	32	30	30	30
4-2 居宅訪問型児童発達支援	利用量(人日)	0	0	0	4	4	4
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1
4-3 放課後等デイサービス	利用量(人日)	285	250	220	300	300	300
	利用者数(人)	35	31	30	39	39	39
4-4 保育所等訪問支援	利用量(人日)	0	0	0	4	4	4
	利用者数(人)	0	0	0	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(サービス確保のための方策)

障害児通所支援

- 関係機関と連携し、支援の必要な児童の早期療育開始へつなげます。
- 児童発達支援については、個別のニーズに対応できるよう提供事業所との連携を図ります。

障害児相談支援

- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談支援体制の強化を図ります。
- より質の高いサービスが提供できるように、相談支援専門員等の育成、資質向上、活動内容の充実を図るために必要な情報提供等に努めます。

5 相談支援

サービス名	区分	概要
5-1 計画相談支援	者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨
5-2 障がい児相談支援	児	【障がい児利用援助】 ・ 障がい児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障がい児支援利用援助】
5-3 地域移行支援	者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障がい福祉サービス事業所への同行支援等を行います。
5-4 地域定着支援	者	常時、連絡体制を確保し障がいの特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障がい福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行います。

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
5-1 計画相談支援	利用者数（人）	127	130	105	106	107	108
5-2 障がい児相談支援	利用者数（人）	68	54	34	69	69	69
5-3 地域移行支援	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1
5-4 地域定着支援	利用者数（人）	0	0	0	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

（サービス確保のための方策）

- 計画相談支援については、障がいのある人が抱える課題の解決や適切なサービスの利用を支援するため、相談支援専門員の育成を図り質の向上に努めます。また、今後は利用量の増加が見込まれるため、ケアマネジメントを行う人材の育成及び確保を図ります。
- 身近な地域で相談支援が受けられるよう、相談支援事業所の拡充を図るとともに、相談体制の強化を図ります。

6 その他の指標

(1) 発達障がい者等に対する支援

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
支援プログラム等の受講者数	受講者数（人）	0	0	0	0	0	1
ペアレントトレーニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の実施者数（支援者）	人数（人）	0	0	0	0	0	1
ペアレントメンターの人数	人数（人）	0	0	0	0	0	1
ピアサポートの活動への参加人数	人数（人）	0	0	0	0	0	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(2) 相談支援体制の充実・強化のための取組

① 基幹相談支援センター

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
基幹相談支援センターの設置	設置の有無	無	無	有	有	有	有
地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言	件数（件）	0	0	2	3	3	3
地域の相談支援事業者の人材育成の支援	件数（件）	0	0	6	6	6	6
地域の相談機関との連携強化の取組の実施	回数（回）	0	0	6	6	6	6
個別事例の支援内容の検証	回数（回／年）	0	0	1	1	1	1
主任相談支援専門員の配置	人数（人）	0	0	2	2	2	2

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

② 協議会

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
相談支援事業所の参画による事例検討会(頻度)	回数（回／年）	0	0	0	1	1	1
事例検討会への参加事業・機関数	事業・機関数（件）	0	0	0	1	1	1
専門部会の設置数	設置数（件）	4	4	4	4	4	4
専門部会の実施回数(頻度)	回数（回／年）	24	24	24	24	24	24

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(3) 障がい福祉サービスの質を向上させるための取組

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
県が実施する研修の参加人数	人数（人）	2	4	4	5	5	5
障害者自立支援審査支払等システム等を活用した、事業者や関係自治体等との共有回数	回数（回）	0	0	0	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(4) 精神障がい者にも対応した包括ケアシステムの構築

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
精神障がい者の地域移行支援の利用者数	利用者数（人）	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の地域定着支援の利用者数	利用者数（人）	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の共同生活援助の利用者数	利用者数（人）	8	6	7	7	8	9
精神障がい者の自立生活援助の利用者数	利用者数（人）	0	0	0	0	0	1
精神障がい者の自立訓練（生活訓練）利用者数	利用者数（人）	1	1	1	1	1	1

(5) 障がい児支援の提供体制の整備等

サービス種別	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
医療的ケア児等に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置人数	配置人数（人）	0	0	0	1	1	1

第4章 地域生活支援事業



1 必須事業

(1) 理解促進研修・啓発事業

障がい者等が日常生活及び社会生活を営む上で生じる「社会的障壁」を除去するため、障がい者等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

(2) 自発的活動支援事業

障がい者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障がい者等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取組を支援することにより、共生社会の実現を図ります。

(3) 相談支援事業

障がい者等、障がい児の保護者又は障がい者等の介護を行う者などからの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することや、権利擁護のために必要な援助を行うことにより、障がい者等が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とします。

- ① 基幹相談支援センター等機能強化事業
- ② 住宅入居等支援事業（居住サポート事業）

事業名	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
障害者相談支援事業 (基幹相談支援センター)	設置の有無	無	無	有	有	有	有

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(4) 成年後見制度利用支援事業

障がい福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障がい者又は精神障がい者に対し、成年後見制度の利用を支援することにより、これらの障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

事業名	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
成年後見制度利用支援事業	利用者数（人）	1	0	0	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(5) 成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がい者の権利擁護を図ることを目的とします。

(6) 意思疎通支援事業

聴覚、言語機能、音声機能、視覚その他の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等に、手話通訳、要約筆記等の方法により、障がい者等とその他の者の意思疎通を支援する手話通訳者、要約筆記者等の派遣等を行い、意思疎通の円滑化を図ることを目的とします。

事業名	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話通訳者派遣事業	派遣件数（件）	7	3	1	3	3	3

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(7) 日常生活用具給付等事業

障がい者等に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とします。

事業名	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
①介護・訓練支援用具	件数（件）	0	3	3	3	3	3
②自立生活支援用具	件数（件）	3	1	0	1	1	1
③在宅療養等支援用具	件数（件）	0	3	3	2	2	2
④情報・意思疎通支援用具	件数（件）	1	5	0	1	1	1
⑤排泄管理支援用具	件数（件）	244	189	99	200	200	200
⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）	件数（件）	1	1	1	1	1	1

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(8) 手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がい者等の自立した日常生活又は社会生活を営むことができるようにすることを目的とする。

事業名	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
手話奉仕員養成研修事業	修了人数（人）	1	10	10	10	10	10

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

(9) 移動支援事業

屋外での移動が困難な障がい者等について、外出のための支援を行うことにより、地域における自立生活及び社会参加を促すことを目的とします。

(10) 地域活動支援センター機能強化事業

障がい者等を通わせ、地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、もって障がい者等の地域生活支援の促進を図ることを目的とします。

事業名	単位	実績値			見込値		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域活動支援センター機能強化事業	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数（人）	627	588	192	600	600	600
(I型)	箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0
(II型)	箇所数（箇所）	1	1	1	1	1	1
	利用者数（人）	627	588	192	600	600	600
(III型)	箇所数（箇所）	0	0	0	0	0	0
	利用者数（人）	0	0	0	0	0	0

※実績値の令和5年度は、令和5年10月末時点の数値。

2 任意事業

地域生活支援事業の任意事業は、市町村の判断で事業を実施できることとされています。

① 訪問入浴サービス

地域における身体に障がいがある方及び障がいのある子どもの生活を支援するため、看護師、または准看護師もしくは介護職員が、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持、心身機能の維持等を図ることを目的とした事業です。

② 日中一時支援

日中において障がいのある方等を介護、監護する方がいない場合に活動の場を確保、提供し、一時的に見守り等の支援を行います。レスパイトケアとしての役割も担うことを目的とした事業です。

③ 身体障害者用自動車改造費助成事業

身体障がい者が就労等に伴い、自らが所有し運転する自動車を取得する場合、その自動車の改造に要する経費の一部を助成する事業です。

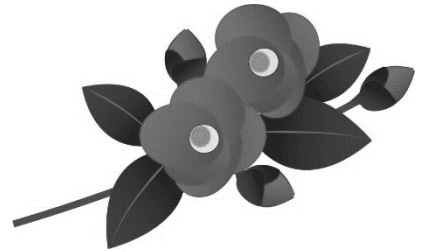
3 町独自事業

① メディカルショートステイ助成事業

在宅で療養する医療的ケアが日常的に必要な障がい者等が、指定事業所が実施するメディカルショートステイを利用した場合に、その利用に係る費用の一部を助成する事業です。

② 獅子島地区渡船料補助金

獅子島に在住し、障がい福祉サービス等を利用する場合に、渡船料を補助する事業です。



第4部 計画の推進にあたって





1 計画の周知

本計画を広く住民に周知し、障がいや障がい者への正しい理解を普及しながら、「ともに生き、ともに支え合う やさしさのまち」に向け、障がい者の豊かな地域生活の実現に努めていきます。

2 計画の推進体制の確立

本計画の推進体制においては、福祉・保健・医療・保育・教育・就労等で構成した自立支援協議会を中心に相互に連携しながら、障がい者のライフステージに応じた支援を行い、障がい者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、計画の推進体制を確立します。

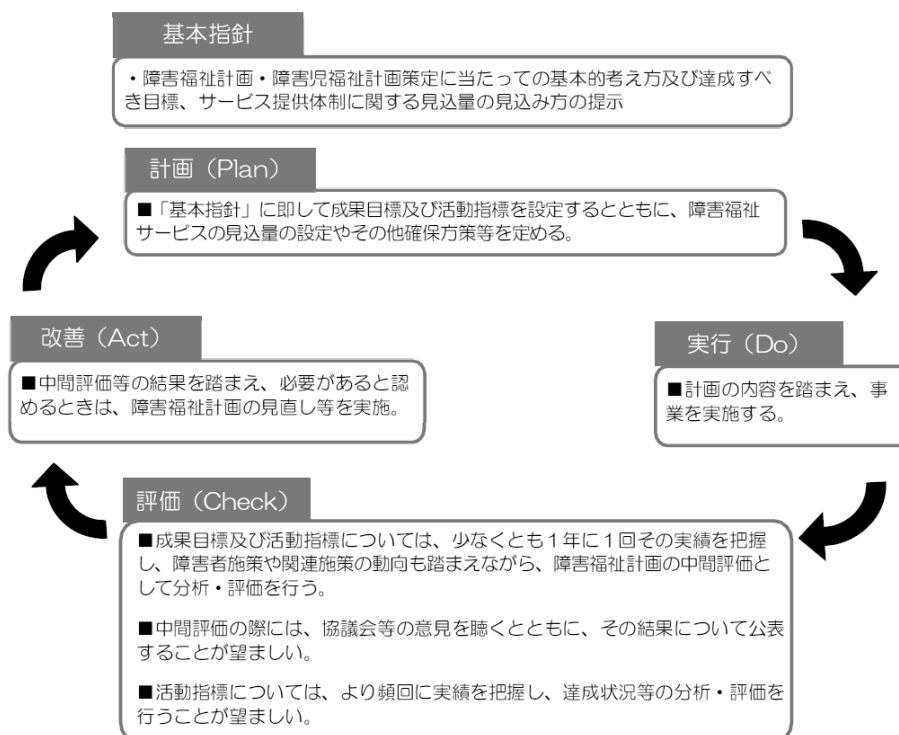
3 国・県及び近隣自治体との連携

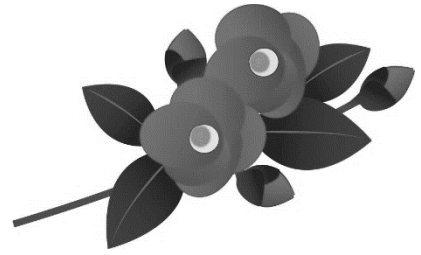
本計画は、広域的に対応しなければならない施策もありますので、広域における障がい福祉サービス等の状況を踏まえながら、国・県や近隣市町と連携し計画の推進に努めます。

4 計画の評価・検討

本計画の評価においては、PDCAサイクルを用い、少なくとも年1回の評価分析に努め、必要な場合は計画を見直すこととします。障がい福祉計画及び障がい児福祉計画においては、基本指針に即して定めた数値目標を「成果目標」とし、各サービスの見込量を「活動指標」とします。

図表 52:PDCAサイクル





資料編



長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

○長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱

令和2年8月7日告示第35号

長島町障害福祉計画策定委員会設置要綱
(設置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律123号）第88条の規定に基づき、障害者計画及び障害福祉計画（以下「計画」という。）の策定するにあたり、障害者の福祉に関する施策及び障害の予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、長島町障害福祉計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議を行い、計画の案を作成し、町長に報告する。

- (1) 計画の基本方針
- (2) 計画案の作成
- (3) 計画の策定に関し必要な事項

(組織)

第3条 委員会は、委員15人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障害者団体等の代表
- (3) 障害者及び障害者の親族等の代表

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、計画の策定が修了するまでの期間とする。ただし、委員の欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第5条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。

4 委員会は、必要に応じ関係者の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第8条 この告示に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この告示は、令和2年9月1日から施行する。

長島町障害福祉計画策定委員会委員名簿

区 分	番号	機 関 等 名	役職等	氏 名
障がい者施策に見識を有する団体	1	長島町社会福祉協議会	事務局長	牧 一弘
	2	長島町議会総務民生常任委員会	委員長	兒玉 誠
	3	長島町民生委員児童委員協議会	会 長	川田 幸則
	4	長島町自治公民館連絡協議会	会 長	上窪 正志
障がい者団体及び家族・保護者団体	5	長島町身体障害者連絡協議会	会 長	小崎 忍
	6	長島町手をつなぐ育成会	会 長	小森れい子
	7	出水地区みちづれ会	会 長	稲田 耕司
	8	出水地区聴覚障害者協会	理 事	牧 実夫
障がい者及び障がい者の親族等	9	身体障がい者代表		森枝 速人
	10	知的障がい者保護者代表		有馬 和代
	11	障がい児保護者代表		池林亜希子

◎…会長、○…副会長

関係者 (第6条第4項関係)	12	障害者支援施設 あいわの里支援センター	相談員	牛ノ濱真久
	13	NPO法人長島福祉作業所 ぼんぼこ村	施設長	大堂 和枝
	14	相談支援事業所 ぼんぼこ	相談員	大堂志保子
	15	出水保健所（精神保健担当）	保健師	中迎 賢介

用語解説

英文字

NPO

〔non-profit organization〕非営利団体のこと。特に、政府や企業などではできない社会的な問題に、営利を目的とせずに取り組む民間組織（民間非営利団体）をいう。一定の要件を満たす団体は、特定非営利活動促進法に基づいて法人格を取得できる。

PDCAサイクル

業務を継続的に改善していく手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Act（改善）の4つの頭文字を取ったもの。最後のActの実施を受け、次のPDCAサイクルのPlanに繋げることで、継続的に業務改善を実施していく。

SDGs

〔Sustainable Development Goals〕（持続可能な開発目標）の略称。2015年9月の国連サミットで加盟国の全会一致で採択された2015年から2030年までの長期的な国際社会共通の開発指針で、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現を目指している。「17の目標」と「169のターゲット（具体目標）」で構成されている。

WISC（ウイスク）検査

〔Wechsler intelligence scale for children〕の略称。「言語理解」「知覚推理」「処理速度」「ワーキングメモリー」の4つの指標とIQ（知能指数）を数値化する検査で、その子の「得意な部分と苦手な部分」から「その子にとってより良い支援の手がかりを得る」ことを目的として行う検査。

あ行

医療的ケア児

日常生活を送るために、痰（たん）の吸引や経管栄養などの医療的ケアを必要とする子どものこと。

インクルージョン

介護や障がいなどの有無を問わず、すべての人が差別なく受け入れられる社会。社会的包摂ともいう。

か行

基幹相談支援センター

地域における障害者相談支援施設や団体の中核的な役割を担う機関として設置されているもの。障がいを持った方やその家族のための総合相談窓口として、社会にとけこみ自立した生活を送れるよう必要な援助や情報提供を行う。

権利擁護

障がいや認知症などによって、物事を判断できなくなった障がい者や高齢者の権利を守り、その方が安心して自分らしく生活が送れるよう支援すること。

さ行

児童発達支援センター

地域の障がいのある児童を通所させ、日常生活における基本的動作の指導や自活に必要な知識や技能の付与、または集団生活への適応のための訓練を行う施設。福祉サービスを行う「福祉型」と、福祉サービスに併せて治療を行う「医療型」がある。

障害者基本法

障がい者の自立及び社会参加を支援する施策に関する基本理念を定めた法律。昭和 45 年（1970）制定の心身障害者対策基本法を改正して平成 5 年（1993）成立。平成 16 年（2004）大幅改正。障がい者に対して障がいを理由として差別することや、その他の権利利益を侵害する行為をしてはならないと定める。また、国や地方自治体に障がい者のための施策に関する基本計画の策定を義務づけている。

障害者総合支援法

障がいの有無にかかわらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とし、障がい者・障がい児が基本的人権を享有する個人として尊厳ある生活を営めるよう、必要な障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業などの支援を総合的に行うことを定めた法律。平成 17 年（2005）、障害者自立支援法として制定。平成 24（2012）年に改正・改題。

障害者の権利に関する条約

すべての障がい者が人権や基本的自由を完全に享有するための措置について定めた国際条約。締約国に対し、障がいを理由とするあらゆる差別の禁止や合理的配慮の提供の確保などを求めている。2006 年の国連総会で採択。2008 年発効。日本は平成 26 年（2014）に批准。

自立支援協議会

障害者総合支援法に基づき、障がいのある人が障がいのない人と共に暮らせる地域をつくるため、障がい福祉に係る関係機関が情報を共有し、地域の課題解決に向け協議を行うための会議。長島町は、阿久根市、出水市とともに、出水地区障がい者自立支援協議会を設置している。

新型コロナウイルス感染症

2019 年 12 月に中国・武漢市で発生したコロナウイルスによる感染症のこと。正式名称は「COVID-19（コビッド 19）」。主な症状は、発熱や咳が中心で、頭痛、息切れ、倦怠感、筋肉痛、喉の痛み、嗅覚や味覚の異常などを伴うこともある。感染しても無症状の場合もある。

スクリーニング

類義の外来語「フィルタリング」（選別、より分け）が、必要なものと不要なものをより分けることを意味するのに対し「スクリーニング」は、条件に合うものを選び出すことを意味する。

成年後見制度

認知症の高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が不十分な成人の財産管理や契約、福祉サービスの利用契約、遺産分割協議などについて、選任された成年後見人が代理して行う制度。判断能力に障がいを有していても、自己決定能力がないと見なすのではなく、その残存能力と自己決定を尊重しながら、財産保護と自己の意思を反映させた生活を社会的に実現させる、というノーマライゼーションの思想が背景にある。

ソーシャルディスタンス

公衆衛生戦略を表す用語であり、疾病の感染拡大を防ぐため、意図的に人と人の物理的距離を保つこと。近年の新型コロナウイルス感染症予防の観点から広く認知された。

た 行

地域共生社会

子どもや高齢者、障がい者などすべての人々が地域、暮らし、生きがいを共に創り、高め合うことができる社会のことをいう。

地域生活支援拠点

障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、居住支援のための機能（相談、体験の機会・場、緊急時の受け入れ・対応、専門性、地域の支援体制づくり）を備えた地域における生活支援の拠点となるもの。

地域包括ケアシステム

医師の往診や訪問看護、介護を受けながら、住み慣れた地域で最期まで暮らせるようにする体制。国は自治体に、団塊の世代が75歳以上になる令和7年を目処に整備を促している。医療や介護施設の不足も背景にある。

テレワーク

情報通信技術（ICT）を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方のこと。

トライアル雇用

職業経験の不足などから就職が困難な求職者等を原則3か月間試用雇用することにより、その適性や能力を見極め、期間の定めのない雇用への移行のきっかけとすることを目的とした制度。労働者と企業がお互いを理解した上で無期雇用へ移行することができるため、ミスマッチを防ぐことができる。

は行

パーキングパーミット制度

障がい者等用駐車区画の利用対象者を限定し、対象者に利用証を交付するという制度。

ピアサポート

同じ問題を抱える者が集まり、それぞれの状況での自分の体験や行動、考えなどを披露し、互いに語り合うことにより支え合うこと。ピア（仲間、peer）という用語のとおり、仲間同士が相互に体験や感情を共有し支援しあう精神的支援活

動を主体とするものであり、それによって問題解決の方策をみつけたそうとする。

ペアレントトレーニング

保護者や養育者を対象に、行動理論をベースとして環境調整や子どもへの肯定的な働きかけをロールプレイやホームワークを通して学び、保護者や養育者のかかわり方や心理的なストレスの改善、子どもの適切な行動を促進し、不適切な行動の改善を旨とする家族支援のアプローチの一つ。

ペアレントプログラム

子どもや自分自身について「行動」で把握することで、保護者の認知的な枠組みを修正していくことを目的とした簡易的なプログラム。「行動で考える」「（叱って対応するのではなく、適応行動ができたことを）ほめて対応する」「孤立している保護者が仲間を見つける」という3つの目標に向けて取り組むもの。

ペアレントメンター

「信頼のおける仲間」という意味。発達障がいの子どもを育てた保護者が、その育児経験を活かし、同じ親の立場から子育てで同じ悩みを抱える保護者などに対してグループ相談や子どもの特性などを伝えるサポートブック等作り、情報提供等を行う。ペアレントメンターは、地域で実施している養成研修を経て活動をする。

ヘルプマーク・ヘルプカード

外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、障がい等の特性に応じた支援を受けやすくなるよう作成されたマーク。

法定雇用率

障害者雇用促進法が企業や行政などに達成を義務づけている、従業員のうち障がい者を雇うべき割合。日本の働き手全体の人数に占める、働く意欲がある障がい者の割合から計算される。

や行

ヤングケアラー

家族にケアを要する人がいる場合、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものこと。

ら行

ライフステージ

人間の一生における各段階。特に、人の一生を年齢によって幼年期・少年期・青年期・壮年期・老年期などに区分した、それぞれの時期。

レスパイトケア

介護の必要な高齢者や障がい者のいる家族へのさまざまな支援。家族が介護から解放される時間をつくり、心身疲労や共倒れなどを防止することが目的で、多くデイサービスやショートステイなどのサービスを指す。レスパイトとは「小休止」の意味。